

の金融が逼迫する可能性があるということを描いてまいりましたところ、市中におきましても、もはやその傾向があらわれておる様に私は思うのであります。この三月末から四月、五月にかけて、来年度予算がまだ執行されない端境期とでも申すべき時期に、格別の手配をする必要があると思つておりますが、いかがでございますか。

○吉光政府委員 来年度の三機関に対する貸し出し規模につきましては、すでに御承知のとおり、一八%アップというふうなことで対処をいたしておるわけでございますけれども、いまのような金融引き締め状況を慎重に見守りながら、この貸し出しの運用につきまして、特に先ほどお話ございましたような上期に逼迫度が集中することがないよう、資金計画面での運用の弾力化につとめてまいりたいと思つております。

○横山委員 本法において、保険契約者及び被保険者は、製造業者などの総代理店、製造業者の地域総代理店、あるいは製造業者の機種別総代理店、あるいは中小企業の貸与機関などが指定されるようでありまして、メーカーと総代理店の問題について私は一言政府の所信をただしたいと思つております。

最近、化粧品においても、あるいは自動車メーカーにおきましても、あらゆる点においていわゆる総代理店制度というものが系列化という意味において非常に盛んであります。しかし同時に、そのことは、メーカーと総代理店との関係がますます従属性を強くしてきたという感じを私は持つておるわけであります。ここ数年來、きわめてこの問題にフットライトを浴びせましたのが、本田技研と総代理店との関係であります。本田技研は四輪を始めました際に総代理店を指定いたしましたのが、きわめて過酷な資料の要求あるいはノルマの強制をいたしまして、結局ある程度その販売シェアを握つたら、とかくの理由をつけましてこの総代理店の資格を剥奪し、小売り屋に転落をさせて、まあ直販制度にいたしました。それがもう天下に

たいへんな話題を呼んで、そして業界の大論争といふことに相なりましたが、このメーカーと総代理店との関係について政府がチェックをするといふ点と、一体政府内部においてどこに責任があるのか、行政指導の担当はどこであるか、どなたかひとつお答えを願いたいと思つております。

○赤澤政府委員 ただいまの御質問は、一般的なメーカーと総代理店の関係についての御質問かと思つております。私がお答えするのは適當かどうかと思つておりますが、いまお話しする点は、おそらくこの流通秩序の整備と申しますか、そういう観点であらうかと思つております。私も申しますと、本件を直接担当いたしておりますのは企業局ではないかと思つております。

答えを少し狭くいたしますが、今回お願いをいたしております機械賦払いの関係、これはいわゆる総代理店契約等々、化粧品その他いまの自動車等々でございますが、私もこの法律の対象になっております場合にきましては、この保険の契約者あるいは被保険者につきましては、法律及び政令におきまして、製造業者などの総代理店、製造業者の地域総代理店、それから製造業者の機種別の総代理店、さらには中小企業の貸与機関等がこの対象になっておるわけでございます。そこで私も、この保険という立場からメーカーと総代理店の関係を見ておりましたが、これ以外のものにもいろいろとディラーがあるわけでありまして、そこで私も、こういった保険契約者をして、保険の立場から申しますと、そこに保険のリスクを集中されるというふうな場合が起きてくるというふうなことから、いま申し上げましたような地域別あるいは機種別の総代理店といふことにしておるわけであります。

私も調べております限りにおきましては、メーカーと総代理店との関係は、保険の面だけで見ておきますと、いまお話しのように、非常にこの関係がぐあいが悪いといふことはないように感じております。ただ、いろいろと品種、商品によ

りまして関係は異なつてまいらうかと思つておりますが、私もその保険の立場から見ると、この関係はそれほど過酷な申しすか、あるいは非常にぐあいが悪いと申しますか、そういった関係にはなつていないように承知をいたしております。

○横山委員 保険の立場から見れば、あるいはそういうことが言えるかもしれません。しかし中小企業庁長官に、ひとつ総合的な立場から、メーカーと総代理店との関係についてあなたの所信を伺いたいのですけれども、先ほど申しましたように、有名機械なり有名商品なり、そのメーカーが総代理店に対して持つております経済上の優越性といふ点、少し金額をまけて売つた場合には、あるいは再販契約に違反行為をした場合には、あるいはまた、やみ再販であつても、それに對して間違ひをおかした場合には代理店の資格を取り上げるというふうなことは、往々にして放棄にいとまがないのであります。このメーカーと総代理店との関係について、一回ひとつ洗い直してみる必要はないかと私は痛感するわけであります。常に経済上の優位を持つて、そうしていろいろな角度で圧力を加えておる、総代理店につきましても、A社及びB社、C社といふいろいろなものを扱ふ。電器製品でもそう、化粧品でもそうでありまして、自分のところだけ扱ふといつておるところには、特に経済上の優越性といふものがきわめてきびしい、そして過酷な条件といふものが常に圧力がかかつてまいらうかといふ状況について、中小企業庁として分析をされ、お考えになつたことがありましようか。

○吉光政府委員 メーカーと総代理店との関係、いろいろ業種、業態によりまして違ひが出てきておるかと思つてございすけれども、要はメーカーが、いま御指摘ございましたような、自分の優越的な地位を、いろいろなことにつかまして、代理店その他の販売店にその地位を乱用した結果を押しつける、こういうことがあります

場合、これはもうお答え申し上げるまでもなく不公正取引でございます。あくまでもその間の取引秩序は、公正な取引関係というものが当然の前提になつておるべきであるといふふうに考えるわけでございます。具体的な問題につきまして、私、状況を詳細に承知いたしておりませんので、いづれ業態に即しましてよく検討いたしてみたいと思つております。

○横山委員 それから、本田技研の問題が裁判されたにしました際に、私はアメリカにおける自動車誠実法といふものを一ぺん調べたことがございます。日本における公正取引については公正取引法にいろいろの難点がある。この難点から、いま常識的、一般的にメーカーが少し過酷であるといふだけでは、この法違反といふことになかなか持つていけないところがある。それ以前の、メーカーとして誠実な公正取引を守らなければならぬという立場において、アメリカの自動車誠実法は非常に示唆に富んだ法律であらうと思つて。これが日本の状況に、日本人の感覚になじむかどうかについては、若干の疑問が私はなしとしないけれども、今日の公正取引の規定からいふならばやや不十分な点がある、こういうふうには私は考えておるわけであります。これはいま重工業局長が、企業局とは言われたけれども、中小企業庁において、一回、メーカーと総代理店とのあり方についてひとつ洗い直してもらいたいといふことを要望したいのであります。いかがでございますか。

○吉光政府委員 ただいまのお話にございまして、アメリカにおきます自動車誠実法の関係、ディラーにつきましたの誠実法につきましては、私も昨年この法案を読んだわけでございす。お話の中にございまして、メーカーとディラーとの関係につきまして、予告なくして勝手に販売権を奪うとか、いわばメーカー側の優越的な地位を乱用することを戒めておる法律だと、私、承知をいたしておるわけでございす。こういうメーカーと販売店あるいは総代理店等との関

係につきまして、いろいろと問題のあること、あるいは化粧品業界のお示しの例、あるいはまた自動車販売業における例、あるいは家電関係の例等、実例をおあげになつたわけでございます。そういう実態をすみやかに検討いたしまして、どういうあり方であつたらいいか、いまの御指摘の点につきましてよく企業局とも相談しながら——と申しますのは、これは大企業関係の製品にそういう例が多々ございますので、よく企業局とも相談をいたしながら、そこらの取りまとめをやらしていただきたいと思ひます。

○横山委員 次にローン金利の問題であります。保険をするというところによつて、一体金融機関それ自身がどういう立場をとるのか。少なくとも機械代金の半額は国が保険をするのであるから、金融機関としては、この貸し出した金額について、少なくとも半分は貸し倒れの危険性がないわけでありまして、したがって、市中金利と比較するとき、保険でない一般の貸し出し金利と比較をする場合には、少なくとも半分、国が保険をする分については調査料も必要なからう、あるいはまた貸し倒れの危険性がないのであるから、当然この金利が安く算定されなければならぬ、こう考えるのでありますが、どうでありますか。

○赤澤政府委員 現在耐久消費財等を主たるものとしておりまして、いわゆるビジネスローンというものが市中銀行で行なわれております。私も全部は調査いたしておりますが、大体日歩二銭三厘ないし四厘、年にいたしますと八・四%から八・八%くらいというのが、大体いま実施されているビジネスローンの金利のように承知をいたしております。これは一般のいわゆる割賦販売の金利に比しますと、若干ではございますが、やや低目ではないかと思つております。

いま御指摘のように、今回法改正によりまして、いわゆるローン保険というものが新設をされる。そうすると、いわば事故が起りまして、金融機関は、債務保証しておりますメーカーのほ

うへ保険金が半分支払われるわけでございますので、その面だけは危険負担が少なくなるというところは、御指摘のとおりでございます。ただそれが現実の金利として作用するかどうか。その面だけリスク負担が軽くなるのだから、金利も若干下げたいのではないかと、こういう点は、理論的には御指摘のとおりだと思ひます。ただローン保険の立場から申しますと、いまこの中小の機械メーカー等、信用力等が不十分でございますために、こういったビジネスローンにつきましても基本契約を銀行と取り結ぶことができないでおる、こういったメーカーが保険の対象になることによりまして、いわばビジネスローンの基本契約を市中銀行とより結びやすくなる。そういったことから機械の販売が拡大され、また先般も当委員会御答弁申し上げましたように、この機械の購入者は大部分が中小企業でございますので、先ほどもちよつとお話ございましたように、中小企業の設備の近代化がさらに促進される、こういう効果があるのではなからうかと思つております。したがって、ローン保険のねらいそのものは、むしろ金利を下げるというよりも、第一義的の目標といたしましては、従来の機械賦払い信用保険に加えて、今回の改正によつてさらにその目的とするところが拡大、拡充されていく、こういうふうにかえておる次第でございます。

○横山委員 しかし保険をかければ、金を貸す金融機関は、それで貸し倒れの危険がないのであるから、普通の貸し出しよりもリスクが少ないのであるから、国が保険をするのであるから、これは当然国としても、金融機関に対し金利を下げるべく要請をするべきが当然のことのように考える。この保険を拡大するについては、機械を売る人も、機械を買う人も、ともに保険を利用したほうがいい。しかも、それは国が保険をするのであるからこの法を利用したほうがいいという、この保険の発展のためにも、当然金融機関に対してその話をして、金利を市中の金利よりも安くするようにさせるべき当然の理由があるのではないかと、いま、

たしか中小企業金融公庫は八歩二厘、国民金融公庫も八歩二厘ぐらいでした。少なくともそれ以下にさせてもいいのではないかと、思うのですが、いかがですか。

○赤澤政府委員 ただいまお答え申し上げましたが、先生の御指摘の点、私もまことにごもっともな御指摘であらうかと思ひます。金利の問題は、それぞれの銀行が、相手の取引あるいは実態に応じて、それぞれきめておるわけでございますので、一がい全部幾らというように引き上げ方はむずかしいかと思ひますが、いま御指摘のように、確かに保険がかりますと銀行のリスクはそれだけ少なくなる。少なくとも半減することは確かでございますので、こういった点も十分勘案をいたしまして、今後大蔵当局とも相談をいたしまして、可能な限りそういった方向に指導をし、要請をしていただくようにつとめてまいりたいと思ひております。

○横山委員 大蔵省、結城さん、お見えになつておるようでありますが、この点についてどうお考えになりますか。

○結城説明員 ただいまの賦払い割賦販売の件でございますけれども、ローン保険の場合は、たゞいま重工業局長から言われましたように、その主たる目的が割賦販売の促進という点に主眼が置かれておるということであるわけでございます。それからもう一つ、金融機関に対する保証主体は機械メーカーになる。そのあとにこの保証がついておるわけでございまして、いわゆる信用保証協会なんかが一般的な公的な機関として中小企業の信用を補充するといふものと、その辺は若干趣が違つておるのじゃないかというふうな考えられるわけでありますけれども、理論的にいいますと、メーカーの保証に對してこの保証が裏で五〇%補完しているという点がありますので、確かに一般的な金利に比べてその分だけでも多少安くなつてしまふべきだと思つておられます。中小企業関係の設備といひますか、長期の貸し

出し金利は、大体九%程度になつておるわけでございまして、一般的にこういうローン金利の場合には、たゞいま重工業局長から言われましたように、八・四あるいは八・七六というふうな、通常の長期金利よりも安くなつておるというふうな状況でございます。これは、そういうリスクの点というふうなことも加味されて確かにきめられておる要素があるのじゃないかというふうにかへて考えるわけでございまして。

○横山委員 いま信用保証協会の例を引かれましたが、それに関連をして少し聞きますけれども、信用保証協会の保証をするという場合に、数年前から私どもとしては、信用保証協会の保証があればいわゆる金融機関は貸し倒れがないのだから、信用保証協会がリスクを担当するのであるから、一般の市中金利よりも当然信用保証料までは金利を下げるべきだ、こういう主張をし、政府もその当時からその点を了としておつたのでありますが、実際問題として、じゃ保証料だけ金利が引かれておるかという、そうではないのが町の実態であります。一体どういう行政指導をなさつておるか、伺いたしたいのであります。

○結城説明員 ただいま先生おっしゃいました、信用保証協会の保証つき融資に対する金融機関貸し出し金利の引き下げといひますか、通常の貸し出しに比べて引き下げるべきであるという点の御指摘は、前々から私も承つております。これにつきましては、四十二年八月に銀行局長名で各財務局長あるいは銀行協会連合会長等に対して通牒を出しましたのがしよつぱなものでございますが、その後さらに昨年の五月に再び銀行局長名で、各財務局長、それから全国銀行協会連合会長、あるいはその他の金融機関団体の会長、都道府県知事に通牒を出しまして、保証つき融資の金利引き下げに——そう努力してもらいたいというこの指導と、それから協力を依頼したところでございまして、私も、ただこういう通牒を出して終わつていふという状態ではございませんで、その通牒のあとにトレースといひますか、実態を調べたところに

よりまず、保証付きの融資は保証なしの融資に比べて、年にしまして〇・三五%程度低くなっているという状況でございます。しかも、はなはだ些少ではございますけれども、四十二年にこのような通達指導を出す前に比べますと、非常に小幅ではございますが、年率にしまして〇・〇七%程度ほど格差が広がっている。要するに保証付き融資のほうが金利がそれだけ下がってきているという状態も見えております。

金融機関としては、保証付き融資は確かに金融機関サイドのリスクがないという点で、その分安くするということはごもっともでございますが、保証料率の、たとえば三分六厘あるいは四厘程度まるまる下げるべきかどうかということになりますと、具体的に、金融機関と貸し出し先とのいろいろな形での交渉の結果、金利がさまるわけでございますので、たとえば四厘の保証料率まるまるめり込ませなければいかぬのじゃないかということとは、これまたなかなかむずかしい点があるんじゃないかというふうに思っておりますが、こういう指導につきましては、これからとも十分私どももやっていきたい、かように考えております。

○横山委員 いま伺った数字を見まして、あまりにも国会の意向といえますか、あるいはまた、政府がお約束された点からいうと、隔たりがあり過ぎると思うのであります。実際、信用保証協会の保証を持って金融機関へ行く、あるいは金融機関へ行って保証をもらってこいという、そのいずれの場合を取り上げまして、おまえのところにはほんとうは貸してはならぬけれども、信用保証協会の保証をもらってきたら何とかしてやろうという、恩恵的な態度が常に存在をする。保証をもらってきて銀行へ行く、そうか、保証をもらってきただけという、そういう雰囲気のもとには、金利を下げてくれという雰囲気はなかなか出ない。何か保証をもらってきたことによって、自分のところはほんとうは貸してもえぬけれども貸してくれるのがあるという立場と、それから、ほんとうは貸してやる必要はないけれども保証をもらってきたのだから貸してやるとい

も保証をもらってきたのだから貸してやるとい立場、この相対的な、対等でない立場が、金利を下げてくれいとなかなか言わせ得ない雰囲気をつくっている。だから私は中小企業者に、信用保証をもらってこれたならば大いばりで銀行に行くんです。信用保証協会では、ひとつよろしくお願いいたしますけれども、それを持って銀行へ行った場合、あなた頭を下げる必要はないんだよと何回も言うのでありますけれども、結局そういう対等の立場にはないというのが中小企業者の偽らざる雰囲気なのであります。したがって、これはよほどしっかりと中小企業者ならば、保証があるのですから金利を下げてくだされとはつきり言うのでありますけれども、なかなかそうはいかないのであるから、金融機関それ自身が、行政指導によって自発的に、保証があった場合には、少なくとも平均このくらいは金利を下げるという統一基準というべきものがなければ、これは言うべくして行なわれ得ない、私はそう考えておるわけでありまして、その点について、政府みずから金融機関と御協議をなさって、少なくとも、保証があるならば平均このくらいは金利を下げるべきだという話し合いをなさるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○結城説明員 ただいまの、保証付き融資の場合には当然この程度は下げなければいかぬのじゃないかというふうな一定の統一基準といえますか、そういうふうなものを設けてはどうかという点でございまして、やはり中小企業全体として必要とするところの資金が得られる、しかもまた信用補完といえますのは、そういう中小企業の信用度の弱い点を補完するということで設けられてる制度でもございまして、何と云っても、必要な融資が得られるということが基本じゃないかというふうな考えられるわけでありまして、金利の点というところで、たとえば一定率は必ず下げなければいかぬ、こういうふうになりますと、今度、融資するほうの側としまして、その場合に同様な条件のもので二つ投資案件がありますと、

やはり金融機関としては、投資効果の大きいといえますか、利率の高いほうを選ぶ、こういうような場合があるかと思っておりますので、なかなかそういう点で一律的な扱いをさせるということはむずかしいのじゃないかというふうに感ずるわけでありまして、ただいま〇・三五%程度低いと申し上げましたのは、平均で申し上げたわけでございますが、確かに中には日歩二厘程度下がっているというふうなものもあるようでございまして、金融機関によつては、あるいは対象の中小企業によりましては、かなり金利差がついているというふうな実情のように見ておるわけでございます。

○横山委員 あなたの言い方はちよつとおかしくはないですか。中小企業者にとつてみれば、金利よりも貸してもらいたいのだからという表現ですけれども、裏を返して言うならば、貸してもらえぬものを貸してやるのだからあまり欲の深いことを言うなという感じが、私はするわけですね。

それから、金融機関の立場というものは、ごく言つて恐縮ですが、少なくとも保証があれば、それだけ調査料も要らないのだから、貸し倒れもないのだから、普通の金利よりも得するわけですよ。普通の貸し出しの場合よりも、金融機関はそれだけ費用のコストがかからないのです。だから、かからない部分だけ下げても、金融機関としては普通の貸し出しと同様なことではないかというのです。逆に言えば、不当に金融機関がもつておる。保証付きのものについては、普通の金利でやったのでは不当に金融機関がもつておると、私は逆に言うわけです。だから、これは何かあなたの思考の次元が、ちよつと私はおかしいと思うのです。

窓口における雰囲気は先ほど申し上げましたけれども、保証を持ってきた中小企業者というものが、あなたの言うような場合もないではないけれども、それはよほどしっかりと心臓の強い中小企業者で、私どもの気持ちをくんで、ああそうですか、そういうものですか、それなら金融機関へ

行つて私かけ合つてまいりましょうというて、話を聞いたのですけれども、保証があれば金利がまけていただけるそうですが、どうですかという、こういうところはまけてもらえぬけれども、そういうことを知らない、あるいは、貸してもらえぬのが普通であるけれどもこの際貸していただかせんかというところでは、そういうことではない。だから強い者勝ちという金利の相場になつてくる。大蔵省が金融機関と相談をして、保証のあるものについては少なくともこのくらいはまけるべきだ、まけるのが望ましいという統一的水準を設定するのに一体どうしてそう億病なのか、私にはわからない。まさかあなたは、金融機関の代弁者として御答弁なさっているのでもなからうと思つたのです。重ねてこのお考えをお願いしたい。

○結城説明員 保証付き融資について金利を下げるようにということは、私どもかなり強く要請し、金融機関にもそのことを指導しているわけでございます。したがって、現にそういうふうな通牒も出し、あるいは財務局あるいは金融機関の各団体にも、そういうふうな旨を指示いたしまして、保証付き融資の引き下げについて努力してもらいたいということをやっております。

ただ、私申し上げました点は、一律にたとえば何厘という保証付き融資の場合はどうしても下げなければいかぬといえますか、一定の比較する対象に比べて当然下げなければいかぬということに言っておりますけれども、それから具体的に基準をもうけるとなると、実際上なかなかむずかしい面があるのじゃないか……。

○横山委員 何がむずかしいか。むずかしい理由を言つてみなさい。

○結城説明員 具体的にその基準といえますか、どういうふうな条件の場合にどういうふうなものというふうなことになるかと思ひますけれども、そういう設定につきましては、具体的に詰めることとむずかしいというように……。

○横山委員 何がむずかしい。

○結城説明員 その十分はこれから検討いたしますけれども、具体的基準を設けるというのは、なかなか問題があるのじゃないかというふうに思うのであります。

○横山委員 何が問題があるかちつともわからぬ。

○結城説明員 問題につきましては、たとえば保証つき融資の場合には、当然一定の金利は下げなければいかぬというところは——一定といいますが、それだけ安くせいというところで現に安くしているわけでありまして、したがってそういう指導を通じまして私どもやっています、十分その辺のところの目的を達せられるのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○松平委員 関連。いま信用保証協会の件について横山君から金利の引き下げのことが出ましたので、それに関連して質問したいと思うのですが、私の聞いた話では、中小企業の人たちが、保証協会で保証をつけてもらって金融の融資をしてもらうという場合において、信用保証協会が担保を要求することがこれは当然あるわけでありまして、ところが、東京方式、関西方式というように、これを俗にいわれておって、東京における金融機関は、保証協会の保証をつけた場合において、保証協会が担保を要求すると同時に、金融機関がまた担保を要求する、こういうような傾向が東京を中心として行なわれておる。関西のほうにおいては、保証協会において保証した場合において担保を設定するという場合には、銀行においてはほとんど担保は設定しない、こういう傾向があるというのを聞いておるわけです。したがって今日まで、これは登録税の問題に関係がありますけれども、保証協会に担保を設定した場合には登録税を取らないという方向をとるべきだということを、この委員会においてははい前から議論になってきておるわけでありまして、大蔵省側としては、いま言うようなぐあいに、保証協会が保証をとった場合において、関東地区においては銀行においても保証担保をとる、またそういうことを

しておるそうだけれども、一体それに対して、そういう事実があるのかどうか。また同時に、そういう銀行のやり方に対して、中小企業は保証協会に対してどういう指導をしておるのか。また大蔵省の銀行局は、そういう二重担保を要求するというやり方に対してどういう態度を一体とっておるのか。この際聞いておきたいと思ひます。

○吉光政府委員 保証協会が担保をとりましたものについて、二重に金融機関がその債権について担保をとるということは、金融機関のほうの行き過ぎではないかと思うわけでございます。ただ、同一の債権のみならず、その同一企業者との間に一括して債権債務関係で担保をとっておる場合もあるようにございます。

それから、いまの東京方式と関西方式の問題でございまして、東京方式の場合におきましては、金融機関が担保をとっておるものにつきましては、保証協会のほうでは担保をとっていない。あるいはまた、大阪方式の場合はその逆でございまして、保証協会が担保をとっておるものについては金融機関は担保をとらないというように、実際の保証の運用につきまして差があるようにございまして、ただ、二重担保は好ましくないということは当然でございまして、これらの関係の中に二重担保というふうなものがあれば、これは私どももいたしまして、できるだけ排除するように努力してまいりたいと思ひます。

○結城説明員 ただいまの二重担保の点につきましては、ただいま中小企業庁長官からお答え申し上げましたとおり、確かに好ましくないと思ひますし、その必要がないのじゃないかと思ひますので、排除するということができるだけ指導してまいりたいと考えております。

○松平委員 もう一点、中小企業庁長官に聞きたいのですけれども、そうした東京方式、関西方式というふうなやり方を今日までやらしておるというところに、おかしなところがあるのじゃないか。言いかえるならば、保証協会において保証してもらつた場合に担保をつけるという場合におきま

しては、当然登録税を免除するという考え方が政府になければならぬわけなんです。それを私も主張してきておる。ところが、大蔵省側に言わせるならば、中小企業庁の指導のしかたが、東京方式、関西方式というふうな二つの方式をそのまま放任しておるということのために、保証協会に担保をつけた場合に登録税を免除することができないのだということを主張しているわけなんです。そういういたしますと、中小企業庁の指導のしかたが、いわゆる関西方式というやり方に全国を統一するということになるならばこれはわれわれが主張しているように、保証協会が担保をとる場合においては登録税を免除するというのを堂々と主張できるのではないかと。こういうふうに思うのだけれども、張できるのではないかと。こういうふうに思うのだけれども、

○吉光政府委員 御指摘のとおりでございまして、東京方式よりかむしろ関西方式のほうがより合理的でございまして。したがって、東京方式を関西方式のほうに制度的に切りかえてまいりたいということにつきまして、将来とも努力いたしたいと考えています。

○松平委員 もしそういうふうに指導していくというのであるならば——これは先ほど横山君が質問しましたところの銀行金利に関しまして、いまのような二つのやり方と申しますか、東西、つまり東京地区と関西地区と分かれておるというところから、担保の設定一つ申しまして、私はなかなかむずかしいことが出てくるのではないかと。したがって、中小企業庁の態度が一貫をしておって、そして関西方式に切りかえさせていくと

いう態度をとるならば、登録税の問題も解決していくし、同時にまた、先ほど来横山君から要望がありましたところの、保証料に見合うだけの金利の引き下げということも堂々と主張できるのではないかと、こういうふうに私は思ふのです。その点私は、中小企業庁並びに通産省全体が心を一にして、業界と話し合つて、そういう方向になるべく早く実現させていかなければならない、こういうふうに思うのだけれども、その覚悟はございませうか。

○吉光政府委員 御指摘のとおりでございまして。東京方式の場合におきまして、従来、保証協会のほうの審査能力が不十分でございまして、あるいはまた取引慣行というふうなものによりまして、関西と違つたような方式が採用されておつたわけでございまして、逐次保証協会の審査能力も充実しつつあるわけでございまして。したがって、お示しの線に沿つて強力に保証協会の指導してまいりたいと考えています。

○横山委員 委員長はじめ同僚諸君も、おそらく、私も提起している問題は、町の金融の中で御体験だと私は思ふのであります。もう一ぺん皆さんの御同意も得たいと思ふのであります。信用保証を受けに行く中小企業者は、普通の銀行ではなかなか貸してくれない。だから信用保証制度がある。信用保証を受けて金融機関へ持つていく。もうこれは貸し倒れの危険性はない。金融機関はそれによつて損することはない。貸し倒れがあつたらこれは信用保証協会が補てんをする。したがつて調査料も要らない、貸し倒れのリスクも要らない。それに普通の貸し出し金利で金融をするというところは、不当な利益を金融機関が受けている。極言すれば私はそう信ずるわけでありまして。ですから、本件につきましては、累次の国会におきまして、保証料に見合うだけの金利を下げるべきだと、超党派で何回も何回も、予算委員会でも、当委員会でも、大蔵委員会でも、きめておるわけでありまして。政府の説明を聞きますと、それについては四十二年の通達が出ておる、昨年の五月

も通達を出したとおっしゃる。二回も努力をしておるといふことは、裏を返して言えば、実行されていないといふことを政府みずから証明をしておるようなものであります。なるほど前と比べて若干金利は下がっております。けれども、私が言うように、この下がっている人は、心臓の強い中小企業、われわれが指導した中小企業にすぎない。信用保証協会が保証をもらって金融機関に行く一般の中小企業は、このことを知らない。そして、私のところは本来貸してもらえぬところだけれども、私がとうとういまして、普通金利で借りてくる。こういう状況であるから、少なくとも、保証料に見合うだけの金利は下げろというのが基本原則であるけれども、それがいまのわけのわからない答弁ですけれども、いろいろ問題があるとおっしゃるならば、少なくとも保証料に見合うだけの金利を水準から引き下げる、あるいはこれだけまでは下げるべきだという一定の幅を持った指導基準のようなものを持って、政府は信用保証協会あるいは金融機関を指導すべきだ、その基準をつくれと私は主張しておるわけでありす。その主張に対して、どうもいろいろ問題がある。どういふ問題だか私にはわかりません。だから私は納得ができないわけでありす。委員長はじめ各同僚委員に御協力を願って、これはやはり強力にそういう方向に持っていかなければと私は考えるわけでありす。

もしも結城中小金融課長が、自分の判断ではできないといふのであるならば、しかるべき責任を持った人にここに出てきてもらって、その回答を寄せてもらいたい。これは私が初めて言うことではない。院議になっておる。そしてしばしば参考人も呼んで話をきめておる。私どもの委員会ばかりではない、多くの委員会が院議になっておるにかかわらず、それが十分実行されていないといふことについては、私は国会軽視だといふところまでは言つてもありませんが、少なくとも、われわれの意思がじゅうりんされておるきらいがある、こういうふうに考えるわけでありす。

突然のお名ざしで恐縮でございますが、委員長おわかりでございます。ひとつ善処を願いたいと思ひますが、いかがでございますか。

○八田委員長 委員長からお答えいたします。ただいまの横山委員の提案につきましては、まことに重大であります。この点の取り扱いにつきましては、理事会にはかりまして、その上で決定いたしてまいりたいと思ひます。御了承のほどお願いいたします。

○横山委員 それでは、理事会の諸公に善処をぜひお願いしたいと思ひます。

つきましては、それと関連をしまして、この保険は、多少のニュアンスは違ひますけれども、企業者の場合においては一〇〇%銀行のリスクはない。この場合においては半額銀行のリスクはないわけでありす。半額であるとしても、その半額については銀行のリスクはないのでありすから、事は重要なんでありす。したがひまして、基本的には信用保証の問題は理事会の皆さんの御努力にまづいたしまして、少なくともその御同意が得られるならば、この保険における金利につきましても、金融機関に善処をさせるべきだ。この立法の際に政府としても格段の努力をすべきだと思ひますが、いかがでございますか。

○小宮山政府委員 いま先生のおっしゃったことは、私もその実情をよく調べて、その方向で徹底したいと思つております。

○横山委員 それでは、本件につきましては政府の善処を要望したいと思ひます。

次は、この保険をいたしまして支払い不能になった。たとえば百万の機械を売った、五十万は政府が保険をする、しかし支払い者は百万の機械を買つてある日倒産をしてしまった。その場合に、売った機械はメーカーが引き揚げる。その所有権はメーカーにある。支払いについて、請求権は、請求義務はメーカーにある、こういう話でありますけれども、メーカーが回収責任を履行しないという場合が考えられるわけでありす。その場合は終局的には一体どういふことになってまい

りますか。

○赤澤政府委員 ただいまの制度で申しますと、いまお話しのようなケースでございますと、支払い不能になる、つまり事故が起こるわけでございますので、私どものほうにいたしましては、実態を調査の上で保険金を支払うわけでございす。メーカーのほうは、通常、商慣行といたしまして当該機械の所有権を留保いたしておりますので、当然売り渡し先から機械を引き揚げてくることになりす。引き揚げてまいりました機械を、さらに適当な金額あるいは適当な時期に、いわば一番高く売れるケースを選んで転売をするということになるわけでありす。その転売いたしました金額の半額は納付をしよう、こういうことになっております。そういう仕組みでございますので、いわばメーカーとしては半額は政府から保険金ももらえますが、残りの半額は自己の負担になるわけでありす。したがって、できるだけその半額の自己負担の分を軽減すべく努力をする。さらに、それがうまくまいりますれば、その残りの半額に近いものがさらに自分のふところに入ってくる、こういう仕組みになっておるわけでございます。

○横山委員 回収した機械が、いつまでもメーカーのところに放置されておった場合には、どういふことになりすか。

○赤澤政府委員 場合によりましては、そういうケースもあるかと思ひます。もちろんその場合には、メーカーは半額しか保険金が入りませんから、それはメーカーの負担として残るわけでございす。

○横山委員 メーカーに残るけれども、政府はメーカーに対して、あと五十万回収せよと言ふメーカーは、支払い者が払いませんから回収できませんと言ふ。そこまではわかるのです。それからどういふことになるのですか。

○赤澤政府委員 保険金を払いましたあとも、そのメーカーが機械を転売するかどうかということ

でございます。実際問題といたしまして、いままでのケースで申しますと、私も保険金を払いましたあと、その機械が全く放置されてどこにも売られていないというケースはございませんので、あるいは理論的に言えば、先生のおっしゃるようなケースもあるかと思ひますが、実際の事情から申しますと、そのものはほとんど全部が、私どものケースで言ひますと、他に転売をされ、転売金額の半額が納付されているというのが実情でございます。

○横山委員 実情を聞いていゝるのではない。理論的にはどういふことなるのですか。未来永劫そのままになるということですかと聞いています。

○赤澤政府委員 理論的なこととお話でございますが、理論的に申しますと、いまの制度でまいりますと、あとは政府としてはやむを得ない、納付金は入つてこない、こういうことになってまいります。

○横山委員 愛知県やほかの一、二の県で、この種の保険を地方自治体でやっておりますが、これとこの改正法との調整はどういふふうになされるわけでありすか。それぞれ並列をするわけでありすか。吸収をされるわけでありすか。

○赤澤政府委員 これと同種のもの愛知県みずからやっておりますことは承知をいたしております。ただ愛知県は、現在私どもが実施をいたしておりますような割賦信用保険はやっておりませんが、ローンに関する保険はまだやっております。したがって、ローン保険といふものが新設されてまいります。これはそれぞれの別の機関——片方は国でございますが、片方は県でございますので、それぞれ違ひますが、いまのところ愛知県がこのような国による保険が新しく追加されることに伴ひまして、やはりローン保険をやるというふうな意図があるように承知をいたしております。

○横山委員 しかし、地方自治体の保険が、この政府の保険と競合することなく、また独自の発展をさせるべく行政指導の必要はないかという点について、御意見はありませんか。

○赤澤政府委員 お示しのように、同種の保険が愛知県、大阪府等にあることは事実でございます。私ども、なるべくこの国の保険と府県みずからやっております保険との間で、たとえば補率の問題、あるいは保険料率の問題、また対象機械の面、こういった面でできる限りの調整をはかっておるつもりでございます。もちろん府県の場合には、さらに中小と申しますよりも零細な面を中心に考へておるようではございますので、若干対象のものが違ふ点もございますが、可能な限り調整をはかつて、一体的な運用をしてみたいと考えております。

○横山委員 時間がきたようでありますから、これで質問を終わります。

○八田委員長 ガス事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石川次夫君。

○石川委員 ガス事業法について若干の質問をいたしますけれども、私、ガス事業法の質疑応答のときにちょうど欠席しておりましたので、私が質問しようとすることの大半は、もうすでに質問が終つておるようであります。したがって、多分重複する気味があるかと思ひますけれども、ごく重点的に、時間の関係もございすから、結論的な質問をいたしますので、ひとつ答弁のほうもかかるべくお願いしたいと思います。

最初に、今回、このガス事業法というものができて、簡易ガス事業というものを都市ガスと別個に設けるということになつたわけでありまして、昭和二十九年から最近の状態によりまして、需要家数が四倍近くにふくれ上がつておるようでありまして、したがって、第三次五カ年計画が終わつたときに、大体普及率が五三・一％。この一軒当たり需要量をふやすというよりは普及率を高めるといふような趣旨に従つて、第四次計画も立てられておるようでありまして、この目標は、

大体第四次五カ年計画の最終に六三・三％というふうな目標が立てられておるようであります。LPガスがこのように発達してきたという理由は一、二にどこにあるのだろうか。原因は一体どこにあるのか。そしてこのLPガスというものが最近どの程度に普及をしておるか。都市ガスとの比較において、ひとつ一応御説明願ひたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 LPガスが近年非常に急激に伸びてまいりました理由をいたしましては、一つには、最近非常に、いわゆる市街地が順序よく中から外へ連綿して伸びていくというふうなことはなくて、むしろ既成の市街地からある程度離れたところになりながら大きな団地ができるというふうな、新しい状況が出てまいつたというふうなことが一つ。それから、従前、都市ガスがまだ十分に伸び切れませんでした。そういうふうな新しい市街地、それからまだ十分都市ガスの普及に至らない地域というふうなところに、LPガスがかなり簡便な供給方式ということで伸びてまいつたというのが、急激なLPガスの普及を見ました一つの理由であるかと思ひます。むしろLPガスの生産そのものも、御承知のように、国内の石油精製の伸びに伴ひまして国内のLPガスの生産もふえてまいつたということも、その裏づけになる事柄であらうと存じております。

○石川委員 それで、LPGの現在の配給戸数、それから都市ガスの配給戸数、そしてまた、この都市ガスの供給区域内でLPGが一体どのくらい供給をされておるか、その点を一応御説明願ひたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 いわゆる供給戸数で申し上げますと、四十三年度末におきましては、都市ガスの供給を受けております需要家数は全国で八百八十六万二千戸でございまして、LPGの入つておりますのは千三百九十九万六千戸でございまして、四十四年度は、これは一部推定も入つておりますが、都市ガスは九百六十三万二千戸、LPGの供給を受けております戸数は千四百四十一万戸というふうな現状でございまして、

○石川委員 私の質問、一つ答えていないのですけれども、都市ガスの供給区域内でもLPガスというのは五五％くらい普及している、こういうふうには聞いておりますが、それで間違ひございませんか。

○馬場(一)政府委員 都市ガスの供給区域内における一本売りのLPGの普及戸数が、ただいま申し上げました数字の中でどのくらいであるかという正確な数字は、把握いたしておりません。

○中井委員 関連。ちよつといまの御答弁に関連してお尋ねするのだが、今度のガス法案の内容を見ますと、何か七十戸以上のガスの一括管理といひますが、導管のあるものについての規制ですね。それ以外のものと七十戸以上のものとの比率はどんなふうになっているのか。私はこの前ちよつと関連して聞いたのですけれども、七十戸なんというものは多過ぎやせんか。もつと五十戸くらいまで下げたらどうだという質問をした記憶があるのですが、そういうことについてはどういふ見解であるのか。きょうは何か最後の質疑だということをはくはいま聞いたので、ちよつと関連して……。

○馬場(一)政府委員 四十三年度末で、先ほど申しましたように、いわゆるLPGの供給を受けておりますのは、一本売り、導管供給合わせまして約千四百万戸でございまして、このうち、ただいま御質問のございました、今度の改正法でガス事業法の対象になりますいわゆる七十戸以上の簡易ガス事業の供給を受けておる戸数は、この千四百数十万戸のうちの大體十一万戸であります。

○中井委員 たつた十一万戸か。千四百万戸のうちたつた十一万戸か。百四十万戸とか千戸というのでなくて、たつた十一万戸か。もう一ぺん念を押すが、その程度のものをわざわざ法律を改正して、一体何をしておるのか。もつとなぜ程度を下げないのか。そういうことについて通産省としてはどういふ見解なのか、それをもう一ぺん確かめさせていただきたい。

○小宮山政府委員 いまの七十にするということでございますが、前国会で通産省は五十で出しましたが、本委員会でも皆さま方の御意見をいただきまして七十に改正したものでございます。

○中井委員 皆さま方の御意見というが、ぼくは新しい委員だから、どんな意見だったか聞かしてもらいたい。そういういいかげんなことじやいかぬから、おれは絶対反対だ。

○馬場(一)政府委員 先ほど七十戸以上十一万戸という御答弁を申し上げましたが、これは間違ひございませんが、千四百万に比べて著しく小さいではないか、こういう御疑問があるかと思ひますけれども、千四百万戸のうちには、先ほど申し上げましたように、LPGのボンベ売りで申しますか、一本売りの供給を受けておる需要家と、それから何戸とはいひませんが、導管供給になつて供給を受けておる需要家と、二種類あるわけでございまして、それで、この千四百数十万戸のうちで、戸数は問いませんが、とにかく一本売りでなくていわゆる導管供給を受けておる形態の需要家数は全国で二十四万戸でございまして、このうちで七十戸以上で切りますと、先ほど申しましたように、約十一万戸。それから七十戸以下の小規模導管供給が十三万戸。したがって、七十戸以上でございまして、導管供給形式をとつておるものうちの約半数の戸数がこの対象になる、こういうことになるわけでございまして、残りの千四百何万戸のものは、いわゆる一本売りのボンベ供給というものが大多数であるわけでございまして、

そして、この一本売りのボンベ供給と申しますのは、保安上の規制は、御承知のように別の法律でやっておりますが、一本売りの供給を受けております需要家は、御承知のように、いわゆる消費者選択の余地というものが非常に高いわけでございまして、一たんある一定の戸数が一定の導管によつてつながれますと、かりに相手方の供給条件に不満がございまして、十分に消費者選択の余地が働かなくなるといふことで、一定規模以上の導管供給業者を公益事業で規制するというのが今回の改正の趣旨でございまして、これを当初

の通産省原案は五十戸以上ということでございまして、最近の小規模導管供給の情勢を見ますと、だんだん単位が、先日も申し上げましたように、大きくなっております点に着目いたしましたので、国会で七十戸以上というふうな御修正がございましたので、今回の提出いたしました法案は、前回御修正のとおり、七十戸以上を対象にするということで御提出をいたしましたわけでございます。

○中井委員 くだいようだが、私はどうも、その点については君たちの原案のほうがいいと思うのだが、どういふことか。日本は東京と大阪だけじゃないのだ。東京、大阪、名古屋だけではないのだ。それは団地はたくさんできるだろう。団地はたいして七十戸以上くはいかもしれないけれども、どうも私は、北海道のほうにいたり、九州のほうにいたり、あるいは各県でも、地方にいくと個人のものが千四百万。当然だろうけれども、全国津々浦々まで、ぼくはいまプロパンバスが普及していると思う。しかし、その安全をはかるためには、小さいいわゆる部落地帯、五十戸くらい部落、四十戸くらい部落、三十戸くらい部落でも、導管で配線をするところはますますよろしい。そういう理念でもってむしろ国会議員なんというものは安全をはかねばならぬ。ただ、バランスとか、そういう手間がかかるのか、大ガス会社が困るとか、そういうような観点ではまさかならうと私は思いますけれども、どうもいまちょっと聞いて、全く逆のことをきめられておるよと感じましたので、その辺のところどういふいきさつになったのですか、さらに説明願いたい。私もしるし原案をつくらせるというならば、むしろ三十戸くらいにすると思うのだ、安全をはかるために少々金がかかっても、その辺のどういふふうにして五十戸から七十戸になったのか、それを通産省が御採用になったのか。その辺のところはつきりとひとつ、私は新米で、新入りの男なのですが、お答えをいただきたい、そう思うのです。

○小宮山政府委員 七十戸に引き上げた理由でございすけれども、簡易ガス事業の下限については、消費者の利益の観点からどの程度が適当であるかというところで、前国会当委員会の委員の先生方にたいへん議論をいただきました。

まず第一に、需要家の集団の規模が大きくなるに従って、消費者の自由なエネルギー選択が制約されるというふうなことで、それから国民経済の観点からも、二重投資による無駄が無視できないというふうなこと。及び、土地収用法等の立法例にも、五十戸以上の戸数の団地の造成事業等に公益性を認めたことから判断して、その数が五十戸以上が適当であると考えたわけであります。しかしながら、先ほど申しましたように、衆議院における審議過程において、七十戸未満についても、特に国が公益事業規制を加えなくとも、既存のLPGの新たな運営により十分消費者の利益を確保するものとの意見が大勢を占めました。ですからそういう意味で、下限を七十戸に引き上げることが適当ではないかという意見がございました。通産省といたしましては、七十戸未満ものについては、LPG法の運用と行政指導の徹底により消費者利益の保護につとめていきたいということと、前回法改正が行なわれまして、当委員会では七十戸に改正されたわけでございます。

○中井委員 どうも私まだよくわからないのでありますが、別にあって偏屈を言うておるわけじゃないのだけれども、全国の状態を考えると、ときに何か経済性だとか金がよけいとかいふふうなことも、やはり私は安全性というものに重点を置きたい。しかもいまお聞きいたしますと、いわゆる公団住宅とかいふような住宅も五十戸以上を単位にしておるというこにれば、私は政府の原案の五十戸——そうしてその原案が出てきた場合には、われわれの立場としては、安全ということを考えてもつと下げたらどうだという意見が出そうなのだと思うのでありますけれども、一向出ないところが私はよくわからない。

い。ほんとうにわかりません。何かもつと端的な理由があるのでしょうか。何かあるのでしょうか。か。どうも私にはわからない。なぜ五十戸をわざわざ七十戸にしたかということも私はわからない。案外業者のほうにうるさいからというふうなことじゃないですか。その辺のところをはつきりとは説明してもらいたい。業者が義務を課せられますね。同時にそれは、五十でも四十でもやりましよう、あとは野となれ山となれという義務はない。七十戸以上ということにきめておれば、その辺のところをもうちょっと伺いたい。私は、あえてわれ一人反対してこれで退席するといふわけにもいかぬし、社会党のほかの諸君も何か七十戸が賛成らしいから、よくわからぬけれども、どうも納得できないんだ。その辺のところは、何かほかに隠れた理由でもあるのですか、どうです。あな政務次官かね、ひとつお答えをいただきたい。

○馬場(二)政府委員 先ほどの御答弁でことばが足りなかった点もあるかと思ひますけれども、七十戸以上にいたしましたのは、いわゆる幾つ以上しめても、変わります点は、いわゆる幾つ以上しめても、このガス事業法による公益事業としての規制をするかという点が七十戸以上と以下では異なるか、こういうことでございまして、ただいま中井先生の御質問にございまして保安の点につきましては、これは、七十戸以上のものにつきましても、七十戸以下の小規模導管供給につきましても、保安上の規制は全く同レベルの同一の保安規制をいたすことになっておりますから、いわゆる安全性についての規制は変わりはないと、いふ安全に、七十戸以上になりますと、ガス事業法で保安上の規制と公益事業の規制とあわせて行ないます。七十戸以下になりますと、これはLPGの新たな規制が行なわれるという点が違いますけれども、規制の内容は両方全く同一でございます。ただ、何戸以上のもの、つまり戸数がふえるに従いまして、いわゆる消費者の選択の自由というか、相手方に対する切りかえの自由と

いうのが、次第にそこなわれてまいりますから、一定規模以上のものにつきましては、そういう点にかんがみまして公益事業規制をする必要がある。かつまた、規模が一定規模以上になりますと、必然それに対する投資額もある程度になりますので、いわゆる過重な投資を避けるというふうな国民経済的な意味もあるわけでございす。これらの点を総合的に勘案いたしましたので、特に五十戸が七十戸に修正をいたしましたので、先ほど申し上げましたように、ここ二、三年ぐらいに新たに供給を開始いたしました小規模導管供給事業について実績を見ますと、一業者あたりの供給戸数というのは、ここ一、二年だんだんと大規模になる傾向がございす。これらの傾向にかんがみまして、五十戸を七十戸にするのは適当であろうと通産省としても考えまして、国会の御修正どおり七十戸を現在の法案に入れておるわけでございす。

○中井委員 これでもう質問をやめますが、実はやはりばくは五十戸のほうがいいと思つておるし、それから、千戸やろが二千戸やろが、ガスを使つておると同時にLPGガスを使つておる家はたくさんある。現にぼくなどそうです。両方使つています。台所のガスとお客さんが来たときのガスと別に使つておる。そういうところもたくさんあるんだから、どうもよくわからぬけれども、まあいいでしょう、皆さんそうおっしゃるのだから。いいでしょうけれども、これはしかしほんとうの筋としては、私は、あなたのほうの原案のほうが、まだかわいらしいと思う。誠実味があるというふうな感じがします。しかし、私だけ変人言つたつてしうが、冒頭でしたらやりますけれども、何かきよう採決するといふのでありますから、意見だけ申し上げておきます。将来改正する時期がありましてならば、もう思い切つて三十戸くらいにまでびしとやつて、そういう義務を課してもらいたい。

それから、最後にもう一つだけ聞きたいが、LPGガスはいま十キロで幾らくいしておるのですか、値段を聞いておきます。だいが下がつたのかね。

○本田政府委員 お答えいたします。

ボンベ自身は五キロからだんだん大きなもので五十キロまであるわけですが、一キログラム当たりで六百円から八百円程度の価格で販売されております。——十キロ当たり六百円から八百円程度で販売されております。

○中井委員 そんな一キロと十キロと間違えるようなことを言うておつてはだめだ。局長が何か知らぬが、そんなことではだめだよ。

それで、夏と冬でその上下があつて、それをなすべく平均さすのが国民経済の上からいって必要であるといつて、前回もぼくはだれかに聞いて、いま夏、冬の区別がないように各石油会社なり何なりが努力いたしております、こう言うから、私は満足してなりました。いま十キロ六百円なんだね。要するに高過ぎるのだよ。非常にそれは高い。まだまだ下がるべきものであります。このことをだけ申し上げて質問を終わります。

○石川委員 家庭用のエネルギーというのは、一日といえどもなくては済まない絶対不可欠のものであることは、言うまでもないのであります。

そこで、都市ガスの普及が進展しないためにLPガスは非常に簡便だといふことで相当普及しつつあるという実情を、われわれはまああたり見ているわけですが、このLPガスがこれだけ普及したといふことの反面として、都市ガスが独占の上にあぐらをかいて、普及というものに対して非常に手抜きがあつたのではないか、怠慢であつたのではないかといふ点の批判が一部出ておるわけでありまして、この点をどうお考えになりますか。

○馬場(一)政府委員 先ほど申しましたように、LPガスが非常に急速に普及しました理由といいたしましては、最近のいわゆる市街地の形成のされ方が昔と相当違つてきたといふようなこともあろうかと思ひます。同時に、ただいま先生御指摘になりましたように、従来の都市ガスの供給区域の与え方というものが、いわゆる昔の行政区画、市町村の単位でかなり広く供給区域を与えていた例がございます。ところが、行政区画で広い供給区域

を与えられておると、実際には、市町村の区域内と申しまして、その中には山地がある、あるいは田畑があるといふようなことで、それがびしりと詰まつておるわけでございますから、都市ガスの導管供給がその供給区域内になかなか普及しにくいといふような実情もありまして、供給区域の与え方と実際の市街地の形成のされ方とにやや食い違ひの点があつた。その間を縫ひまして、先ほど申しました簡便なLPG供給が急速に普及した、こういう実態があつたであらうとわれわれは考えております。したがって、先日来お答え申し上げましたとおり、われわれはこのガス事業法が改正になつて施行されますまでの間に、おきまして、都市ガスに与えております供給区域の見直しと申しますか、再検討といふものを、各都市ガス事業者から提出されます供給計画に基づきまして、もう一ぺん行ないたい、そして現在ございまして供給区域の見直しをやりたい、かように考えておるわけでございます。

○石川委員 都市ガス事業の実態なんですけれども、これは必ずしも大企業だけがやつておるわけではないようで、大手の、たとえば東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯、この三社だけで全体の供給者の七五%を占めておる。したがって、残りの二十数%というのは実に二百二十三社という多きにのぼつておるような実態のようであります。その中には、はなはだしところでは、従業員十人未満といふのが十四社もある。それから千戸未満のところ十八社、少ないところでは四百三十二戸といふような供給戸数のところもあるといふことで、都市ガスなら都市ガスらしい形態を整えておるとは限らない。したがって、こういうことが都市ガスを普及させることの上に非常な障害になつておるといふ点も、これは見のがすわけにはいかぬと思ひます。そうすると、都市ガス自体も相当整備をしていかなければならぬ面がたございまして、独占の上にあぐらをかいておるとはいへないが、こういう中小企業では、なかなか設備拡充資金も潤沢にし得ないとい

うような事情があるのではないか、こう考えられるわけですが、供給区域を調整する、あるいは都市ガスとしては零細な業者を統合するといふような方針をいままでも持つてこられたかどうか。そしてその実績は一体どういふことになつておるか。この点を一応御説明願ひたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 ただいま先生御指摘のように、われわれといたしましては、従来の都市ガス事業者に与えておりました供給区域の実情に合った見直しといふことをやりたいと思つております。ほかに、各ケースに応じて、いわゆる合併なり事業の譲渡なりをしても少し統合したほうが都市ガスらしい形態になるのじゃないか。そのほうが消費者の利益のためになるのじゃないかと思ひます。そういう場合におきましては、今度の改正法におきまして、そういう事業の統合の勧告等が通産大臣からできるようになつておりますので、そういう方向につきましてもこれから十分実情に即して運用してまいりたいと思つております。

なお、現在のガス事業法ができました昭和二十九年以来たゞいままで、ガス事業者が合併等をいたしました件数は、合計いたしました十二件でございます。

○石川委員 家庭用のエネルギーは欠くべからざるものでありますけれども、この中で固体エネルギーと流体エネルギーと二つに分けることができると思ふのです。家庭エネルギーの固体エネルギー、流体エネルギーといふものは、将来としてはどういふふうに変遷をしていくのかといふ問題は、それに対応して各戸ごとの供給計画といふか、日本全体としての家庭エネルギー——これは総合エネルギーといふ問題になるのであります。が、当面のこの問題として、家庭エネルギーに対する供給計画、そういう総合的な長期にわたつての計画が立つておるか、そういう点をひとつ伺ひたい。

○馬場(一)政府委員 家庭用エネルギーの中にお

きます固体エネルギーと、それから電気、都市ガス、LPガス、あるいは灯油等のいわゆる流体エネルギーと申しますが、そのウェイトは、昭和三十一年度におきましては、全体の家庭用エネルギーの中で合せて二五%程度でございましたが、昭和四十二年におきましては、それが七八%といふふうに非常に大幅に増加をいたしております。昭和四十七年度におきましては八七%と、ほとんど九割近くになるといふのが現在の見通しでございます。

それから、この流体エネルギーが、そういうふうな絶対量あるいは比率におきましても非常に大きく伸びてまいるわけでございますが、この中に占めます電気、都市ガス、LPガスあるいは灯油等が、それぞれどういふシェアを占めるかといふ点につきましては、基本的には、いわゆる需要者の選択という立場に立ちまして、それぞれの特性を生かしましてその地位を占めていく、こういうふうにおかれましては考えておられて、その趨勢のおもむくところをよく見きわめまして、上でのいふようなガス事業法の運用その他を適当にしてまいりたい、かように考えております。

○石川委員 大臣が見えられたので、時間がだいぶ制約をされておるので、私のしたい質問もたくさんあつたのですけれども、はしります。はしります。大臣にちよつと伺ひたいのであります。すけれども、これは松平委員から前に質問をされて、官澤長官のほうからも答弁がありました。が、電気ガス税七%を、池田総理が在任中に、これは悪税である、したがってこれを五%に下げるといふことを、委員会において確約をされておつた性質のものであります。官澤長官も、この家庭用エネルギーに対して税金をかけるということは決していいことではない、そう自分は信じておるので何とかが下つたといふ希望を出されたわけでありませんが、もちろん通産大臣としては担当ではありませんが、独断できめるといふわけにいかぬのでありまして、これは前からの懸念です。ほんとうは無税であることが望ましい。LP G

のほうは税金が全然かかっておらぬわけであり
ます。ところが、都市ガスに対しては七％の税金
が、知らぬでいるうちに無理やりにも強奪される
という形でもって徴収をされるという性格を持っ
ておるのであります。これは何度考えてもいい
税金ではないし、他国にもあまり例がないのでは
ないかと思ふ税金なので、これはどうして
も、前からの約束でもあるので、七％を最低限池
田総理大臣が約束された五％に下げるといふこ
とについて、宮澤大臣としては極力努力する、こ
ういふ約束をひとつこでいたしたいと思ふ
のです。

○宮澤国務大臣 これは、先般も申し上げまし
たとおり、私も同じような考えを持っております。
したがって、別途国務大臣としての立場から、か
わり財源についても私なりの考えも添えまして、
そうして関係閣僚に、御指摘のような線に沿つた
行政なり法案の提出なりをお願いしたい。自
分としては極力努力をいたしたいと考えておるも
のでございます。

○石川委員 それから、さきの質問にちよつと戻
るのでありますけれども、都市ガスは、大手三社
とその他の零細都市ガス会社とはだいぶ格差が大
きいので、何とか零細のほうを調整をして、ある
いは統合するという行政指導をやらなければなら
ぬ、こういう希望を私は出しておいたわけであり
ますけれども、大手三社の利益はかなり膨大なも
のになつておるわけでありまして、大体配当が一割
二分ということになつておる。電力会社は大体一
割というところで規制をされておるという状態で、
なぜ、この電力のほうが同じエネルギー源であつ
ても一割で、都市ガスの場合は一割二分かといふ
ことは、先ほど申し上げたように、都市ガスとい
うのが独占の上にあぐらをかいてなかなか怠慢だ
といふところの隙を縫つたといふわけではないの
ですけれども、そういう事情もあつて、LPガス
というのは、非常な危険負担といふことを覚悟
しながら各家庭は導入をしてきておるといふこと
になつておるのではないかとこのうらは

らの問題として、私は伺いたのであります。な
ぜ、ガス会社が一割二分、電力が一割、こうい
うことになつておるのかという点をまず伺いた
いと思ふのです。

○馬場(一)政府委員 配当の実情は、ただいま先
生御指摘のように、電気とガスとで若干異なつて
おりますけれども、これは都市ガスと電気とを比
べてみますと、いろいろ電気事業につきまして
は、たとえば資金を調達いたしますときの社債の
発行につきましては、いわゆる商法上の特例等がご
ざいます。また、都市ガス等はそういう点がござい
ません。また、たとえば原子力発電その他、電気事
業につきましては、かなり従前からいふゆる財政
資金による国の援助というふうなことがあつたわ
けでございまして、都市ガスにつきましては、さ
ようなことも従前はございまして、都市ガスは
その必要とします資金を、いわゆる一般の民間企
業と同じ条件で市中から調達をするというふうな
必要がございましたので、その資金を調達いたす
につきては、たとえば増資をいたします、その
他の関係からみまして、やはりある程度の配当と
申します。電気事業よりはそういう点は考慮す
る必要があるというふうなことで、現在のよう
な、電気事業と異なる状況になつておるかと思
うわけでございます。

○石川委員 時間がありませんから、この点、もつ
と突っ込んだ質問をしたいのであります。……
ガスのほうは一般市場で資金を調達しなければ
ならぬ、増資をして自分の力で何とか調達をし
るというふうなこともあるし、電力の場合は、延べ
払い資金などを開銀のほうから借りることができ
るというふうな恩典もあるといふことであります
けれども、ガスの場合も、電力とは多少事情は違
うかもしれないが、やはり公益事業であることは変
わりはないし、一般家庭にとつて必要欠くべから
ざるものになつてきつたことも変わりはない
ので、逆に都市ガスの場合においても、電力と同じ
ような特典を与えるといふことを通じて、何とか
この普及程度というものを助成するといふ

ことは、この機会に考えられないものかどうかと
いう点について、宮澤大臣から一言伺いたいと思
います。

○宮澤国務大臣 一般に公益事業の名のもとに供
給独占をしておりますものは、その上にあぐらを
かきやすいといふことは確かでございます。私ど
もとしては、常にそういうところは注意をし、監
視をしながら行政をやつていかなければならぬ
と思つております。

○石川委員 いまの質問の答弁にはならぬが、よ
ろしいです。
保安上の対策としてこの法案を出されたといふ
ことなんでありまして、念のために伺いま
すが、昭和三十一年からのLPGの事故件数を
ざつと調べてあります。昭和四十四年の事故件
数をちよつと教えてください。

○馬場(一)政府委員 昭和四十四年度の数字は、
現在まだ年度が終わっておりませんので、一部推
定が入つておるかと思いますが、いわゆる製造事
業所あるいは輸送途中の事故と、それから消費先
における事故とに区分しまして申し上げます。
いわゆる製造工程あるいは輸送途中における事故
件数は、都市ガスの場合、昭和四十四年は八十八
件、消費先における事故は六十一件でございま
す。それからLPガスの分につきましては、いわ
ゆる販売所あるいは供給途中の事故は十七件、消
費先における事故は百七十件でございます。

○石川委員 そうしますと、LPGは相当普及し
ている、需要が相当ふえているといふこともあり
ますけれども、昭和三十一年の二十七件、昭和三
十二年の二十五件、昭和三十三年の三十一件とい
うふうなことから見ていって、この需要は
ふえてはいますけれども、しかし、それと見合う
以上に、何か事故件数が相当ふえているのではな
いかといふことが言えると思ふのです。

この問題について、国家試験を受けてこの販売
の業に携わるいわゆる主任技術者といふものが、
毎年二百人くらい出ているわけでありまして、れ
ども、一戸一戸配給をするいわゆる取り扱い業者、

こういうことは技術者でなくてもやれるというこ
とになつておつて、保安上については相当きびし
さが足りないのではないかと。たとえば電気工士
とか、あるいは理髪屋でも、薬剤師でも、全部そ
ういふふうな国家試験を受けた者が業に携わると
いふことになつておりますけれども、現実に取り
つけるという人が、ほとんどそういうふうな国家
試験の資格を持たずに、販売業者の主任技術者だ
けがなければいといふか。保安上には多
分に手抜きがある。それがこの事故件数を相当
ふやしているのではないかと。この思ふので、
取り扱い業者の資格基準をもつと強化する必要が
あるのではないかとこのうらなひを、局長どう
お考えになりますか。

○山下政府委員 消費者に直接タッチします販売
業者に対しては、高圧ガス取締法の第二種免
許を出しております。また、その販売業者が消費者に
対しては書面を交付しまして、使い方、安全につ
いては十分お話をして販売をする仕組みにいたし
ております。

○石川委員 時間がないので非常に残念ですけれ
ども、実は、これはほんとうに若い連中が、資格
も何も持たない者が紙つぺらを一枚持つて行つ
て、こういうふうな注意してくださいと言つて、
それだけで事足りるというふうなかつこうになつ
ていくことが多いのです。これは実は、保安上の
問題で死んでいる人がLPGの関係では毎年三十
五、六名います。昭和四十四年は何名になつており
ますかわかりませんが、昭和四十二年が三十四
名、昭和四十三年が三十八名というふうな、なか
なかこの死者の数も減らない。また負傷者の数も
毎年ふえておる。四十年が百五名であつたもの
が、四十二年には実にその三倍の三百二十一名。
それから四十三年度の数字はまだ出ておりません
が、累年このLPGの取り扱いの関係では事故が
ふえているといふことについて、取り扱い者に対
するもつと厳密な資格試験といふふうなものを与
える必要がどうしてあるのではないかとこのうら

うこと、それから、売らんかなのPRは相当ははでにテレビなどを通じて行なわれておりますけれども、家庭内の取り扱いについて、テレビなどを利用して安全を訴えるというふうな努力が非常に欠けておるのではないかと。売らんかなのことだけでなしに、取り扱いの上でのいろいろな注意というふうなものも、テレビなどを通じて相当積極的にやってもらふ必要があるのではないかと。この点について配慮が欠けておるという点を指摘したいと思うのです。

時間がなくて残念であります、最後に伺いたいのは、都市ガスについては、この総合エネルギー調査会のガス部会の答申の冒頭にいろいろなことが書いてありますけれども、最終的には計画的に都市ガスが施設をされることが望ましいというところで、簡易ガス事業法が今度できても、究極のところは、保安上の対策あるいは行政上の指導も行き届くという点で、都市ガスを重点に普及をしたいと思います。LPガスを都市ガスの供給区域内で七戸以上の場合にやろうとするときには、地方ガス事業調整協議会の意見を聞いた上でということになります、やはり都市ガスのほうを優先させたいということで、七戸以上の業者に對して、新たな申請をしてもなかなか許可をしないということになるのではないかと懸念が。あつて、先ほどの中井さんの質問じゃないけれども、相当業者がそういう制限を受けることを喜ばないというところが、五十戸を七十戸に上げたということの、一つの大きな原因になっておるということはいない事実なわけでありすけれども、そういう点で、これは実際問題としてどういうようになされるかというところは、これから先の現実の運用の問題ですけれども、いまから予測はできませんが、地方ガス事業調整協議会というのは中立委員五名だけで構成するということになっておる。許可基準というものが当てはめて簡易ガス事業をやるうと思つても、それは都市ガスでやったほうがいいんだということ、なかなか許可にならない

という問題が一つ出てくるのではないかと懸念。それと一つは、あとから都市ガスがそこへ入ってくるという場合には、今度は業者のほうではなくて、消費者の側でどちらを選択するかという問題になるのだけれども、都市ガスのほうが割に込んできて既設業者の権益が侵されるといふ場合に、その補償の問題、あるいは買収の際にいろいろないざこざが出る場合にどういう行政指導をするのかという点で、今度のこの法律が出るにあつて一番懸念される点じゃないかと思うのです。が、そういう点について局長どういふようにお考えになりますか。

○宮澤國務大臣 先般も申し上げたことでありますけれども、消費者の立場から申しますれば、一番望ましいのは都市ガスであり、次に御審議願つております簡易ガスであり、最後に一本売りであると思つております。したがつて、理想といったしましては、全国くまなく都市ガス事業がカバーするというのが、終局的には望ましいのだと私は思ひますけれども、それはどういふ、いま見通し得る将来に起こりそうなことではございませぬ。したがつて、簡易ガス事業、これを助長していかなければならぬのが現状だと思ひます。ただ、これを放置いたしますときは、危険その他消費者の不利になりますから、簡易ガス事業として育てていきたい、こう考えております。

そこで、都市ガスと簡易ガスとの利害調節の問題でございますが、私も、結局これも消費者の立場から考えるべきだと思つております。でありますから、都市ガスが何となくばく然と、そのうち自分のところでこの地域は供給いたしますからというふうなことで、私もそれを認めるつもりはないのでございまして、都市ガスが一定の期間のうちに具体的に敷設するという計画を示してきません限りは、何となくこれは自分たちの領地でございますという言ひ分は認めるわけにいかない。そういうときには消費者を中心にして、ともかく早く簡易ガスなりが供給するということが大事だと思ひますから、ばく然とした、都市ガスが

テリトリとして何となく席をとつておくという姿勢を認めるつもりは、私も行政の上でございませぬ。

それから、具体的に都市ガスが供給する計画が実際にあつて、それをなすほどと私も思ひました場合には、従来の業者との利害調節の問題が起ります。これは当然話し合いによつて補償等が行なわれなければならないと考えますが、必要があれば、調整協議会もこれに對して介入をする、こういう姿勢で行政をしたいと思ひます。

○石川委員 いろいろまだ伺いたいことがあるのですけれども、大臣の時間がないうから、中村さんにあとと譲ります。

○八田委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 先般大臣に御質問いたしました、時間の関係がありまして、大臣の考え方を伺うことができなかったわけですが、この際私が大臣に注意を喚起しておきたいと思ひます。先般の委員会でも申し上げたように、今回の改正案は、簡易ガス事業、新たにこの制度を設けるということが柱に実はなつてゐる。ところが肝心の簡易ガス事業に對する計画というものがないうことなんです。私はこれはきわめて不満に思つておるわけです。やはり保安の確保、取引の適正化ということをはかつてまいりますには、どうしても導管供給というものを普及していくということではなれぬと思ひます。そのことから私どもは、ガス事業法の改正を求めるとか、あるいはまた附帯決議等をもらまして、LPガス販売業者に對しましても導管供給を実施するよう強く指導してもらいたいということを要望いたしてまいりました。したがつて、的確な数字が出ないにいたしまして、都市ガス事業の供給計画に五カ年計画というものがこの資料として提出できるならば、簡易ガス事業による導管供給、あるいはLPガス業者の導管供給ということに對しましては、やはり通産省としての計画なり方針はあつても、やはり私は思ふ。そこに初めてこの法律案に對する説得力というものが出てくるのではな

いかと思ひます。ですけれども、いままでのお答えの中では、それは明らかに立てておりませんから、強力にその点は計画を立てるとともに、その線に沿つた指導をひとつやっていたいただきたいということを要望いたしておきたいと思ひます。

次に、実は先般資料をいただきましたが、保安の状況、都市ガス並びにLPガスの事故の状況というところを初めて知つたわけですが、意外に思ひましたのは、都市ガスがLPガスと比較いたしまして、このガスの製造工場、販売所及び供給運搬中の事故としては非常に多いということなんです。私もやはり観念的に、事故というものはLPガスよりも都市ガスが実は少ないのだと思つてきたわけなんです。ところが、いま大臣も見えいらつたやうな資料という形になつて、実はあらわれてまいりました。さらに意外に思ひますのは、ガスの消費先におけるところの事故、これに對しまして、事故件数はなるほどLPガスが多いわけですが、死者の事故というものは都市ガスが非常に多いということでございます。この点のようないふ事情によるのかわかりませんが、やはり今日までのこの法の不備、あるいは行政指導というやうなことの違いにあらたというふうに考えなければならぬのではないかと思ふのであります。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律におきましては、販売業者に對して、この消費器具に對するところの検査義務というのを課せられてきた。ところが、このガス事業法の施行におきましては、それが実はいわゆる、場合に對しましては、それが実はないわけなんです。さらに都道府県におきましては、都市ガス事業に對しましては、政令事項といたしまして、導管の工事に對するところの検査義務というものは都道府県にありすけれども、その他の検査義務というやうなもの、それは通産省にあるだけであつて、都道府県にないということ。ところが液化ガスの場合には、都道府県に実は検査義務というのがある。それらのこと等から、やはりどうしてもこの都市ガスのほうの保安という面について欠けてきた点があるのではないかと。それらのことが、

このような意外にも都市ガスの事故が多く発生をしておることになってはいるのではないかと実は思うわけであります。

それらの点を勘案いたしますと、やはり中央及び地方のガス行政の担当機構並びに人員の整備拡充をやる必要があるのではないかとというように、私どもは考えるわけです。これらの点に対して大臣はどのようにお考えになられるのか。他の省との関係も実はあるわけがございますから、大臣のひとつ見解を開かしていただきたいということと、これから事故防止に對しまして、どのような強力な指導を進めていこうとお考えになるのか、まずその二点についてお考えをお示し願いたいと思います。

○宮澤内務大臣 いま御指摘の事故の発生状況でございますが、確かに私も表を見まして、中村委員と同じ感じを持ちます。あるいは都市ガスのほうが、先日からお話のございましたように、ほかのいろいろな工事が行なわれておるときに導管にひっかかるとか、いろいろなことから事故が生ずる場合が多く、LPガスにはそういうことがないということにも関係があるかもしれない。もう少し分析をさせていただきたいと思いますが、いづれにしても、安全確保という点については、中央、地方の行政機構をもう少し整備いたしまして、公益事業であればそういう危険というものはあまりないのだというように、今まで持っていたいかなければならないと思いますが、現在のところ、そこまで行政がいつておりません。せいぜい早く中央、地方の行政機構を整備いたしまして、利用者になるべく御心配をかけないような心がまえで行政をいたしたいと思うわけでございます。

○中村(重)委員 ただいま申し上げたところで、今回の改正案を見ましても、消費設備に對するところの、都市ガス業者に對しては周知徹底の義務というものが課せられていて、ところが、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、業者みずからが検査義務を負わされて

いるという違いがあるわけです。同じなんです、消費者にとっては。いわゆるガスこんろを使うわけですから、導管をもつてずっと供給するわけですよ。全く同じなんです。ところが都市ガス業者に對しては、検査義務のようなきびしいものはない。LP業者にはそれがあつた。これは私は不公平であると思つております。ですから、政令等の関係もありまして、あるいは運用の問題で、いづれにいたしまして、事故をなくする、消費者に安心してガスを使わせる、そういうことでなければならぬと思つますから、その点は大臣の善処方をひとつ要望いたしておきたいと思つます。

○八田委員長 これにて本案に對する質疑は終了いたしました。

○八田委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○八田委員長 次に、本法律案に對し、中村重光君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。中村重光君。

○中村(重)委員 ただいまより、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提案にかかるガス事業法の一部を改正する法律案に関する附帯決議案について、その提案の趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗讀いたさなければなりません。が、時間の関係等もありますから、案文はお手元にお配りいたしておりますので、省略させていただきます。

ます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。趣旨の説明にかえさせていただきます。

〔参照〕

ガス事業法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、最近におけるガス事故頻発の実情にかんがみ、ガス工作物に對する許認可諸検査並びに改善命令等を厳重に実施し、導管工事等に伴う監督、指導を強化するとともに地下鉄、水道等他工事におけるガス事業者の責任体制を明確にすること。

二、一般ガス事業者の供給区域を早急に再検討するとともに、みなし一般ガス事業の開始の許可にあつては、必要最少限に止め、かつ、速かに一般ガス事業本来の供給形態に切替えるよう指導すること。

三、ガス事業に関する許認可及び変更等があつた場合は、消費者の利益保護の見地から一般に周知徹底せしむること。

四、液化石油ガスの取引の適正化、保安の確保を図るため、流通機構の整備、メーカー段階における成分分析の表示等について、強力に指導するとともに、中小ガス事業者並びに液化石油ガス販売業者に對して金融、税制上の特別措置(液化石油ガス販売業者に對する近代化促進法の業種指定を含む)を講ずるよう努めること。

五、地方ガス事業調整協議会の構成並びに運用にあつては、公正を期し、消費者の意見が十分反映するよう配慮すること。

六、中央及び地方のガス行政担当機構及び人員の整備拡充を早急に実現するよう特段の配慮を行うこと。

○八田委員長 直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について、政府から発言を求められております。これを許します。宮澤通商産業大臣。

○宮澤内務大臣 ただいまの御決議につきまして、御配付をいただきました書類によりまして、詳細拝見をいたしました。

この御決議につきましては、その内容を十分尊重いたしまして、御趣旨に沿つて善処いたします。

○八田委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと思つますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと「呼ぶ者あり」〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 次に、情報処理振興事業協会等に関する法律案及び特許法等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次政府より提案理由説明を聴取いたします。宮澤通商産業大臣。

情報処理振興事業協会等に関する法律案
情報処理振興事業協会等に関する法律
目次
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電子計算機利用高度化計画等（第三条第六条）

第三章 情報処理振興事業協会

第一節 総則（第七條—第十五条）

第二節 設立（第十六條—第二十條）

第三節 管理（第二十一條—第二十七條）

第四節 業務（第二十八條—第三十條）

第五節 財務及び会計（第三十一條—第三十六條）

第六節 監督（第三十七條—第三十八條）

第七節 罰則（第三十九條—第四十一條）

第四章 罰則（第四十二條—第四十四條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、電子計算機の利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたえ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「情報処理」とは、電子計算機（計数型のものに限る。以下同じ。）を使用して、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行なうことをいう。

2 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。

3 この法律において「情報処理サービス業」とは、他人の需要に応じてする情報処理の事業をい、

（電子計算機利用高度化計画）

第三条 電子計算機利用高度化計画（以下「計画」という。）は、次に掲げる電子計算機及びプログラムについて、通商産業大臣（電子計算機に電

気通信回線を接続してする情報処理のために開発するプログラムに係る部分については、通商産業大臣及び郵政大臣。以下この条において同じ。）が定めるものとする。

一 情報処理の振興を図るため利用を特に促進する必要がある電子計算機

二 情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある、かつ、広く利用される種類のプログラム（主として一の事業の分野における情報処理に用いられることとなるものを除く。）

2 計画には、電子計算機の設置及びプログラムの開発の目標となるべき事項について定めるものとする。

3 計画を定めるにあつては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、政令で定めるところにより、電子情報処理振興審議会及び郵政審議会の意見をきくものとする。

4 第一項の規定により計画を定めたときは、通商産業大臣は、その要旨を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

（資金の確保）

第四条 政府は、前条第一項第一号に掲げる電子計算機の設置及び同項第二号に掲げるプログラムの開発の促進に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（プログラム調査簿）

第五条 通商産業大臣は、円滑な流通を図る必要があると認められるプログラム（主として一の事業の分野における情報処理に用いられるものを除く。）について、その概要を記載したプログラム調査簿を作成し、これを利用しようとする者の閲覧に供しなければならない。

（情報処理技術者試験）

第六条 通商産業大臣は、情報処理に関する業務を行なう者の技術の向上に資するため、情報処理に必要知識及び技能について情報処理技術者試験を行なう。

2 情報処理技術者試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

第三章 情報処理振興事業協会

第一節 総則

（目的）

第七条 情報処理振興事業協会は、情報処理の振興を図るため、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業等を営む者に対する助成に関する業務を行なうことを目的とする。

（法人格）

第八条 情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（数）
第九条 協会は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第十条 協会の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 協会は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、協会に出資することができる。

（持分の払戻し等の禁止）
第十一条 協会は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 協会は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）
第十二条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができない。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、協会その他の第三者に対抗することができない。

第十三条 協会は、その名称中に情報処理振興事業協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に情報処理振興事業協会という文字を用いてはならない。

（登記）

第十四条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

第二節 設立

（発起人）

第十六条 協会の設立するには、情報処理について専門的知識を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し協会に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

（設立の認可）

第十七条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十八条 通商産業大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その事業の運営が健全に行なわれ、情報処理の振興に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、

又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。
(事務の引継ぎ)

第十九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を協会の理事長となるべき者に引き継ぎなければならぬ。

2 協会の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならぬ。
(設立の登記)

第二十条 協会の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十一条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員を選任方法その他の役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

十 設立当初の役員

2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第二十二條 協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 役員を選任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員職務及び権限)

第二十三條 理事長は、協会を代表し、その業務

を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監査する。

(役員兼任禁止)

第二十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十五條 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員の任命)

第二十六條 協会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七條 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第二十八條 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業活動に広く用いられると認められるプログラム(以下「特定プログラム」という。)であつて、企業等が自ら開発することが困難なものについて、委託して開発すること。

二 特定プログラムであつて、企業等が開発したものについて、対価を支払い、その利用に関する権利を取得すること。

三 前二号に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。

四 情報処理サービス業者等(情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人

をいう。以下同じ。)が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

五 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

六 情報処理に関する調査を行ない、及びその成果を普及すること。

七 前各号の業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、第七条の目的を達成するために必要な業務

2 協会は、前項第八号に掲げる業務を行なうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十九條 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(信用基金)

第三十條 協会は、第二十八條第一項第四号及び第五号に規定する資金の借入れに係る債務の保証並びにこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、第十條第一項の規定により出資され、又は同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と協会が負担する保証債務の弁済にあつてことを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれにあつてものとする。

2 前項の信用基金は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第三十一條 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十二條 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十三條 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十四條 協会は、第三十二條又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(借入金)

第三十五條 協会は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(通商産業省令への委任)

第三十六條 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(報告及び検査)

第三十七條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し報告をさせ、又はその職員の協会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第三十八條 通商産業大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行つた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく通商産業大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、協会に對して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第七節 補則

(出資者原簿)

第三十九條 協会は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び払込みの年月日
三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十條 協会の解散については、別に法律で定める。

2 前項の場合において、協会の残余財産は、各出資者に対し、その出資額の限度において、その出資額に応じて分配するものとする。
(大蔵大臣等との協議)
第四十一條 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第十條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十二條又は第三十五條第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。
二 第三十三條第一項の規定による承認をしようとするとき。
三 第三十六條の規定による通商産業省令を定めようとするとき。
2 通商産業大臣は、次の場合には、関係行政機関の長に協議しなければならない。
一 第二十九條第一項の規定による認可をしようとするとき。
二 第三十二條の規定による認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするとき。
第四章 罰則
第四十二條 第三十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。
第四十三條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第十四條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
三 第二十八條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

務を行つたとき。
第四十四條 第十三條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過規定)
第二條 この法律の施行の際現にその名称中に情報処理振興事業協会という文字を用いている者については、第十三條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
第三條 協会の最初の事業年度は、第三十一條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。
第四條 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十二條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。
(通商産業省設置法の一部改正)
第五條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第二十五條第一項の表中電子工業審議会の項を次のように改める。

電子情報処理振興事業協会の振興に関する重要事項を調査審議すること。

(電子工業振興臨時措置法の一部改正)
第六條 電子工業振興臨時措置法(昭和三十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項及び第十三條中「電子工業審議会」を「電子情報処理振興審議会」に改める。
第十四條から第二十一條までを次のように改める。
第十四條から第二十一條まで 削除

(所得税法の一部改正)
第七條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の前に次のように加える。

情報処理振興事業協会 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第号)

(法人税法の一部改正)
第八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の前に次のように加える。

情報処理振興事業協会 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第号)

(印紙税法の一部改正)
第九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三中日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六條第一項第一号(学資の貸与)の業務に関する文書の項の前に次のように加える。

情報処理振興事業協会 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第号)

情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第号) 情報処理振興事業協会(業務の範囲)の業務に関する文書

(地方税法の一部改正)
第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二條の五第一項第六号中「繊維工業構造改善事業協会」の下に、「情報処理振興事業協会」を加える。

情報処理振興事業協会 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第号)

情報処理振興事業協会 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第号)

情報処理振興事業協会 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第号)

情報処理振興事業協会 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第号)

情報処理振興事業協会 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第号)

理由

情報化社会の要請にこたえるため、電子計算機の利用の高度化を図るための措置を講じ、並びに情報処理振興事業協会を設立し、プログラムの開発及び利用の促進並びに情報処理サービス業者等に対する助成に関する業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 審査(第四十七条―第六十五条)」を「第三章の二 出願公開(第六十五条―第六十五条の三)」に、「第六十五条の二」を「第六十五条の三」に改める。

第四十条第一項中「第五十三条第四項」の下に「(第六十一條の三第一項において準用する場合を含む。)」を、「第五十六條」の下に「(第六十一條の三第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 出願審査の請求をすること。

第十七条第一項中「審査、審判又は再審」を「特許庁」に、「出願公告をすべき旨の決定又は」を「特許出願の日(第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百一十二年四月にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。

以下同じ。第四十条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。次条及び第六十五条の二第一項において同じ。から一年三月を経過した後出願公告すべき旨の決定の謄本の送達前、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後及び」に、「第六十四条」を「次条及び第六十四条」に、「第六十五条第二項」を「第六十五条第二項及び第三項」に改め、「(第六十七條第四條第一項において準用する場合を含む。)」の下に「並びに第六十一條の三第二項及び第三項」を加え、同条第二項第三号中「第六十五條第一項又は第二項の規定により納付すべき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 特許出願人は、特許出願の日から一年三月を経過した後出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前において、次に掲げる場合のみに限り、願書に添付した明細書又は図面について補正することができる。

一 特許出願人が出願審査の請求をする場合において、その出願審査の請求と同時にすること。

二 第四十八條の五第二項の規定による通知を受けた場合において、その通知を受けた日から三月以内にすること。

三 第五十条(第六十五條第二項(第六十七條第四條第一項において準用する場合を含む。))及び第六十一條の三第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定による通知を受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にすること。

四 第六十一條第一項の審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にすること。

第十八条中「前条第二項」を「第十七條第二項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 特許庁長官は、第十七條第二項の規定によ

り第六十五條第二項の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が第十七條第二項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を無効にすることができる。

第二十四條中「同法第二百十條中「法定代理人」とあるのは「法定代理人若ハ特許管理人」とを削る。

第二十九條の次に次の一条を加える。

第二十九條の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に出版公告又は出願公開がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案(その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者として同一者である場合におけるその発明又は考案を除く。と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

第三十條第一項及び第二項中「前条第一項各号」を「第二十九條第一項各号」に改め、同条第三項中「(千九百一十二年四月にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)」を削り、「前条第一項各号」を「第二十九條第一項各号」に改める。

第四十二條中「第六十五條第二項」を「第六十五條第二項及び第三項」に改め、「(第六十七條第四條第一項において準用する場合を含む。)」の下に「並びに第六十一條の三第二項及び第三項」を加える。

第四十四條第一項中「特許出願人は」の下に「願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができるとき又は期間内に限り」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の場合」を「前項の場合」に、「第三十條第四項」を「新たな特許出願が第二十九條の二に規定する他の特許出願又は実用新案法(昭和三十四年法律第二百三十三号)第三條の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十條第四項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十五條第一項後段及び第三項後段を削り、同条に次の一項を加える。
6 前条第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による特許出願の変更の場合に準用する。
第四十六條第一項ただし書中「経過した後」の下に「又はその実用新案登録出願の日から七年を経過した後(その実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)」を加え、同条第二項ただし書中「経過した後」の下に「又はその意匠登録出願の日から七年を経過した後(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)」を加え、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「期間は」を「三十日の期間は」に改め、「(昭和三十四年法律第二百三十三号)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「期間は」を「三十日の期間は」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 第四十四條第二項及び前条第五項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。
第四十八條の次に次の五條を加える。
(特許出願の審査)
第四十八條の二 特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

第四十八條の二 特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

(出願審査の請求)

第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から七年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることが出来る。

2 第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十五条第一項若しくは第三項若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第五十三条第四項(第五百五十九条第一項(第六百七十四条第一項)において準用する場合を含む)及び第六十一条の三第三項において同じ。に規定する新たな特許出願であつて第五十三条第四項の規定の適用を受けて、前項の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は書面の提出の日から三十日以内に限り、出願審査の請求をすることが出来る。

3 出願審査の請求は、取り下げることが出来ない。

4 第一項又は第二項の規定により出願審査の請求をすることが出来る期間内に、出願審査の請求がなかつたときは、その特許出願は、取り下げたものとみなす。

第四十八条の四 出願審査の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 出願審査の請求に係る特許出願の表示

第四十八条の五 特許庁長官は、出願公開前に出願審査の請求があつたときは出願公開の際又はその後遅滞なく、出願公開後に、出願審査の請求があつたときはその後遅滞なく、その旨を特許公報に掲載しなければならない。

2 特許庁長官は特許出願人でない者から出願

審査の請求があつたときは、その旨を特許出願人に通知しなければならない。

(優先審査)

第四十八条の六 特許庁長官は、出願公開後出願公告前に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査をさせることが出来る。

第四十九条第一号中「第二十九条」の下に「第二十九条の二」を加える。

第五十一条第三項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「第百一条」を「第百条」に、「第一項の権利に基き損害の賠償の請求をする場合」を「前項の権利に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項の権利を有する者がその権利を行使した場合において、当該特許出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、又は当該特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その者は、その権利の行使により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。当該特許出願の願書に添付した明細書又は図面についてした補正又は補正の却下により特許権の設定の登録の際における特許請求の範囲に記載された発明の範囲に含まれないこととなつた発明についてその権利を行使したときも、同様とする。

第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 前条第一項の権利の侵害に関する訴えの提起又は仮差押え若しくは仮処分申請があつた場合について、必要があると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、特許出願について査定又は審決が確定するまでその訴訟手続を中止することがで

きる。

2 前項の申立てに関する決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、中止の理由が消滅したときその他事情の変更があつたときは、第一項の決定を取り消すことが出来る。

第五十三条第四項に次のただし書を加える。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、この限りでない。

第六十四条第一項中「同条」の下に「又は第五十七条」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 出願公開

(出願公開)
第六十五条の二 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、出願公告をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行なう。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許出願の番号及び年月日

三 発明者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容(特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

五 出願公開の番号及び年月日

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項(出願公開の効果等)

第六十五条の三 特許出願人は、出願公開があつた後は特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合

にその実施に対し通常受けべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することが出来る。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、当該特許出願の出願公告があつた後でなければ行使することが出来ない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、第五十二条第一項(第五百五十九条第三項(第六百七十四条第一項)において準用する場合を含む)及び第六十一条の三第三項において準用する場合を含む。の権利及び特許権の行使を妨げない。

4 第五十二条第三項及び第四項、第五十二条の二、第百一条、第百四条並びに第百五条並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該特許出願の出願公告前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又ハ其法定代理人が損害及び加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「当該特許出願ノ出願公告ノ日」と読み替へるものとする。

第六十七条第二項及び第七十九条中「(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)」の下に「及び第百六十一条の三第一項」を加える。

第百七条第一項の表の第一年から第三年までの項中「毎年五百円」を「毎年七百円」に、「につき五百円」を「につき八百円」に改め、同表の第四年から第六年までの項中「七百円」を「千円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同表の第七年から第九年までの項中「毎年千五百円」を「毎年二千二百円」に、「につき千五

百円」を「につき二千三百円」に改め、同表の第十年から第十二年までの項中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表の第十三年から第十五

年までの項中「六千円」を「九千円」に改める。
第百二十二条第一項中「第五十三条第一項」の下に「(第百六十一条の三第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第四項」を「第五十三条第四項(第百六十一条の三第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百二十三条第一項第一号中「第二十九条」の下に「第二十九条の二」を加える。
第百二十八条中「出願公告」の下に「出願公開」を加える。

第百三十七条第一項中「審判事件」の下に「(第百六十一条の二の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第百六十一条の四第三項の規定による報告があつたものに限る。)」を加える。

第百五十九条第三項中「第五十二條」を「から第五十二條の二まで」に、「及び第六十條から第六十二條まで」を「第六十條から第六十二條まで及び第六十四條」に改める。

第百六十一条の次に次の三條を加える。
第百六十一条の二 特許庁長官は、第百二十一条第一項の審判の請求があつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係る特許出願の願書に添附した明細書又は図面に

ついて補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。次条第三項において準用する第五十五條第一項の申立てがあつたときも、同様とする。
第百六十一条の三 第四十七條第二項、第四十八條、第五十三條、第五十四條及び第六十五條の規定は、前條の規定による審査に準用する。

2 第五十條及び第六十四條の規定は、前條の規定による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

3 第五十一条から第五十二條の二まで、第五十五條から第六十條まで及び第六十二條から第六十四條までの規定は、前條の規定による審査において審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

第百六十一条の四 審査官は、前條第三項において準用する第六十條又は第六十二條の規定により特許をすべき旨の査定をするときは、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取り消さなければならない。

2 審査官は、前項に規定する場合を除き、前條第一項において準用する第五十四條第一項の規定による却下の決定又は前條第三項において準用する第五十八條第一項の決定をしてはならない。

3 審査官は、第一項に規定する場合を除き、当該審判の請求について査定をすることなくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。

第百七十九條ただし書中「又は第百二十九條第一項の審判」を若しくは「第百二十九條第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する第百七十一條第一項の再審」に、「審判の請求人」を「審判又は再審の請求人」に改める。
第百八十四條の二中「第百九十五條の二」を「第百九十五條の三」に改める。

第百八十五條中「第五十二條第五項」を「第五十二條第三項(第六十五條の三第四項、第百五十九條第三項(第百七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び第百六十一条の三第三項において準用する場合を含む。」に改める。
第百八十六條第一号中「であつて、出願公告がされていないもの」を「(出願公告又は出願公開がされたものを除く。)」に改め、同條第二号中「であつて、当該事件に係る特許出願について出願公告がされていないもの」を「(当該事件に係る特許出願について出願公告又は出願公開がされたものを除く。)」に改める。

第百九十三條第二項第一号及び第二号中「出願公告」の下に「又は出願公開」を加え、同項第三号中「(第百七十四條第一項において準用する場合を含む。)」の下に「及び第百六十一条の三第一項」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 出願公開後における願書に添附した明細書又は図面の補正(第十七條の二第一号又は第二号の規定によりしたものに限り。)

第百九十四條の見出しを「(書類の提出等)」に改め、同條に次の一項を加える。

2 特許庁長官又は審査官は、関係行政機関又は学校その他の団体に対して審査に必要な調査を依頼することができる。

第百九十五條第四項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「前二項」に、「別表の中欄に掲げる者」を「これらの規定により手数料を納付すべき者に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添附した明細書についてした補正又は補正の却下により特許請求の範囲に記載した発明の数が増加したときは、その増加した発明について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならない。

第百九十五條の二を第百九十五條の三とし、同條の前に次の一條を加える。

(出願審査の請求の手数料の減免)

第百九十五條の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者がその特許出願に係る発明の発明者又はその相続人である場合において、貧困により前條第一項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができる。

第百九十六條第二項中「第五十二條第一項」の下に「(第百五十九條第三項(第百七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び第百六十一条の三第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百九十九條「第五十九條」の下に「(第百六十一条の三第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

別表第一号中「三百円」を「四百五十円」に改め、同表第二号及び第三号中「八百円」を「千二百円」に改め、同表第四号中「千円」に「一発明につき千円を加えた額」を「二千円」に改め、同号の次に次のように加える。

四の二	出願審査の請求をする者	一件につき七千円に一発明につき千円を加えた額
-----	-------------	------------------------

別表第五号中「八百円」を「千二百円」に改め、同表第六号中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第七号中「四千円」を「六千円」に改め、同表第八号及び第九号中「二千円」を「三千円」に改め、同表第十号中「四千円」を「六千円」に改め、同表第十一号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第十二号中「八十円」を「二百二十円」に改め、「三千円」を「四千五百円」に、「五百円」を「七百五十円」に、「六十円」を「九十円」に改め、同表第十三号中「八十円」を「百二十円」に、「四十円」を「六十円」に改め、同表第十四号中「八十円」を「百二十円」に改める。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 審査(第十條、第十三條)」を「第三章 審査(第十條、第十三條、第十三條の二、出願公開(第十三條の二、第十三條の三))」に改める。
第十三條の次に次の一條を加える。

第三条の二 実用新案登録出願に係る考案が当

該実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願であつて当該実用新案登録出願後に該出願公告又は出願公開がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明(その考案又は発明をした者が当該実用新案登録出願に係る考案の考案者となる者である場合におけるその考案又は発明を除く)と同一であるときは、その考案については、前条第一項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができな

い。ただし、当該実用新案登録出願の時にその出願人と当該他の実用新案登録出願又は特許出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

第四条中「前条」を「第三条第一項」に改める。

第八条第一項ただし書中「経過した後」の下に「又はその特許出願の日から四年を経過した後(その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際の送達があつた日から三十日以内の期間を除く)」を加え、同条第二項ただし書中「経過した後」の下に「又はその意匠登録出願の日から四年を経過した後(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際の送達があつた日から三十日以内の期間を除く)」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに次条第一項において準用する特許法第三十条第四項並びに第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

第八条第五項及び第六項中「期間は」を「三十日の期間は」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

(実用新案登録出願の審査)

第十条の二 実用新案登録出願の審査は、その実用新案登録出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

(出願審査の請求)

第十条の三 実用新案登録出願があつたときは、何人も、その日から四年以内に、特許庁長官にその実用新案登録出願について出願審査の請求をすることができ、

2 特許法第四十八条の三第二項から第四項まで(出願審査の請求)の規定は、前項の出願審査の請求に準用する。

第十一条第一号中「第三条」の下に「第三条の二」を加える。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第二十八條」を「第二十七條」に、「第一項の権利に基き損害の賠償の請求をする場合」を「前項の権利」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項の権利を有する者がその権利を行使した場合において、当該実用新案登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、又は当該実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その者は、その権利の行使により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。

当該実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてした補正又は補正の却下により実用新案登録の査定の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使したときも、同様とする。

第十三条中「第五十条」を「第四十八条の四から第四十八条の六まで(出願審査の請求及び優先審査)」、第五十条に、「第五十三条」を「第五十二条の二」に、「補正の却下」を「訴訟手続の中止、補正の却下」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 出願公開

(出願公開)

第十三条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願の日(第九条第一項において準用する特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百一十二年十月四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう)第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日)から一年六月を経過したときは、出願公告をしたものを除き、その実用新案登録出願について出願公開をしなければならぬ。

2 出願公開は、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載することにより行なう。

一 実用新案登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 実用新案登録出願の番号及び年月日

三 考案者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添付した明細書に記載した考案の名称、図面の簡単な説明及び実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容(実用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く)。

五 出願公開の番号及び年月日

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

特許庁長官は、出願公開がされた実用新案登録出願の願書に添付した明細書及び図面の内容(公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く)を記載した書面を特許庁において公衆の縦覧に供しなばならない。ただし、当該実用

新案登録出願が出願公告されたとき又は特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

(出願公開の効果等)

第十三条の三 実用新案登録出願人は、出願公開があつた後に実用新案登録出願に係る考案の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその考案を実施した者に対し、その考案が登録実用新案である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしないうちに業としてその考案を実施した者に対しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、当該実用新案登録出願の出願公告があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、第十二条第一項の権利又は第四十一条において準用する特許法第五十九条第三項若しくは第六十一条の三第三項において、若しくは第四十五条において準用する特許法第七十四条第一項において準用する同法第七十九条第三項において、それぞれ準用する同法第七十九条第一項の権利及び実用新案登録の行使を妨げない。

4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二及び第五十五条(訴訟手続の中止及び書類の提出)並びに民法(明治三十九年法律第八十九号)第七百九十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該実用新案登録出願の出願公告前に当該実用新案登録出願に係る考案の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又ハ其法定代

理人が損害及び加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「当該実用新案登録出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。

第十五条第二項中「若しくは第四十一条」を「第四十一条」に改め、「特許法第五十九条第一項」の下に「若しくは第六十一条の第三項」を加える。

第三十一条第一項第一号中「六百元」を「九百元」に改め、同項第二号中「千二百円」を「千八百円」に改め、同項第三号中「二千四百円」を「三千六百元」に改める。

第三十六条第一項中「準用する特許法第五十三條第一項」を「又は第四十一条において準用する特許法第六十一条の第三項において、それぞれ準用する同法第五十三條第一項」に、「準用する特許法第五十三條第四項」を「又は第四十一条において準用する特許法第六十一条の第三項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項」に改める。

第三十七條第一項第一号中「第三條」の下に「第三條の二」を加える。

第五十四條に次の一項を加える。

5 特許法第九十五条の二（出願審査の請求の手数料の減免）の規定は、実用新案登録出願についての出願審査の請求の手数料に準用する。

第五十五条第六項中「第九十五条の二」を「第九十五条の三」に改める。

第五十六条第二項中「権利」の下に「又は第四十一条において準用する特許法第五十九条第三項若しくは第六十一条の第三項において、若しくは第四十五条において準用する特許法第七十四条第一項において準用する同法第五十九条第三項において、それぞれ準用する同法第五十二条第一項の権利」を加える。

第六十二条中「第五十九条において」の下に「第四十一条において準用する特許法第六十一条の第三項において準用する同法第五十九条において」を加える。

別表第一号の次に次のように加える。

一の	出願審査の請求をする者	一件につき
		四千五百円

別表第二号及び第三号中「四百円」を「六百元」に改め、同表第四号中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第五号中「四千元」を「六千元」に改め、同表第六号中「二千元」を「三千円」に改め、同表第七号中「三百円」を「四百五十円」に改め、同表第八号及び第九号中「四千元」を「六千元」に改め、同表第十号中「四百円」を「六百元」に改め、同表第十一号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第十二号中「八十円」を「百二十円」に、「三百円」を「四千五百円」に、「五百円」を「七千五百円」に、「六十円」を「九十円」に改め、同表第十三号中「八十円」を「百二十円」に、「四十円」を「六十円」に改め、同表第十四号中「八十円」を「百二十円」に改める。

（意匠法の一部改正）
第三条 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。
目次中「第六十一条」を「第六十条の三」に改める。
第十条の次に次の見出し及び一條を加える。
（意匠登録出願の分割）
第十条の二 意匠登録出願人は、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができ、
2 前項の規定による意匠登録出願の分割は、意匠登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。
3 第一項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第一項及び第二項の

規定の適用については、この限りでない。

第十一条の見出し並びに同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項の規定による意匠登録出願の」を「前項の規定による意匠登録出願の」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による意匠登録出願の分割の場合に準用する。

第十二条第一項後段及び第二項後段を削り、同条第四項を次のように改める。

4 第十条の二第三項及び前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による意匠登録出願の変更の場合に準用する。

第十三条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 第十条の二第三項及び第十一条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第十五条第一項中「第四十三条（優先権主張の手續）及び第四十四条（特許出願の分割）」を「及び第四十三条（優先権主張の手續）」に改める。

第二十条第三項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第四十二条第一項第一号中「六百元」を「九百元」に改め、同項第二号中「千二百円」を「千八百円」に改め、同項第三号中「二千四百円」を「三千六百元」に改め、同条第二項中「六百元」を「九百元」に改める。

第五十二条中「から第六百六十三条まで」を「第六百六十二条、第六百六十三条」に改める。

第七章第六十一条の前に次の一條を加える。

（手續の補正）
第六十条の三 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手續をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、そ

の補正をすることができ。

第六十八条第二項中「第二十四条まで及び」を「第十六条まで、第十七条第二項及び第三項、第十八条から第二十四条まで並びに」に改め、同条第六項中「第九十五条の二」を「第九十五条の三」に改める。

別表第二号中「四百円」を「六百元」に、「二百円」を「三百円」に改め、同表第三号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第四号中「四百円」を「六百元」に改め、同表第五号中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第六号中「四千元」を「六千元」に改め、同表第七号中「二千元」を「三千円」に改め、同表第八号中「三百円」を「四百五十円」に改め、同表第九号及び第十号中「四千元」を「六千元」に改め、同表第十一号中「四百円」を「六百元」に、「二百円」を「三百円」に改め、同表第十二号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第十三号中「八十円」を「百二十円」に、「三百円」を「四千五百円」に、「五百円」を「七千五百円」に、「六十円」を「九十円」に改め、同表第十四号中「八十円」を「百二十円」に、「四十円」を「六十円」に改め、同表第十五号中「八十円」を「百二十円」に改める。

（商標法の一部改正）
第四条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
目次中「第六十九条」を「第六十八条の二」に改める。
第十一条第一項後段及び第二項後段を削り、同条に次の一項を加える。
5 前条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による商標登録出願の変更の場合に準用する。
第十二条第一項後段を削り、同条第三項を次のように改める。
3 第十条第三項及び前条第四項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用す

る。
第十六条第三項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第四十条第一項中「八千円」を「一万二千円」に改め、同条第二項中「一万五千円」を「二万二千五百円」に改める。

第五十六条第一項中「第六百六十三条まで」を「第六百六十一条まで、第六百六十二条、第六百六十三条」に改める。

第六十五条第三項を次のように改める。

3 第十條第三項及び第十一條第四項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第八章中第六十九條の前に次の一條を加える。

(手続の補正)

第六十八條の二 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることが出来る。ただし、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後は、第十七條(前条第二項において準用する場合を含む)において、第五十六條第一項(前条第四項において準用する場合を含む)において準用する特許法第五十九條第二項若しくは第三項において、又は第六十一條(前条第五項において準用する場合を含む)において準用する特許法第七十四條第一項において準用する同法第七十九條第二項若しくは第三項において、それぞれ準用する同法第六十四條の規定により補正をすることが出来る場合を除き、その補正をすることができない。

第七十五條第二項中「第九百九十三條第二項第一号から第六号まで」を「第九百九十三條第二項第一号から第四号まで、第五号、第六号」に改める。

第七十七條第二項中「第二十四條まで及び」を「第十六條まで、第十七條第二項及び第三

項、第十八條から第二十四條まで並びに」に改め、同条第六項中「第九百九十五條の二」を「第九百九十五條の三」に改める。

第八十三條中「第五十六條第一項」の下に「第六十八條第四項において準用する場合を含む。」を、「第十七條」の下に「第六十八條第二項において準用する場合を含む。」を、「第六十一條」の下に「第六十八條第五項において準用する場合を含む。」を加える。

別表第二号及び第三号中「八百円」を「千二百円」に改め、同表第四号中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第五号中「三百円」を「四百五十円」に改め、同表第六号及び第七号中「四百円」を「六千円」に改め、同表第八号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第九号中「八十円」を「百二十円」に、「三百円」を「四千五百円」に、「五百円」を「七百五十円」に、「六十円」を「九十円」に改め、同表第十号中「八十円」を「百二十円」に、「四十円」を「六十円」に改め、同表第十一号中「八十円」を「百二十円」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(改正後の特許法の適用)
第二条 改正後の特許法(以下「新特許法」という。)の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

(特許に関する手続の中断)
第三条 この法律の施行の際現に旧特許法第二十四條において準用する民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二百十條の規定により中断している手続の受継については、なお従前の例による。

(特許出願の拒絶の理由)
第四条 この法律の施行前にした特許出願に係る拒絶の理由については、新特許法第二十九條の二及び第四十九條第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願についての先願)
第五条 この法律の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願であつて新特許法第四十八條の三第四項(改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。))第十條の三第二項において準用する場合を含む。又は附則第十條第五項(附則第十九條において準用する場合を含む。)の規定により取り下げたものとみなされたものについては、新特許法第三十九條第五項の規定の適用については、同項中「取り下げられ」とあるのは、「出願公開前に取り下げられ」とする。

(特許出願の明細書等の補正)
第六条 この法律の施行前にした特許出願の願書に添附した明細書又は図面についての補正については、新特許法第七條第一項及び第七條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行後にする補正であつてその特許出願について拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があつた後にするものについては、新特許法第七條第一項及び第七條の二の規定を適用する。

(特許出願の分割)
第七条 この法律の施行前にした特許出願についての分割については、新たな特許出願が新特許法第二十九條の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三條の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときはを除き、新特許法第四十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願の変更等)
第八条 この法律の施行前にした特許出願の変更については、出願の変更に係る特許出願が新特許法第二十九條の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三條の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときはを除き、新特許法第四十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願についての出願審査の請求)
第九条 この法律の施行前に旧特許法第五十條の規定による通知又は出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた特許出願については、この法律の施行の日に、その特許出願人が出願審査の請求をしたものとみなす。

2 この法律の施行の時に特許出願の日から五年以上を経過している特許出願(前項に規定するものを除く)についての新特許法第四十八條の三第一項の規定の適用については、同項中「その日から七年以内」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行の日から二年以内」とする。

3 この法律の施行前にした特許出願についてその特許出願人が出願審査の請求をする場合には、新特許法第九十五條第一項の規定にかかわらず、出願審査の請求の手数料を納付することを要しない。

4 この法律の施行前にした特許出願に係る出願審査の請求に関し新特許法第九十五條第二項の規定により特許出願人が納付すべき手数料は、同項の規定にかかわらず、納付することを要しない。

第十条 特許出願人は、この法律の施行前にした特許出願(出願審査の請求があつたものを除く)について出願審査の請求をしない旨を特許庁長官に申し出ることが出来る。

に該当する場合においてこれらの規定を適用するときはを除き、新特許法第四十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした実用新案登録出願又は意匠登録出願についての特許出願への変更については、出願の変更に係る特許出願が新特許法第二十九條の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三條の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときはを除き、新特許法第四十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願についての出願審査の請求)
第九条 この法律の施行前に旧特許法第五十條の規定による通知又は出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた特許出願については、この法律の施行の日に、その特許出願人が出願審査の請求をしたものとみなす。

2 この法律の施行の時に特許出願の日から五年以上を経過している特許出願(前項に規定するものを除く)についての新特許法第四十八條の三第一項の規定の適用については、同項中「その日から七年以内」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行の日から二年以内」とする。

3 この法律の施行前にした特許出願についてその特許出願人が出願審査の請求をする場合には、新特許法第九十五條第一項の規定にかかわらず、出願審査の請求の手数料を納付することを要しない。

4 この法律の施行前にした特許出願に係る出願審査の請求に関し新特許法第九十五條第二項の規定により特許出願人が納付すべき手数料は、同項の規定にかかわらず、納付することを要しない。

第十条 特許出願人は、この法律の施行前にした特許出願(出願審査の請求があつたものを除く)について出願審査の請求をしない旨を特許庁長官に申し出ることが出来る。

2 前項の規定による申出をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許出願の番号及び年月日

三 発明の名称

3 特許庁長官は、第一項の規定による申出があつたときは、その申出があつたことを証明する書面をその特許出願人に交付するものとする。

4 特許庁長官は、前項の規定により書面の交付を受けた者であつて、新特許法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により手数料を納付すべきもの又は附則第十八条の規定により従前の例により手数料を納付すべきものから請求があつたときは、その納付すべき手数料について、その交付を受けた書面一通につき千円を軽減するものとする。

5 第一項の規定による申出があつたときは、その申出に係る特許出願は、取り下げたものとみなす。

6 第一項の申出についての新特許法第九条及び第十四条の規定の適用については、これらの規定中「特許出願の変更」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第号）附則第十条第一項の規定による申出、特許出願の変更」とする。

（特許出願の出願公告の効果等）

第十一条 旧特許法第五十二条第一項（同法第五十九条第三項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の権利であつて、この法律の施行の際現に存するものについては、新特許法第五十二条及び第五十二条の二（同法第五十九条第三項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特許出願の出願公開）

第十二条 この法律の施行前にした特許出願についての新特許法第六十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「特許出願の日から一年六月を経過したときは」とあるのは、「特許出願の日から一年六月を経過した後相当の期間内に」とする。

（特許料）

第十三条 この法律の施行前にすでに納付し又は納付すべきであつた特許料については、新特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特許の無効の理由）

第十四条 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、新特許法第二十九条の二及び第二百三十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前に旧特許法第三百三十四条第三項の規定による尋問、同法第三百三十六条第二項若しくは第三項において準用する同法第五十条若しくは第五十一条第一項の規定による通知若しくは決定があつた同法第二百一十一条第一項の審判事件については、新特許法第六十一条の二の規定は、適用しない。

第十六条 この法律の施行の際現に係属している旧特許法第二百一十一条第一項の審判事件（前条に添付した明細書又は図面に係る特許出願の願書の請求の日からこの法律の施行の日の前日までの間にした補正（その審判の請求の日から三十日以内にしたものを除く。）は、新特許法第六十六条の二の規定の適用については、その審判の請求の日から三十日以内にしたものとみなす。

第十七条 この法律の施行の際現に係属している旧特許法第二百一十一条第一項の審判事件（附則第十五条に規定するものを除く。）であつて、その審判の請求の日から三十日以内に願書に添付した明細書又は図面の補正がされたもの（前条

の規定により審判の請求の日から三十日以内にしたものとみなされた補正に係る審判事件を含む。）について旧特許法第三百三十七条第一項の規定によつてした審判官の指定は、この法律の施行の日（当該補正がこの法律の施行後にされたときは、その補正があつた時）にその効力を失う。

（特許出願の手数料）

第十八条 この法律の施行前にした特許出願について特許出願をする者が納付しなければならぬ手数料の額は、新特許法別表第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第十九条 附則第二条から第七条まで、第八条第二項、第九条第一項から第三項まで及び第十条から第十七条までの規定は、第二条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置に関して準用する。この場合において、附則第九条第二項中「五年」とあるのは、「二年」と読み替へるものとする。

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第二十条 附則第二条、第三条、第八条及び第十三条の規定は、第三条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置に関して準用する。

（商標法の改正に伴う経過措置）

第二十一条 附則第二条、第三条及び第八条第一項の規定は、第四条の規定による商標法の改正に伴う経過措置に関して準用する。

理由

最近における出願の激増と出願内容の高度化等の実情にかんがみ、その出願の処理の促進に資するため、出願の早期公開及び出願審査の請求の制度を設ける等工業所有権制度の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○宮澤内閣大臣 情報処理振興事業協会等に関する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

今日のように高度に多様化し、また急速なテンポで発展している経済社会におきましては、あらゆる活動は、複雑な外部環境の変化を予測し、その変化に機敏に即応していかなければならないことは、申し上げるまでもございません。

このため、企業や行政機関などのあらゆる組織は、日々に発生する大量の情報を迅速に処理し、その成果に基づき的確な判断を行なっていくことが要請されております。

電子計算機による情報処理は、このような要請から生まれたものでありますが、この発展のためには、ハードウェアすなわち電子計算機の機械そのもののほか、これを利用するための技術、すなわちソフトウェアの進歩が不可欠であります。

従来、政府といたしましては、電子工業振興臨時措置法の運用などによりまして、ハードウェアの技術開発などのための施策を講じ、その技術水準も国際的なものに近づきつつあります。反面、ソフトウェアについては十分な措置が講ぜられていたとは申せず、特にこの分野において進んでいる米国の格差がますます拡大しているのが現状でございます。

また、情報処理サービス業及びソフトウェア業は、情報処理技術の向上などになりまして、その健全な発展が望まれておりますが、わが国においては、いまだ歴史も浅く発展初期の段階にあるといえます。

このような現状にかんがみ、わが国における情報処理を振興するためには、電子計算機、すなわちハードウェアの技術の振興のみならず、それに即応したソフトウェアの開発及び利用を促進すること、情報処理サービス業等の育成をはかつていくことが特に緊急を要する政策課題となつておりますので、これについて必要な措置を講ずるため、本法案を提案することとした次第であります。

○宮澤内閣大臣 情報処理振興事業協会等に関する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

今日のように高度に多様化し、また急速なテンポで発展している経済社会におきましては、あらゆる活動は、複雑な外部環境の変化を予測し、その変化に機敏に即応していかなければならないことは、申し上げるまでもございません。

このため、企業や行政機関などのあらゆる組織は、日々に発生する大量の情報を迅速に処理し、その成果に基づき的確な判断を行なっていくことが要請されております。

電子計算機による情報処理は、このような要請から生まれたものでありますが、この発展のためには、ハードウェアすなわち電子計算機の機械そのもののほか、これを利用するための技術、すなわちソフトウェアの進歩が不可欠であります。

従来、政府といたしましては、電子工業振興臨時措置法の運用などによりまして、ハードウェアの技術開発などのための施策を講じ、その技術水準も国際的なものに近づきつつあります。反面、ソフトウェアについては十分な措置が講ぜられていたとは申せず、特にこの分野において進んでいる米国の格差がますます拡大しているのが現状でございます。

また、情報処理サービス業及びソフトウェア業は、情報処理技術の向上などになりまして、その健全な発展が望まれておりますが、わが国においては、いまだ歴史も浅く発展初期の段階にあるといえます。

このような現状にかんがみ、わが国における情報処理を振興するためには、電子計算機、すなわちハードウェアの技術の振興のみならず、それに即応したソフトウェアの開発及び利用を促進すること、情報処理サービス業等の育成をはかつていくことが特に緊急を要する政策課題となつておりますので、これについて必要な措置を講ずるため、本法案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨について、御説明申し上げます。

第一は、電子計算機利用高度化計画等についての規定であります。

まず、情報処理の振興をはかるため、性能のすぐれた電子計算機の設置及び先進的かつ広く利用されるプログラムの開発についての目標を設定する電子計算機利用高度化計画を定めることとしております。そして政府は、この計画の対象となつた電子計算機の設置及びプログラムの開発の促進に必要な資金の確保などにつとめることとしております。

また、プログラムの円滑な流通をはかるため、プログラム調査簿を作成し、これを一般の閲覧に供することとしております。

さらに、情報処理技術者の技術の向上に資するため、情報処理技術者試験を行なうこととしております。

第二は、情報処理振興事業協会に関する規定であります。

まず、協会の設立につきましては、情報処理について専門的な知識を有する者十五人以上が発起人となつて、通商産業大臣に設立の認可申請を行なうこととしております。この認可の申請が行なわれまふと、通商産業大臣は、その事業の運営が健全に行なわれ、情報処理の振興に寄与することが確実であると認められるときは、一つを限り、設立を認可することとしております。

協会の資本金は、政府及び民間の出資によつて構成されることとなつており、政府は四十五年度予算においては、二億円の出資を予定してあります。

協会の業務でございますが、これは、大別して二つございます。第一は、先進的かつ汎用的なプログラムの開発を委託し、その成果を対価を得て第三者に使用させることとあります。第二の業務内容は、情報処理サービス業者等が業務の高度化に必要な資金を借り入れる場合及び一般事業者がプログラムの開発に必要な資金を借り入れる場合

に、債務保証を行なうことであります。

協会の業務のうち、債務保証業務に關しましては、資本金と、民間からの出資金によつて構成される信用基金を設けることとしてあります。

なお、協会の適正な運営を確保するため、通商産業大臣がその監督を行なうこととしてあります。

以上、この法律案の提出の理由及びその概要を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、御賛同をくださいますようお願い申し上げます。

次に、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

最近における技術革新を背景として、特許及び実用新案の出願は激増し、しかもその内容は一段と高度化、複雑化しつつあります。この結果、特許庁における増員、機構の拡充、予算の増加など、種々の審査促進対策の実施にもかかわらず、審査は大幅におくれ、特許庁には未処理案件が累積し、特許、実用新案の処理に要する期間は平均約五年に達する状況になつております。

このように事態を開閉するため、政府といたしましては、昭和四十一年十一月、工業所有権審議会に対し、工業所有権制度の改正についての諮問を行ない、約二年にわたる審議を経て昭和四十三年十一月答申を得たのであります。この答申に基づいて作成いたしました法律案を昨年の第六十一回通常国会に提出いたしました。成立を見るに至りませんでした。

このときの法律案の骨子は次のとおりでございます。第一は、出願の早期公開制度を採用したことと

でございます。現在出願された発明、考案は審査の後その内容を公表しているものでありますが、これを、審査の段階のいかんにかかわらず、一定の期間後にすべての出願の内容を公表することとしたしました。公開された発明等の出願人に対しては補償金請求権を認め、その保護をはかつております。

第二は、審査請求制度を採用したこととあります。

出願の中には、独占権は要らないが他人が権利を取得して自己の事業の実施が妨げられること

をおそれて出願しているものや、出願後その技術が陳腐化し、もはや独占権を取得する必要性のなくなつてくるものが含まれております。そのよう

な出願は、同じ内容の他人の出願が権利にならないう保証があれば、必ずしも審査を必要としないのであります。そこで、特許につきま

しては出願から七年、実用新案につきましては四年の審査請求期間を設け、その間に審査請求があつたものだけ審査をすることといたしました。

そういたしますと、何割かの出願は審査をする必要がなくなり、その分の審査能力を他の出願の審査に振り向けることによつて、審査の質を維持しつつ処理の促進をはかることができるのであります。

第三は、審査前置制度を採用したこととあります。この制度は一定の要件に該当する審判請求については、これを審査官に再審査せよというものであります。この制度の採用により拒絶査定不服審判の処理は大幅に促進されることとなりま

す。このほか、現行法制定以後における社会経済情勢の変化にかんがみ、手数料、登録料等の改正を行ないまふとともに、先願の範囲の拡大、出願公告後における仮保護の権利の強化などにつき、現行法の諸規定を整備、改善することとしてあります。

今回提出いたしました法律案は、骨子においてはただいま御説明いたしました前回の法律案と同じでございますが、前回の御審議の過程を通じて御意見のありました、早期公開制度の採用に伴う出願人の権利の保護の面で、公開された出願につ

いての優先審査制度を採用し、及び補正の内容制限を廃止するという二点について手直しを行なつたものであります。

次に、この修正点の内容について御説明申し上げます。

第一は、優先審査制度を採用したこととあります。出願が早期公開されますと、一応の権利を取得する出願公告までの間に、その出願に盛られた発明が、第三者によつて実施され、その結果問題となる場合も想定されるわけでありまふ。前通常国会に提出いたしました法律案では、この点について補償金請求権を認めるという点で出願人の保護をはかつていたるわけでありまふが、さらにこの問題を早期に、かつ根本的に解決するため、そのような問題が生じている出願を他の出願に優先して審査することとしたのであります。

第二は、出願公開後の補正の制限を緩和したこととあります。すなわち、前回の案では出願した発明の内容の訂正については、公開後は時期的にも内容的にも制限を付していたのであります。出願人の利益を擁護するため、このうちの内容面での制限を廃止したのであります。

なお、本法律案は、昭和四十六年一月一日から施行いたしました所存でございます。

以上が本法律案の主要点であります。

なお、諸外国におきましても、審査期間の短縮に腐心しており、たとえばオランダ及びドイツにおいては、すでに本法律案と同趣旨の制度を実施して、着々とその効果を発揮しております。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○八田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

午後二時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時三十三分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

電気工事業の業務の適正化に関する法律案を議

題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。松浦利尚君。

○松浦(利)委員 私は、初めて本委員会での法案について質問をいたしますから、あるいは中村委員その他の委員の質問と重複する点があるかも存じますが、これは前もってお許しをいただきたいと思います。

まず、提案者の方に御質問をいたすわけですが、この目的の第一条、前段と後半に分かれると解釈をするわけですが、この主たる目的、これはどこに主たる目的があるのかを、第一条に關してお尋ねをしたいと思ひます。

○海部議員 この目的の主たるものは、国民の電気保安の確保をはかることが第一の主たる目的であります。ですから、御質問の趣旨からいいますと、業務の適正な実施を確保することによって保安の確保に資する、こうなっておりますが、あくまで保安の確保に資するということが主たる目的でございます。

○松浦(利)委員 いまの御説明によりますと、その保安の目的を達する手段として、前段にある業者の登録、あるいはその登録によってその業務の適正な実施を確保するのだ、こういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○海部議員 おっしゃる通りに、保安の確保をはかるためにいろいろな規定や制約をもうけておるわけでありまして、この法律によってきめておりますいろいろな問題は、結論として保安の確保のためになつておる、こういう考え方であります。

〔委員長退席、橋口委員長代理着席〕

○松浦(利)委員 事業局長にお尋ねをいたしますが、このいまの提案者の説明によりますと、保安の目的に資するためにこの法案を提案をした、こういうこととありますが、電気工事法の第八條、それと電気工事法の目的、これについて説明をいただきたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 電気工事法の第一條、これは電気工事法の目的でございますが、これは

ここにございませうように、電気工事の作業に従事する人間の資格、義務を定めまして、それによりまして電気工事の欠陥による災害の防止、言いかえますれば、電気工事の保安と言つてもいいかもしれません、それに寄与することを目的とする、こういう趣旨でございます。

それから電気工事法の第八條は、これは届け出の規定でございます。電気工事士はその業務を開始いたしましたときから十日以内に一定の事項を都道府県知事に届け出なければいけません、また廃止をいたしましたときにも同じように届け出なければならぬというふうに、届け出の手續を書いた規定でございます。

○松浦(利)委員 いま公益事業局長の説明によると、電気工事法の目的というのは、的確な業務に対する保安を維持するために電気工事士法というものが制定をされた、こういうふうな理解をされるし、また、その届け出の義務を負わせておるといふことは、それだけ電気工事士の資格に対して責任を負わせておるといふふうに理解できるわけでありまして、間違ひありませんか。

○馬場(一)政府委員 そのとおりでございます。

○松浦(利)委員 それでは、この電気工事士法、これによって電気関係の保安に資することができるといふ法律を制定しなくても、現在あるこの電気工事士法、あるいは電気事業法、あるいは電気用品取締法、あるいは三法によって、電気の保安は、この提案された法律の目的は達せられると思ひますが、その点どうですか。

○馬場(一)政府委員 電気工事士法は、ただいま申し上げましたように、いわゆる電気工事に従事する人間について一定の資格要件を定め、届け出義務等を課しまして電気工事の保安に資しよう、こういう内容の法律であります。それから、ただいま提案になっております電気工事法の法律は、それらの電気工事士をいわば雇用いたしましたして電気工事そのものを営む、いわゆる事業者に対する規制を、登録制その他によって課することに

よりまして、同じく電気工事の保安に資しよう、こういうこととございまして、いずれも目的は電気工事の保安ということかと思ひますけれども、その手法といたしまして、片一方は電気工事の作業に従事する者に對して必要な規制を行なう、こちらの法律はそれらの者を雇用いたしますという業者、電気工事業者に対して規制をするというところで、両方相まって電気工事の保安を完全しよう、こういう關係にあるかと存じております。

○松浦(利)委員 公益事業局長の答弁を聞いておりますと、ちよつと矛盾を感じるのであります。が、電気工事事業に携わる者、実際に工事をする者は、電気工事士法による國家試験を通つた資格を持つておらなければならぬわけじゃないですか。そうでしよう。その点どうですか。営業所の営業をする者と工事をする者は、もともと電気工事に關しては初めから別じやありませんか。

○馬場(一)政府委員 電気工事の作業そのものを行ないます者、つまり電気工事の作業に従事する者は、ただいま先生おっしゃいましたように、工事士法によりまして一定の資格を持った者でなければならぬとされておるわけでございます。一方、電気工事というものは、いろいろわれわれ需要者が電気工事を頼みますときに相手になりますのは、いわゆる業者、電気工事業を営む者でございます。これは、實際的にもそれらの業者が電気工事士を使用してまして電気工事をやりますので、直接われわれの目の前で相手方になりますのは電気工事業者でございます。おのずから工事業者と工事士というのとは明らかに範圍が違つてはなかつたと思つております。

○松浦(利)委員 もう一ぺんお尋ねをしますが、電気工事業者というものの、かりに下請をし、あるいは元請をしても、電気工事士法による國家試験に通つた者がおらなければ、工事は受けてもその仕事はできないでしよう。いまの法律でもできないはずですよ。そうじゃないですか、どうですか。もともと受けられないのです。

○馬場(一)政府委員 電気工事業者が、電気工事をみずからやりましたり、あるいは他から請け負ひましても、電気工事の仕事をやりますときにその仕事に實際に使用します人間は、ただいま申しましたように電気工事士でなければならぬわけでございます。

○松浦(利)委員 そのとおりでしよう。そうであれば、電気工事をする者は、必ず電気工事士法による國家試験を通つた者でなければならぬというところでしよう。それがこの規定にあるとおり、ちゃんと保安に対する責任が課せられておるわけでありまして、いまここで、あなたが先ほど、営業する者を取り締まると、こう言われるけれども、實際的には電気工事士法そのもので取り締まれるじやないですか、その点どうですか。

○馬場(一)政府委員 作業に従事する者は、繰り返し申し上げますが、電気工事士でなければならぬわけでございますが、實際にわれわれが電気工事を頼みましてその仕事をする人間は、むしろわれわれ直接に電気工事士に頼みますよりは、電気工事士を使つておる電気工事業者にいる仕事者を頼むわけでございます。その電気工事業者に対して、一定の資格のある者を登録し、一定の業者でなければ電気工事ができないようにするというのが、ただいま御提案になっておりますこの法律の趣旨でございます。おのずから電気工事士法とは範圍が違つたかと思つております。

○松浦(利)委員 それでは、提案者が言つたように、議員立法で出された代表の方が言われたように、保安に資するためではなくて、営業に規制を加えるための法律だと言つておられるじやないですか。だいたひ違ひますよ。

○馬場(一)政府委員 この法律の目的にございませうように、電気工事業法の趣旨は、先ほど提案者から御説明のございましたように、一般用電気工作物の保安に資するという目的にございまして、その目的を達しますために、ただいま申しました電気工事業を営む者、つまり電気工事業者に対する登録要件その他の規制を行なうことによつて一

般用電気工作物の保安に資しよう、こういう関係でございまして、先ほどの提案者の御説明と変わっておられない、別のことを申しておるとは思っておりません。

○松浦(利)委員 速記録を見なければ食い違いはわからないですけれども、私は食い違っていると思うのです。提案者の方は、この「目的」の後段にその目的があると、こう言っておられるんです。ところがあなたは、営業に關して取り締まるのだ、こう言っておられるんですね。おのずから違つちやありませんか。ですから、私はおそろく中村委員から質問があつたと思うんですが、この法案の目的というのは、電気業者の過当競争を防ぐための目的というのが潜在的に存在してあるんじゃないですか。提案者の方、どうでしょう。

○海部議員 先ほどお答えしましたように、第一条に二つの意味があるとすれば、どちらが主たる目的かという御質問でありましたので、主たる目的はあくまで国民の電気保安の確保であると、この御返事いたしました。前段にありますが、その目的を達するためにその業務を適正に行なわせるためにはならぬわけでありまして、そのための規制なりいろいろの制約なりがここに書かれておるわけでありまして。そういう意味で私は申し上げておきますから、食い違いはないと思ひます。

○松浦(利)委員 それでは、公益事業局長にお尋ねをいたしますけれども、一般用電気工作物の保安の確保に資するための目的だ、こう言っておられますけれども、その内容をずうっとここで拝見をいたしますと、結局、そこで言わんとすること、は、第十九条、「電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の実務の経験」がなければ云々といふことがあるわけですね。主任工事士の資格が与えられない、こういうふうにいってありますね。電気工事士法による国家試験といふのは、一体どういう試験なんです。国家試験を通つた者に対してたいへん失礼な言い方ですけれども、ネコでもしゃくしでもみんな通つてしまつて、国家試験の権威がない

から、経験が三年なければ実務につけない、こういう解釈が成り立つと思ひますが、それに対して公益事業局長はどう思われますか。

○馬場(一)政府委員 電気工事士になりなすのは、国家試験と申しますか、電気工事士法の第四條の二項に規定をされております。一つはいわゆる電気工事士試験に合格した者。この電気工事士試験は都道府県が行なう試験でございます。そういう電気工事士試験に合格すれば電気工事士の免状が交付されます。それからもう一つの道は、第二号にございまして、通産大臣が指定をいたします養成施設におきまして、電気工事士たるに必要な知識及び技能に關する課程を終了いたしました、同じく免状が交付をされます。それから第三の道は、通産省令で定めるところにより、以上二つのものと同等以上の知識及び技能を有しておるというふうに通産府知事が認定をいたしました者、この三つのいずれかに属します者に對して免状が与えられる、こういうことになっております。

○松浦(利)委員 事業局長、ちよつと質問が不明確だつたと思ひますが、電気工事士の免許をもらつた者は、これは技術的に未熟だから三年間の経験がなければだめだ、こういうふうにしてこの法律はなつておるんですね。「その営業所」とに、「電気工事士法による電気工事士免状の交付を受けた後電気工事士に關し三年以上の実務の経験を有する電気工事士」と、こういうふうになつておりますね、主任電気工事士については、そのことは、国家試験に通つても、まだその人は一人前ではないんだ、こういうふうにして理解していいんですか。公益事業局長はそういうふうにして思つておられますか。

○馬場(一)政府委員 ただいま私のお答えしましたのは、電気工事士の免状をもらう場合を申し上げたわけでございます。この免状を交付されますと、いわゆる一人前の電気工事士ということになるわけでございますが、電気工事士と申しますのは、先ほど来申し上げておりますように、電気工

作物の作業に従事する人間でございまして、作業に従事するといふ点から見てどういふ資格があつたらばいいかといふのが、この電気工事士法に規定されておるところでございます。

一方、この電気工事法におきましては、電気工事業といふのは、そういう電気工事士等を雇用いたしまして、電気工事業を業として営む者であるわけでございますから、ただいまこの法律にございまして、そういう業として営むのは、電気工事士の資格があり、かつ三年以上の実務経験がある、こういう要件がこの法律にあるわけでございます。て、作業に従事する人間と、それらを雇用いたしまして、いわゆる電気工事業といふ営業を営む者との差異と申しますか、それがただいまのようなことになつておるのである、こういうふうにかえております。

○松浦(利)委員 いま、公益事業局長は、あろうという推定を言われたわけですが、私もあろうという推定なんです。それはなぜかといふと、先ほどお話ししましたように、第八條は、「電気工事士は、電気工事の業務を開始したときは、その開始の日から十日以内に、通産省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ」といふふうになつておるのです。「業務を開始したとき」とは、営業なり仕事を始めるということと、それは、こつちの法律でも同じ「業務」といふことが書いてあります。同じ法律で「業務」の解釈が違ふのですか。

○馬場(一)政府委員 電気工事士法で、業務を開始したときの届け出という規定がございまして、電気工事士としての業務の届け出と申しますのは、いわゆる電気工事士といふのがどこかの電気工事業者に雇用されまして、つまりそこで電気工事士としての仕事を始める、作業に従事する、これが電気工事士としての業務の開始でございまして、その場合には、一定の期間内に、電気工事業者に就職をして電気工事士としての仕事を開始しますといふ届け出をすることになつておるわけでございます。

○松浦(利)委員 公益事業局長、この法律がなかつたときに、この第八條の「電気工事の業務を開始したとき」といふのは、そういう解釈をしておるのですか。この法律だけがあつたときで、すよ。これがなかつたときの解釈は違ふのじゃないですか。

○馬場(一)政府委員 電気工事士法が制定されましたときから、業務の開始といふことの意味は、ただいま私が申し上げたとおりに解釈いたしております。

なお、こつちが若干足りなかつたと思ひますが、電気工事士になりましてから、どこかの電気工事業者に就職といふか、雇用されまして電気工事士としての仕事を始めるケースもございまして、場合によりましては、その電気工事士が獨立して、工事士自身が電気工事業を営む場合もあるうかと思ひます。その場合も業務の開始でございまして。

○松浦(利)委員 いま公益事業局長が言われたように、電気工事士法では、工事士の資格をとつた者が直ちに業務を開始することが出来るわけでしょう。それで、それを今度の法律では、三年経過しなければ主任工事士になれないのです。ましてや自分一人で一本立ちすることは、この法律で規制されるわけですね。その点は、この法律が通つたときの電気工事士といふものに對する国家試験の感覚、觀念と、この法律がいま提案されてきておるときとの觀念と、ちよつと違つてきたのじゃないですか。電気工事士法に對する、国家試験に通つた工事士に對する事業局長の見方、通産省の見方が、この法律が提案されたことによつて、いままでの解釈と變つてきたのじゃないですか。その点どうですか。

○馬場(一)政府委員 電気工事士法の当該條文の解釈は、先ほど申しましたように、當時といまと變つておりません。ただ、電気工事士法ができてから以後、まだこの電気工事法ができておらない現在におきましては、ただいま先生おっしゃ

いましたように、電気工事士の資格をとりました人間が他に雇われる場合と、それから自分でみずから独立して営業を始める場合と、いずれも業務の開始でございまして、自分一人で独立して業務を始めます場合には、電気工事法がございまして、今日におきましては、それは届け出をすれば業務を開始できるわけでございまして。

○松浦(利)委員 それではさらにお尋ねをいたしますが、いままでの電気工事士法によって支障があったという経験がありますか。あるいは三年の経験がなければ支障があったという経験があったら発表してください。

○馬場(一)政府委員 電気工事、一般用の電気工作物に関する毎年のいろいろな事故等がございまして。これらの事故等の原因はいろいろあるかと思ひますけれども、一つには、われわれしるうとが一般用電気工作物の工事を業者に頼みましただけに、その相手方によりまして、もし非常に粗悪な工事等を行なわれまして、それに起因をいたしましていろいろ電気事故等が起るわけでございまして。電気工作物に關します事故等が毎年相当数あるという点につきましては、この保安を一そう全うするためにいろいろことが考えられるかと思ひますけれども、一つには、電気工事業としてやります人間、業者に託しまして一定の要件、資格を要求し、これに対して一定の規制をすることによって電気工作物の保安が一そうよくなるのではないかと、こういう認識があるわけでございまして。

○松浦(利)委員 一問一答になってたいへん申しわけありませんが、さらに公益事業局長にお尋ねします。

私がお尋ねをしておるのは、三年の実務経験がなければ支障になったというケースがありますか、ということを開いておるのです。そういう精神的な問題じゃない。いままで、電気工事士が国家試験を通じて、この電気工事法にいう第八条の業務を開始して、具体的に工事が粗悪であったために障害になったというケースがありますか、こう

聞いている。

○馬場(一)政府委員 一般用電気工作物が設置されまして、これは当初設置されたときには、いまゆる電気事業者が電気事業法によりまして調査義務を負っておりまして、通電をいたします前に調査をいたすわけでございまして、毎年の数字を見ますと、その調査をしてふぐあいである、再調査をしなればいかにぬという件数が、全体の調査件数の数%、件数にいたしますと相当の数字にのぼるわけでございまして。また、それが設置をされた後から隔年に一ぺん、これは電気事業者もしくは電気事業者から委託を受けた電気施設保安協会が、いわゆる調査義務を負って調査をいたしますが、この隔年の調査におきましても、いろいろふぐあいのある件数が相当数あるわけでございまして。これらはいずれも一般用電気工作物の工事が現在行なわれている状況では、まだ完ぺきでないというこの証拠にはなるであらうと思ひます。これを一そう全ういたしますためには、繰り返し申し上げますように、いろいろな方法、手段があるかと思ひますけれども、最初に、電気工作物の工事を行ないます業者のレベルを一定のレベルのものにするということが、電気工作物の保安を全うするのに資する一つの有力な手段ではなからうかという判断があるわけでございまして。

○松浦(利)委員 どうもはつきりしないのです。いま言われたことは抽象的なことなんです。具体的に三年の実務経験がなければ支障になったというケースがあるのか、こういう質問をしていい。私が調査した範囲内ではほとんどありません。一番大きな原因は、電気工事士の免許を持たないしるうと、極端にいうと、私たちがタコ足配線の配線を自分からやって、許容量以上の電流が流れたために電線が過熱して漏電をする、火災を起すというケースはあります。しかし、工事そのものによってそういう事故が起ったという件数は、ほとんどありません。その点どうですか。

○馬場(一)政府委員 われわれいゆるしるうとが自分の家庭におきまして、かつてに家庭用の電気工作物の配線等をするときはもちろん違法でございまして、先ほど申し上げました、一般用の電気工作物が設置された場合には、これはそういうしるうとがかつてに工事をやったということではなくて、いわゆる電気工事士と申しますか、電気工事業業者に頼みまして設置されたというものを、通電の前に電力会社が調べたところによりまして、たとえばこれは四十三年度の数字でございまして、九電力関係で全国で四百二十三万五千件の調査件数がございまして。このうち、通知需要者数と申しまして、いろいろ調べたところにかかふぐあいがあつた、もう一ぺん通電の前に直すべきであるというふうな、電気事業者のほうから需要家のほうに通知をいたした件数が、四百二十三万五千件のうちで十九万七千件。比率にいたしますと四・七%、約五%でございまして、二十件から二十五件に一件くらいふぐあいが設置時にあります電気工事が決して完ぺきでないということの証拠にはなるだらうと思つております。

○松浦(利)委員 それではお尋ねをいたしますが、いま言われた四百二十三万五千件のうちの五%については、電力供給者側が電気事業法の手続に従つて、電気事業法の第六十七条によつて調査をするはずですね。調査をして不十分であつたものに対しては、是正勧告をすることになっております。それでしるう。そうであれば、三年の実務経験を保持した者は、一切チェックせずに素通りさせるといふことですか。やはりいままでどおり電気事業法に従つた調査はするのでしょうか。その点はどうですか。

○馬場(一)政府委員 これはおっしゃるとおりでございまして、この法律が通りましたあとと、一般用電気工作物の設置がなされますと、電力事業者には調査の義務があり、かつその調査の際にふぐあいを発見いたしましたものにつきましては、再調査をして需要家のほうに改善をしてもらう

という義務は、電気事業法上でございまして。ただ、電気工事業者のレベルが上がりますと、たゞいま申しましたように、最初に電気事業者が調べに行きましたときのいゆるふぐあいの件数というものがはるかに少なくなり、つまり早く需要者のほうで電気工作物、家庭用の電気を利用しやすくなるというメリットは出てまいるかと思つております。

○松浦(利)委員 いま事業局長がメリットということばを使われたのですが、現在は昔のようにノック配線というのになつておりました。全部VR電線を使つて配線が行なわれておるのです。しかも御承知のようにリミッターもついております。電力を供給する側は、かりにその配線そのものに欠陥があつたときには、いままでは電力供給をせずに手直しをさせるわけでした、これからは直させるわけですから、結局ここでいっている保安の確保というのは、チェックする段階で、この法律があるうがなからうが、現状でできるのじゃないですか。電気事業法の中でチェックすることはできるでしょう。

○馬場(一)政府委員 電気事業者は、設置時に調査をいたしまして、ふぐあいがございまして、再調査の結果、需要家のほうに直してもらつたわけでございまして、これは直し終るまで通電しないというのではなくて、ケースによりまして通電をしながら直してもらつたというケースもあつた。しかし、その内容によりまして、そのまま通電したのではあぶないという場合には、直してもらつてから通電をする。言いかえすれば、直しますまでは通電ができない、その家庭は電気が利用できないというケースも多いわけでございまして。したがって、最初電気事業者が調べましたときの再調査件数という比率が少なくなればなるほど、需要家のほうは安んじて早く電気が使えるというメリットがあるかというところを、先ほど申し上げたわけでございまして。

○松浦(利)委員 メリットと申すことを言われたが、この議員立法は保安の問題なんです。

○馬場(二)政府委員 通産省におきましても、ただいま申しましたような一般用電気工作物の保安の確保を強化いたしますために、電気工事士法あるいは電気用品取締法等々と並びまして、それらを業としてやるような電気工事業の規制と申しま

○馬場(一)政府委員　電気事業法によりまして、一般用電気工作物が新たに設置されましたときに調査をいたしまして、ふぐあいの面をチェックするといふたてまえにつきましては、先生の御指摘のとおりでございます。ただ私、先ほど来から申し上げておりますように、そういう調査を現状で電気事業者がやりますと、数%のふぐあいのものが当初にあるわけでございます。これらのものは必ず直した上で電気を送るわけでございますから、保安の面で支障がないといへばそれまでかも

○馬場(一)政府委員 先生の仰せのとおり、電気工事士法、つまり電気工事士になる資格の与え方、あるいは一たん電気工事士になりましたあのいろんな研修でございませうとか、あるいは電気工事士のいわゆる資格をたとえばある一定の期間でもう一ぺん更新をする。技術も年々進んでまいりますので、そういう一定の期間を置いて更新をするというふうに、電気工事士のレベルを上げますようないろいろな対策につきましては、電気工事士の運用といたしまして十分われわれも検討いたしておりますし、また、今後も検討いたしまして電気工事士のレベルをもっと上げることにつぎましては、当然努力しなければならぬ、かように考えております。

○馬場（一）政府委員 この電気工事業法、現在の法律案が施行されますと、いわゆる電気工事士の資格のありました人が他の電気工事業者に雇われる場合は別といたしまして、自分で独立して業をやるといふときの資格は、ただいまの法律によりまして、従前よりは厳重になるわけでございまして、ただし、現在これは経過措置といたしまして、この電気工事業法が施行されました際、現にそれをやっておる人につきましては、三年間の実

務経験というのは、経過措置としてなくともかまわぬというふうになっておりますので、現在電気工事士として独立に一人で営業をやっておられる方のこれからの営業につきましては支障のないようになつておるはずでございますが、この法律案が通りましてから新たに自分一人で独立して電気工事業を始めようという場合には、従前と扱いが異なつてまいります。

○松浦(利)委員 さらに公益事業局長にお尋ねをしますが、現在、経過措置があることは、それはこの法律の附則に出ておりますからよくわかつております。しかし、そういうことよりも問題は、国家試験を通じて、この電気工事士法さえあれば自分が一本立ちして事業が営めるものが、三年どこかで働かなければ営業を開始できない、そういうことを私は問題にしておるわけです。だから、国家試験はなるほど通つたけれどもその人は営業を開始する資格はないのだ、それほどもは国家試験というのはお粗末なんです、逆に言うところなんです。

○馬場(一)政府委員 先ほど来から申し上げておりますように、電気工事士というのは、電気工事に従事するいわゆる作業員でございますから、作業員の資格として、これこれの試験を行ない、これこれの資格、技能を要求するという問題、それほどの程度まで十分であるかということが、電気工事士法の問題であり資格でございます。一方、電気工事業というのは、これらの人間を雇用いたしまして、電気工事業を直接需要家との間に取りきめを行ないまして、業として営む事業でございますので、これらを営みますときの資格要件というものは、おのずから別個であらうと考えておるわけでございます。

○松浦(利)委員 どうも議論がまたもとに戻つたのですけれども、もう一ぺんお尋ねしておきます。いままでも、電気工事業を営業しようとする者は、その者が直接は工事できずに、電気工事士の資格を持った者しか工事に手を触れることはでき

なかつたわけでしょう。いままでと同じじゃないですか。結局、電気工事士の資格を持った者がおれば工事ができるわけなんです。それを、経験三年という主任工事士がおらなければできないというふうになつて規定づけるのがこの法律なんです。いままでもやれたのです。免許を持たぬ者でも、従業員の中に電気工事士の資格を持つておる者さえおれば、その電気工事士の資格を持つておる者が配線すればよかつたのです。ところが今度、三年たつた者が主任工事士でなければならぬ、こういつておるのです。その点どうですか。

○馬場(一)政府委員 電気工事業法におきまして、その第十九条におきまして、電気工事業者は、いわゆる電気工事士免状の交付を受けてから電気工事に関し三年以上の実務経験を有する者を主任電気工事士として置かなければならないというのがこの法律の眼目でございますが、この主任電気工事士と申しますのは、その条文にございしますように、電気工事の作業を管理するという職務を行なう人間でございます。

〔橋口委員長代理退席、前田委員長代理着席〕それで電気工事士は、繰り返し申し上げますように、これらの主任電気工事士の管理に従いながら、電気工事そのものの作業に従事する人間でございします。したがって、作業そのものに従事する人間の資格と、それらの人間の作業を管理する人の資格というのに差異をつけたわけでございします。

○松浦(利)委員 その差異をつけたということが大問題なんです。なぜ差異をつけなければならなかつたのですか。これは提案者のほうは私は良心的にやっておられると思うのですが、ただ法律解釈上お尋ねをしておくのですが、それでは、三年間という経験はだれが判定するのですか。同じ会社に三年間おつたという保証ありません。ある会社に三カ月、ある会社に何カ月あるいはアルバイト。だれが判定しますか、三カ年という経験を。

○馬場(一)政府委員 この三年以上の実務経験の判定につきましては、都道府県知事がいたします。

○松浦(利)委員 都道府県知事が認定をしますけれども、その三カ年というものの基準ですね。アルバイトをやつたとか、あるいはあつちこつち再三個人で親方のところに出かぜぎに行つて、工事があつたに、その工事主任がたつた一人しかおらない電気会社もあるかもしれませんけれども、そこに工事士として行つて、きようはAという人、あるいはBという人、あるいはあしたはCという人、そういうところに毎日毎日変えてやつていく人、こういう人たちが現におるのです。

〔前田委員長代理退席、委員長着席〕いままでも一人親方というものはおつたわけですから、これからのないというのではないのです。そういう三年の実務経験というものはどこで判定しますか。

○馬場(一)政府委員 三年の実務経験と申しますのは、職場が変わりました場合でも、一つの職場におります場合でも、電気工事の作業に実際に三年間の実務経験があればいいということでありまして、作業場ごとに、どこで何年間電気工事の実務をやつたという証明等がありますれば、これは、同一の場所におりますようにも、場所を転々いたしましようにも、その点は問わないわけでございします。

○松浦(利)委員 極端な言い方をすると、毎日毎日変わつてもいい、こういうことですね。そのことが技術の向上になる、こういうふうな理解をしていいのです。

○馬場(一)政府委員 毎日毎日というケースがあるかどうか存じませんが、たてまえから申しますれば、三年の間、毎日毎日移動しておりましたも、通算いたしました三年の実務経験に達するということでも十分でございます。

○松浦(利)委員 それではお尋ねしますが、ここにいう三年というのは、実務経験がなくとも、結果的に電気工事士免許をもらつて三年間たてば大体よろしい、こういう解釈が成り立つのじゃないですか、逆に言う。どうですか。

○馬場(一)政府委員 業務の開始の届け出を工事士法によつて行ないましてから三年間実務に従事するというのが要件でございますから、三年の間その実務に従事してないという、ばく然と三年が過ぎるということではございません。一つの職場なり数個の職場なり多数の職場なりで、通算をいたしまして三年間実務をやつてゐる、こういうことでございます。

○松浦(利)委員 それでは、先ほど言われたように、都道府県知事がそういうのを全部チェックするのである。

○馬場(一)政府委員 都道府県知事がその実務の有無を判定いたします。

○松浦(利)委員 それでは、この法律が通つたら、そのチェックをするのは通産省の何課がされるのですか。都道府県は何課がそれをされるのですか。今度の予算の中に、地方財政需要計画の中に、この法案が通つたための予算措置を地方自治体に対していたしますか。正確に答えてください。

○馬場(一)政府委員 都道府県知事の、この法律の施行に当たるセクションはおそらく商工部で、現在電気工事士の試験その他をやつておるセクションがそれをするかと思つております。四十五年度におきましては、この仕事をやりやすための特定の財政需要と申しますか、そういう計算はいたしておらない実情でございます。ただし、この法律が施行されましたら、各都道府県におのずから事務量の判定というのはできますので、可及的すみやかにその体制を都道府県知事に對してとらしめるような措置は講じたい、かように考えております。

○松浦(利)委員 さらにお尋ねをしますが、第二十九條の報告の義務ですね。そうすると、電気工事士になつた者は、この電気工事士法によつて、やは

り第九条による報告の義務があるわけですね。さらにこちらのほうでは、電気工事業者を営むすべての者について報告の義務が課せられておりますね。電気工事士の報告する内容と、こちらのほうが報告する内容というのとは、ほとんど同一のもので出ていくのじゃないですか。同じ会社で長い間おった電気工事士が報告する内容と、その会社で営業をしておる者が報告する内容とは、全く同じものじゃないですか。その二つのものを都道府県知事は受理して審査しなければならぬのですか。その点、どうでしょう。たいへんな仕事ですよ、地方自治体は。

○馬場(一)府委員 この第二十九条は、通産大臣または都道府県知事が、この法律の施行に必要な限度におきまして、電気工事業者を営む人間から必要な報告を必要のつど徴することができる、こういう規定でございます。これはあくまで電気工事業者者に対して、その電気工事業者に關して法律の施行に必要な報告をさせる、こういうことでございまして、電気工事士法に報告の規定があつたかと思ひますけれども、その報告の内容とは法律が違ひますので、求める範囲が当然違ひと思ひわけでありませう。

○松浦(利)委員 どうも公益事業局長、法律の解釈——私もしろうとですが、どうも違ひているように思ひますが、第二十九条の報告の義務と第九条の報告義務は同じなんですよ。電気工事士の人でAという業態に長期間雇用されておつた人が報告する内容と、その人を雇用しておる営業主が報告する内容というものは、全く同じものになるのではないですか、結果的に。そうでしょう。同じものが二つ出るといふことなんです。そうなるじゃないですか。第九条には、これもこの法律の施行に必要な限度において業務を開始した者から報告を徴する、こうなつておるのです。これも同じ。こちらと同じ。言われたように、必要な限度において報告を求める、こうなつておる。同じ報告が二つ出てくるのですよ。

○馬場(一)府委員 電気工事士法の第九条にお

きまして、必要な電気工事の業務に關し必要な報告を電気工事士から徴することができる規定がございませう。ただし、この業務と申しますのは、先ほど、いわゆる業務の開始の届け出のときで申し上げましたように、電気工事士の業務と申しますのは、電気工事の作業に従事するといふことでございませうから、そういう仕事を開始したときに届け出をし、あるいはそれに關して役所から必要な場合には報告を徴せられるといふことでございませう。それで、この法律の第二十九条の「業務に關し必要な報告」と申しますのは、電気工事の「業務に關し」といふことでございませうから、先ほど来御説明しておりますように、電気工事業者といふ内容と電気工事士といふものがやつております作業といふのは次元が違ひます。したがひまして、こゝには同じ「業務」といふことでございませうが、こちらの法律にいう「業務」と、電気工事法にいう「業務」とは、法律が違ひますので、当然内容が違ひてまいらうかと思ひますのでございませう。

○松浦(利)委員 法制局の方にちよつと質問したいのですが、同じ電気事業を取り締まる電気工事士法あるいは電気事業法、そして今度のこの法律で、同じ法律用語である「業務」といふことばの解釈がそれぞれの法律によつて違ひ、こういうことについて法制局はどう思ひますか。

○河村法制局参事 それぞれの法律におきまして業務の内容が規定されておるわけでありませうから、同じ「業務」といふことばを使ひまして、それぞれ法律が別であれば、おのずからその内容は異なると思ひます。

○松浦(利)委員 もう一ぺん質問いたしますが、この法律がなかつたときには、この「業務」といふことばの解釈の中には、従業員として仕事をする場合、自分自身で営業をする場合を「業務」といふておつたのです。先ほどの局長の答弁では、この法律ができたときに、この法律の「業務」といふことばの解釈は変わるわけですね。そういう点についてどう思ひますか。法体系としてそ

ういうことが正しいのですか。

○河村法制局参事 電気工事業者の適正化に關する法律が新たにできましたので、従前、電気工事士が作業に従事するといふことでやつておりました業務につけ加へまして、業として電気工事業者をやるという者を規制する法律がこの新しい提案になつてゐる法律でございますから、したがひまして、その範囲内で、従前の電気工事士が単に作業に従事する場合の業と、それから独立して業としてやる場合の業とは、おのずから異なると思ひます。

○松浦(利)委員 この電気工事士法でいう「業務」とは、それじやどういふ業務とあなた解釈されませうか。

○河村法制局参事 依頼者から依頼を受けまして、一般用電気工作物を設置する業務でございませう。

○松浦(利)委員 依頼を受けてでしょう。

○河村法制局参事 はい。

○松浦(利)委員 営業するといふことでございませう。

○河村法制局参事 そうですね。それじや公益事業局長にお尋ねをしますが、そういうふうにいふ言われたように、業務といふ解釈についてもいろいろな疑義を生じるんです。ですから、この法律条文そのものも、ある程度私はもう少し整備して、味では混乱を起ささないように。

それで、提案者の方にお尋ねをするわけですが、そういう意味で、さらにこの法案について、私もある面では——もちろん全部が全部反対というわけじゃないです。そういうふうな条文上修正する面があれば、修正をされるという意思がありますか、提案者の方。

○海部議員 実は、この法律を提案しましてからすでに五年目でありませうけれども、何回も何回も、非公的に野党の皆さん方の御意見も尊重し、委員会の審議等を通じて、内容はすでに数回にわたつて改正し、修正を続けてきたものでございませう。

すので、私どもとしては、もう問題点はすべてこれで修正し尽くしたものと判断はしておりますけれども、なお野党の皆さん方の全会一致の御要求等もあり、またこれが必ず保安確保のためによりよくなるのだという高度の蓋然性があれば、絶対修正しないといふかたくなな気持ちは持つておりません。

○松浦(利)委員 それでは、提案者からたいへん前向きのお話をいただいたので感謝をするわけですが、その発言をさらに前向きにしたいので、もう一ぺん電気工事に関する取り締まりの法体系といふものを整備をして、そうして提案のし直しをする、こういうお考えはありませうか、提案者の方に。

○海部議員 いまこれの提案をやり直して再整備しなければならぬといふのは、どうしても考えられませぬので、きょうまでいろいろの問題点は確かにありましたが、すでに数年にわたつて修正をし尽くして、野党の皆さんの御要望も十分織り込んで提案したものでありますので、この際は、そういう再提案とか引つ込めるといふことではな

く、疑義がございまして、ここであらういふたいて、できれば御賛成をいただきたい、こういう気持ちでございませう。

○松浦(利)委員 それでは、さらに疑問をただしておきたいと思ひますが、公益事業局長にお尋ねをいたします。屋内配線をしまして、そしてリミッターがあつて、そうしてメーターがありますね。どこからが一般工作物でその工事施工者の責任で、どこまでが電気を供給する側の責任でございませうか。

○馬場(一)府委員 お答え申し上げます。一般用の電気工作物につきましては、電柱からそのうちの家庭内のいわゆる第一引き込み点までの工事が電気事業者としての工事でございます。そこからは、いろいろうちの横等入りまして、うちに入り、リミッターに入り、メーターに入るといふ引き込み点以後の工事につきましては、いわゆる一般用電気工作物の工事でございます。

ます。

○松浦(利)委員 それじゃ公益事業局長にお尋ねをいたしますが、その屋内の施工した工事が基準以下の工事であったものに、供給する者が電線を接続した場合、それによって事故が発生した場合、どこの責任になるんですか。

○馬場(一)政府委員 この第一引き込み点以降の一般用電気工作物の工事が行なわれたときには、先ほど申しましたように、電気事業者として調査の義務がございますから、電気事業者が調査をいたしまして、その一般用電気工作物にふぐあいが無いという場合にいわゆる通電をするわけでございます。あるいは、ふぐあいがございまして、通電しながら改善できるという場合には通電をいたすわけでございます。もし、その調査を電気事業者がやりましたんで通電をいたしました結果、事故があったという場合には、電気事業者の責任であらうかと存じます。

○松浦(利)委員 調査をして通電をして事故が起こった場合、どこの責任ですか。

○馬場(一)政府委員 当初に調査をいたしまして、その結果通電をいたしました場合に、もし事故が起こりましたときには、あるいはその引き込み点までのところに原因があるのか、あるいはその屋内に入りましてからの工作物にその後ふぐあいが生じたのかというケース・バイ・ケースの判定になりまして、もし屋内配線以後の部分につきましてはその事故の原因があると申します場合には、これは電気事業者の責任にはならないわけでございます。

○松浦(利)委員 それはなぜ問題にならないのですか。それなら、初めから調査せめて通電をすればいいじゃないですか。なぜ責任にならないのですか。弱い者いじめだけじゃないですか。その点どうですか。

○馬場(一)政府委員 最終的には、これはどちらの責任ということ、裁判の問題に相なるのかもわかりませんが、電気事業者が当初行ないました調査が、不完全な調査をやりました結果、

その事故が起こったのだという場合は、当然電気事業者は責めを免れないわけでございます。しかし、完全に手落ちのない調査をやりました場合におきまして、事故が起こりましたときには、そのケース・バイ・ケースにつきまして、一体どういう原因だったのかということが分かれてくるのではなからうか、かように存じております。

○松浦(利)委員 電気事業法第六十七条ですが、これに調査の義務というのがありますね。調査をして、悪かったら、先ほどから言うように、公益事業局長は工作物について手直しを命ずる。そして修正してから通電をするわけでしょう。ですから、調査をして通電をする時点では悪いところはないわけですよ。調査技術基準からいって、それで事故が起こったときには、工作物を工作した者が責任者で、通電した者が責任者でないという、そういう弱い者いじめというのは、私は片手落ちだと思えますね。むしろ調査することにも責任を持たせて、給電側なら給電側、保安協会なら保安協会にも責任を持たせて、この第一の条の目的を達するための保安の強化ということに資するというのが、この条文の中に抜けておるのですよ。その点はどうなんですか、公益事業局長。

○馬場(一)政府委員 電気事業法上電気事業者に課せられております調査義務は、むしろ電気事業者が厳正に執行する必要がありますから、調査義務を怠る、あるいは調査を非常に不完全にする、そのために当然指摘すべきふぐあい事項があったのを見つけて再調査もしないということに基因をいたしまして事故が発生いたしましたという場合には、もとより電気事業者の責任でございます。しかしながら、その調査を完ぺきにやりまして事故というのが起こる場合が、その後状況なり何かによってあり得るわけでございますから、その場合には、先ほど申しましたように、一点、ケース・バイ・ケースの問題になるうか、かように申し上げたわけでございます。

○松浦(利)委員 それでは、提案者の方がいままに立たれましたけれども、三年の実務経験があるうがなからうが、三年の経験があつても、そういうケースは出てくるでしょう。調査をして完全だからといって通電をしてみたら事故が起こったというケースは、必ず起こるのですよ。そうじゃないですか、公益事業局長。三年たつたから完全に保安が保たれるということになりますか。

○馬場(一)政府委員 電気工作物の工事を注文者から頼まれました工事をいたします電気事業者のレベルが上がりますれば、先ほど来申し上げましたように、電気事業者が当初に調査いたしましたときのふぐあいにも一そう減るはずでございます。すし、そういうふうになるものというふうにはわれわれのほうは考えておるわけでございます。しかし、電気事業者の調査、あるいは電気工事業者の工事と申しまして、すべての場合でも、こういう資格を要求すれば何もかも完ぺきである、全く事故がなくなるであろうということになるかどうかという問題は問題かと思ひますけれども、電気事業者が真剣に作業を執行し、一定レベル以上の電気工事業者が工事をやるとのことと相まちますれば、ただいままでの電気事故は、両々相まっていまよりはずっと減るだろうというふうには考えておるわけでございます。

○松浦(利)委員 それでは、公益事業局長に質問をさらに重ねていまの問題で行ないますが、この適正化に関する法律案でもけっこうですし、通電する側の調査責任というものももっと明確にする必要があるんじゃないですか。その点はどうですか。あなたは、両々相まって、こう言われたんだから。この法律は電気工事業者の業務の適正化に関する法律案で、工事をする側の責任を明確にした。それじゃ今度は、通電する側の調査責任も明確にする法律を出す考え方がありますが、両々相まってだか。

○馬場(一)政府委員 電気事業法におきまして、電気事業者が調査義務を負っておりますが、どういふことを調査するかという内容につきましては、これは、電気事業法の省令と申しますか、ここに詳細な規定がございます。もちろんこの規定で足りるかどうかということは、先ほど電気工事士の場合にも申し上げましたように、いろいろ技術が進歩いたしますから、絶えずわれわれとしては検討いたしまして、より完ぺきな調査が行なわれ、あるいは電気工事士そのもののレベルが上がるように努力をしてまいるといふことは当然のことでございます。

○松浦(利)委員 どうも公益事業局長の答弁を聞いておりますと、一方にだけその責任を負わせる——この法案がそうなっているから、そういう答弁になるんでしようけれども、確かに、電気事業法によつてちゃんとした調査基準というものが設けられていることも事実です。それから電気用品取締法によつて、一定のV R電線ならV R電線の規格というものが指示されて、それを使わなければならぬということも事実です。問題は、そういうことがきめられておつても、調査する能力、それがいかげんであつたり、あるいは適当な保安協会等に頼むという、こういうふうなかつこうでやられておるために事故が起こるといふケースが起こってくる場合もあるのですよ。両々相まっていうなら、調査する技術ですね、調査能力というものももっと向上するように、法律でもっときびしく制限をすべきじゃないですか。その点どうですか。

○馬場(一)政府委員 電気事業者の行ないます調査義務につきまして、法律なりあるいは省令、あるいはそれに基づく実際の電気事業者の仕事、あるいは電気事業者の委託を受けた保安協会の仕事の内容につきましては、絶えず申し上げますように、これでいいということではございませんで、絶えず検討を加えまして、新しい技術の進歩その他に対応できるように強力なものにしていくという努力は、今後といえども十分にやるつもりでございます。

○松浦(利)委員 それでは、その片一方のほうの調査能力を高めるため、技術の向上をするために行政指導するんだから、片一方のほうも、こういう

えるようにしていこう、こういう考えでやつてきたわけでありますので、この法律案が持つております全体の精神というものも、ひとつおくみ取りただいて御解釈をいただきたい、こう思うわけであります。

○松浦(利)委員 建設省の方にお尋ねをいたします。

私が調べた範囲では、昭和三十一年に業法の改正が行なわれておりますね。そのときに、いままでは三十万円以下であったものを、今度はわざわざ五十万円以下に、除外例の金額を二十万円上げたのですよ。その理由はどういう理由ですか。

○**檜垣説明員** 建設業法の適用除外をいたします
軽微工事といたしまして、建設業法制定当初にお
きましては、一件工事額三十万円未満の工事のみ
を請け負うものは建設業法の適用除外とする、こ
ういったことになっておたわけでございます。
これが、昭和二十四年から三十一年までの間に
おきましての建設物価等の上昇にスライドいたし
まして、昭和三十一年に三十万円を五十万円とい
うことに改正いたしましたわけでございます。

○**松浦利一委員** ですから、建設省にお尋ねいた
しますが、五十万円以下の軽微な工事について
は、保安上その他から見てだいたいようぶだ、その
基準が不明確であるから、五十万円という金額に
よって工事の量というものを規定をした、こうい
うことですね。

○**檜垣説明員** 建設工事につきましては、ただい

ま、土木一式工事、建築一式工事、その他専門工事業二十六種類あるわけでございます。これをそれぞれきめこまかに、これは五十万円以下、これは三十万円以下、これは二十万円以下というふうにすべきなのがあるいは筋かとも思うのでございませうけれども、技術的になかなかそうもまいりませんわけでございまして、それぞれの専門工事業におきましても、やはり今回提出されております電気工事業のように、さらにその五十万円以下のも

のにつきましても規制しなければならぬというふうなものもあるかと思う次第でございます。

○松浦(利)委員 建設省の方に質問をいたしますが、除外にかかわる業種は何業種ありましたか。

○榎垣説明員 現在、建設工事の種類といたしましては、土木一式工事、建築一式工事のほか専門工事業二十四業種、合計二十六業種でございます。

○松浦(利)委員 建設省にお尋ねをいたしますが、そのうち電気工事に関してだけこの適正化に関する法律が出されるわけでありますけれども、その点について建設省はどう思われますか。

○榎垣説明員 この問題につきましては、過去、通産当局といろいろ折衝のいきさつがあったように承っております。ただ前国会におきまして、与党の建設部会の先生方と商工部会の先生方とが御協議になりました。電気工事の保安を確保するためにこういった法律がぜひとも必要である、また、これを立法化するに於いて現行の建設業法との関連を合理的に調整しなければならぬ、そういったことで御検討いただきまして、現行の建設業法等の関係で二重登録等にならないように調整いたしました。われわれの意見を求められましたので、そういうふうな正面衝突はしない、また電気工事の適正化あるいは保安を確保するという意味から必要であるというふうなことでございますので、われわれもこの法律案に同意いたしましたわけでございます。

○松浦(利)委員 いまここに建設六法を持っておりますけれども、その土木一式工事、建設一式工事を除く専門工事業二十四業種の中に、通産省管轄の業種がありますね。その業種についてさらにこういう取り締まりに関する法律を出せと言ったら、建設省は応じますか。

○榎垣説明員 この電気工事業につきましては、通産省の設置法におきましても、電気工事業の監督に関する事項という一項がございますし、また建設省の設置法におきましては、建設業の発展、助成その他建設業の監督に関する事項というふうな項目があるわけでございます。こういった項目

がございましては、現在のところ、二十六業種のうち一般用電気工作物と申しますか、今回の電気工事業のみでございますので、その他の工事業につきましては、こういった問題は起る余地がない、また起こらないものとわれわれは確信いたしておりますわけでございます。

○松浦(利)委員 建設省にお尋ねをしますが、電気に関係をして、熱絶縁工事という問題について、あなたのほうはエリアとしてだいたいようぶだと思っておられるのですか。議員立法が出てきたとき、どうしますか。

○榎垣説明員 ただいまのところ、熱絶縁工事につきましては、特に五十万円の限度額を引き下げなければならぬという具体的な必要性が起つてくるように、われわれ承っていない次第でございます。これがさらに、いまの五十万円では高過ぎる、もう少し少額の工事についても規制を行なうべきであるということになりますならば、この工事につきましては、現行五十万円という金額を引き下げることに伴って措置するのが筋道だろうとわれわれ考えております。

○松浦(利)委員 保安という問題を考えますと、しかもその保安というものを科学的、技術的なものを度外視して経験年数ということだけで考えるならば、いま言った工事そのものについても、経験年数というものが範疇に入ってくるわけですね。保安というものは、あくまでも技術基準でなければならぬと私は思うし、区切りをつける意味で、ある程度国家試験というものが、その保安に對しての全責任を負ったというパスポートにならなければならぬと思うのです。そういう面では、いま建設省のほうでだいたいようぶだというふうに言われまされたけれども、業法との関係から見ても、この電気工事業だけがここに独立して出されてくることについては、われわれは非常に疑問に思うのですよ。あなたは政府の説明員だから、明確に方針として答えることができないだろうとは思いますが、そういう問題について、あなたはどう思われますか。

○榎垣説明員 この電気工事業の業務の適正化に関する法律、これは通産省所管の法律でございますので、これにつきましては、具体的に意見を述べるといふことは差し控えていただきたいと思います。思いますが、建設業法におきましても、たとえば現場主任技術者となるためには、高等学校の土木学科を出まして五年以上の実務経験のある者、こういったことを主任技術者の要件といたしておるわけでございます。したがって、現場主任技術者という地位につくためには、やはりそういった一定の経験を持つということは、工事を適正に施行する上に大いに有意義であらうと考え、この次第でございます。

○松浦(利)委員 たいへん長くなりましたが、私は意見として提案者の方にぜひお願いをしておきたいのですが、この法案の審議について、まだわが党から下平委員が来て質問をする予定になっておりますので、りっぱな法案になるようにぜひ下平委員の発言をひとつ認めていただいて、お願いをいたしたいと思うのです。

いままでいろいろ議論をしましてまいりました。率直に申し上げまして、一つは国家試験に通った者が直ちに営業を開始できない。いままでは電気工事士法によつて、国家試験に通った業務を開始することができた。ところが、この法律が通ることによつて、いま行なつておる者については救済措置がとられるけれども、これから国家試験に通った者は、極端な言い方をすると、インターンみたいなことをやらなければ業務を開始することができない。そのことは、大きなことを言うつもりはありませぬけれども、国家試験という冷厳なものを通してきておるわけですから、そういう意味では、私はやはり職業の選択の自由という問題に一つの制限を加えておるのではないかと、ここに一つの問題点があるかと存じます。

しかも、それを規制する意味で登録というものが、業法では五十万円未満は除外されておったものを、電気法については登録をさせる。しかも主任工事士というものが三年の実務を必要とする、こういった条項に改めることについて、若干の疑問点が残されておると思っております。

もう一つの問題は、保安に關しまして、実務経験三年だけで保安が完全なのだという精神的な条項だけでは、保安というものは保たれません。やはり電気という、特にこれは高圧ではなくて低圧だと思ふのですけれども、この低圧に關しては、むしろ通電する側の調査機能の強化、それに対する責任の度合いの指導、こういったことをもつと重要視しなければならぬのに、この法律ではそういったことが何ら触れられておらない。こういった点からすれば、せつかくここにりっぱな適正化に関する法案をつくられようとしておられる議員の皆さん方も、ぜひわが党の意見もお聞きいただいて、そういう点について修正ができるならば修正に依じていただきたい、本来ならば、重要な法律であるとすれば、議員立法ではなくて政府自身の手で提案されるべきだと私は考えます。

しかし、そのことはいいにいたしましたけれども、これは、いままで三回も手直しされたり、あるいは流れたりした法案だそうでありまして、本委員会においてさらに慎重な御審議をいただくことを心からお願ひいたしました。提案なさった皆さんにはたいへん失礼になった質問もあつたかと存じます。お許しをいただいて、私の発言を終わらせていただきます。

○八田委員長 機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありません。順次これを許します。松平忠久君。

○松平委員 先ほど同僚の横山君から本法律案につきまして質問がありましたので、私はなるべくダブらないようにして、若干の疑問点について、まず最初に通産省、それから大蔵省に質問をしたいと思ひます。

この法律は、現行法の第一条にあるように、いわゆる中小企業の振興というのを目的としてお

る法律であるわけでありすが、お聞きしたい点は、これに書いてあるところの中小企業というものは、中小企業基本法に定義されたところの中小企業であるのかどうか、その点とそれから当局からお出しになっておるところの資料の中に、たとえば四十四年度見込みとして八百五十九件というふうにいわれておるわけですが、この八百五十九件という見込みの件数の中に、いわゆる中小企業基本法に基づく中小企業のために行なわれるところの保険の件数は何%ぐらいあるのか。過去の実績はここに出ておりますけれども、過去の実績によりまして、大企業も実は含まれておるといふ書き方になっておるわけですが、そういったしと、中小企業基本法というあの法律とこの法律の関係の中の中小企業というものは、一体同じなのかどうか。まず中小企業の定義と申しますか、そういう点について実際に適用されているところから説明をしていただきたい、こう思います。

○赤澤政府委員 本法におきましては、いま御質問がございましたような、中小企業の基本法におきましてところのいわゆる中小企業の概念とは少し違っております。大体同じ概念というふうに考えていいと思いますが、厳密に申しますと若干の違いがあるというふうに考えております。それはどういふことかというのを申し上げますと、この制度はもとと包括保険制度という制度をとっておるわけでございます。言ってみますれば包括保険でございますので、厳密な、いわゆる基本法にいわれる中小企業だけを対象にするというふうにはなっていないわけでございます。

また、包括保険であるという点はどういうことかと申しますと、厳密な意味での中小企業以上のものを制度的に排除するといいたしますと、いわゆる包括保険の持っております危険の分散、それによる料率の低下、こういった趣旨からいたし

まして、若干問題がございますし、また、購入者の規模をそういうふうに限定をいたしますと、一々事務的に厳密にチェックしなければならぬというふうなところから、事務処理上非常に煩瑣が起きてくる、こういったようなことからいまして、いま申し上げましたように、大部分のものは購入者は中小企業でございますけれども、厳密に、いまお示しのような中小企業基本法にいわゆる中小企業であるかということになってきますと、ほぼ同じでございますが、若干の違いはある、こういうふうにご御了解をいただきたいと思

います。

○松平委員 せっかく中小企業基本法というものをつくって、そしてこの法律自体も中小企業のために行なわれるという法律であるならば、私はやはり中小企業基本法というものを基本的なものとして考えてもらわなければならないんじゃないか。それがいかに包括保険であるといえども、大企業にこれを適用するということは、先ほども定義の問題で出ましたけれども、同じ通産省から出しておる法律としまして、中小企業のためだといふのであるから、これはやはり中小企業基本法に基づいてところの定義に基づいた中小企業者、その利益のために法律というふうにしなければならぬという意味が通らぬと思うんですけれども、中小企業庁長官は来ておりますか。ちょっと聞かしていただきたいと思いますので、現に、中小企業金融公庫の融資の最高限度はどのくらいになっておりますか。

○吉光政府委員 一般的に申し上げますと、限度額は五千万円でございます。なお、特別に八千万円という制度もございます。

○松平委員 限度額五千万円。特別の場合の八千万円、これはたしか協同組合というか、あるいは団地化というか、そういったものではなかったかというふうにご記憶しておるのですが、この点はどうですか。

○吉光政府委員 協同組合の場合もございまして、あるいは特別に、たとえば構造改善事業のよ

うに、特に積極的に構造改善を進めるといふような部類につきましては、八千万円までかさ上げをいたしておるわけでございます。

○松平委員 ところで、くどいようですが、もう一度重工業局長にお尋ねしたいのだけれども、中小企業基本法の中の中小企業者以外のものにこの保険を適用しておるといふのは一体何%ぐらいあつて、それはどういう業種のものに限られておるのか、何かそこに基準のようなものがあるのかどうか、この点を伺っておきたいと思

います。

○赤澤政府委員 基本法にいわれる中小企業に類するものが利用しておりますが、全体の比率で申しますと九七%でございます。残りの三%でございますが、これも大部分のところはいわゆる中堅企業と申しますか、そういったような企業でございます。いまして、たとえば金属工作機械という保険の対象業種をとってみますと、ただいま申し上げましたような比率に近い比率でございますが、いわゆる三百人以下の中小企業のもの九八%、残りのうちで三百一人から五百人までが一%、五百一人から千人までが〇・九%でございます。したがって、たとえば代表的な機種でございますが、金属工作機械をとってみますと、千人未満というところが中小企業からはみ出してあります。それが二%、こういったような数字になっております。

○松平委員 もう一つお尋ねしたいのは、あの定義によりまして、いわゆる中小企業というのだから、小の定義もあるわけでありまして、この小規模事業がこういう制度の適用も受けられるわけだけれども、実際の数字の上から、いわゆる小規模事業といふものは、この制度の適用を受けておるものは何件ぐらいありますか。

○赤澤政府委員 小規模事業あるいは零細企業でございますが、全体の数字がまとまっておりませんが、ただいまもちよと御披露申し上げました代表的な機種であります金属工作機械についてみますと、五十人以下というふうないわゆる小

規模事業、あるいは零細企業と申しますか、これの利用比率が全体の二七・七%ぐらい、大体二七・八%でございます。百人まで、百人未満というふうな小規模事業ということにいたしますと、全体の八一%ということになりますので、ただいま中小企業というふうに申し上げましたが、その中でも百人未満というふうな中小企業者が、金属工作機械につきましては八一%利用しておる、こういったのが実情でございます。

○松平委員 いま私が質問しましたのは、中小企業基本法の中のいわゆる小規模事業、こういうことであつたわけでありまして、あなたの答弁は、中小企業基本法というものを知られておられるのかどうか。五十人未満のものが幾らだとか百人未満が幾らだとか言っておられるけれども、これは中小企業基本法の中のいわゆる小規模事業ではございません。私の言っているのは、あの基本法の中の定義に基づいた小規模事業であつて、その小規模事業といふものは、一体この保険法の適用を受けているものがあるのかどうか、こういうことを聞いておるわけですが。

○赤澤政府委員 いわゆる二十人未満という小規模事業でございますが、これは実のところ統計をとっておりませんので、現在のところ判明いたしておりません。先ほど申し上げましたように、五十人、百人という区切りで実は調査をいたしました関係上、手元に資料ございませんが、適当な機会に調査いたしましてお答えをいたしたいと思

います。

○松平委員 中小企業庁長官、中小企業というものの定義がそういうぐあいにできておるといふことであります。したがって、小規模事業といふものをやはり引き上げてやらなくちゃならないというところが、私は一番現在としては必要な政策の一つではないか、こういうふうに通産省の適用しているところ、ところが、こういう法律を適用していく場合に、中小企業庁は同じ通産省の中の一つの庁でありますけれども、そういうところに対して注文は出さないのかどうか。中小企業というものは

こういうものだ、しかし、その中の小規模事業は、こうなんだから、これについても考えてくれということを言っておらないのかどうか。いまお聞きすれば、小規模事業については一体どのくらいだかわからない、こういうことを言われているわけですね。あなたのほうじゃわかっておりませんか。どのくらい適用されているか。

○吉光政府委員 二十人以下の小規模企業に對します施策のうちに、いろいろの施策があるわけですが、いま申し上げても、先生御承知のとおり、現在二十人以下のみを対象としてやっております制度に、都道府県でやっております機械貸与制度というのがあるわけでございます。この機械貸与制度は、これはもう原則として二十人以下の層が利用できるという制度でございます。しかも、この機械貸与いたしました場合には、貸与機関としてこの賦払い保険のほうに保険いたしておられるのが現実でございます。もちろん小規模層でございます。ですから、やはりこういう賦払い保険との関係で施策を進めていくというのがより適当であるというところから、本制度にリンクをいたしておるわけでございます。

○松平委員 都道府県の機械貸与制度ですね。それとこれとの関係をいま説明なさって、ここにリンクしておるというわけでありませうけれども、それではお聞きしたいんだけれども、その件数はどのくらいあります。中小企業庁長官、これにリンクしておる件数ですね。

○赤澤政府委員 全国二十三の貸与機関が割賦販売いたしました金額でございますが、昭和四十三年度の統計はまだ手元にございせんが、全体で二十二億二千七百万円余りという金額が出ております。

○松平委員 私の言うのは件数です。

○吉光政府委員 全体につきまして、現在、機械設備の貸与機関が貸与いたしております額は、いま申し上げたとおりでございますが、四十三年度二十六億二千二百萬の貸与額でございますが、このうちこれに對します貸与企業数四千四百四十一で

ございます。これは四十三年度でございますが、ただ、この千四百四十一企業のすべての貸与機械が、要するに割賦販売の保険対象となっておるものと、そうでないものも一部入っております。すので、これを含めた数字でございまして、手元に、実はいまの御指摘いただいた、びしやりと一致した数字というものを持っておりませんので、至急調べさせていただきますかと思ひます。

○松平委員 もう一つ伺いたいのは、この対象の機械ですね。施行令によりまして、大体対象の機械が二十五に分類されておるというのであります。この二十五に分類されたのは、これは当初の昭和三十六年の政令、それからその後四十二年に改正されておるわけけれども、当初とその改正後はどういうぐあいになっておるのか。それからまた、こういう機械を選定された基準というものはどういふところに置いてあるのか、これを伺っておきたいと思ひます。

○赤澤政府委員 ただいまお話しした機械の件でございますが、これは三十六年度、この制度が発足いたしました当初、指定をいたしました機械は、金属工作機械等計四つでございましたが、その後三十七年度に八機種追加をいたしました。それから三十八年度にさらに四機種追加をいたしております。また、四十一年度になりまして一機種削除いたしました。新たに十機種の追加をいたしております。それで合計二十五機種ということに相なっております。

○松平委員 この機種を見ますというんなパライティに富んでおるのですけれども、第一の金属工作機械、これによりまして、いわゆる包括保険として五千万円以下、それから鍛冶機械というのになりますと八千万円以下というふうな規定になっておるわけなんです。私はその中で見ておりました、たとえば五番目のミシンというのがあつたのですけれども、このミシンなどを対象の機種にしたというのは、一体いつごろどういふ理由なんでしょうか。

○赤澤政府委員 ただいまの御指摘のミシンでござい

ますが、これは工業用のミシンでござい

ます。機種の選定の基準といたしましては、中小企業の設備の近代化に効果のある機種であるというところが第一点。第二点といたしましては、機械工業の振興の見地から重視すべき機械であるというところ。第三点といたしましては、割賦販売がかなり広く行なわれておりました、これに對する保険の効果が大いなるものであるという選定の基準を置きまして、機種の選定を行なっておりますわけでございます。

○松平委員 いま技術革新の時代で、かなり変転が激しいと思ひます。今度のローンの制度を取り入れるということによつて、何か機種を上げるとか、あるいは従来の機種をやめて新しく機種をつけ加えるとか、そういう機種に對する将来の考え方というものはどういふ考え方を持っておりますか、この点を伺つておきたい。

○赤澤政府委員 現在の二十五機種と申しますのは、機械の中で、先ほど申し上げましたような観点から選びましたもので、大体は網羅をいたしておるうちに考えております。ただ、ただいまお示しのように経済事情等非常に変わつてまいっておりますので、それに應じて對象機種を拡大していきたいという方針を持っております。たとえば最近割賦販売の増加の傾向にございまして、トラックレーンでございまして、あるいは、必ずしも従来對象としておりましたような生産設備ではございせんが、中小企業の特長事務管理の近代化に資するような小型の電子計算機でありますとか、さらには公害關係の機器、こういうものも、もし割賦販売というふうなことが実際上行なわれるというふうになつてまいりますれば、当然この法律の對象として検討していつていいいのはないか、かように考えております。

○松平委員 今回のこのローン保険のことなんですけれども、通産省から出している資料によつて、抽象的なことについての説明はございまして、ただここで質問申し上げたいのは、現在、設備の近代化等に関してローン販売、こういうものを主としてやっておる——いわゆる生産に關係しておる機械なんですけれども、生産關係の機械においてローン販売の現状というか、そういうものはどういふふうに把握しておられるか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○赤澤政府委員 御存じのように、ローン販売と申しますのは、主として耐久消費財を中心としたしまして発達してまいつたものでございまして、ここ数年來、設備機械についてもこれが行なわれるようになってきた。こういうのが現状でございます。私も調べてみますと、まず都市銀行がこれを行なつておるわけでございますが、都市銀行のローン基本契約を行ないました締結件数で見ますと、昭和三十九年度には八件程度でありましたのが、毎年二倍以上の勢いで増加をいたしております。昭和四十四年度末、最近あたりの調査ですと約三百七十件くらい、非常に大きな件数になっております。このほか地方銀行あるいは相互、信金等々まで含めると、全国では約九百件くらいがビジネスローンの契約件数ということではないかと思ひます。

そこで、お話しした、この保険の對象機種がどのくらいその中に含まれておるかということ調査をいたしましたところが、ほぼ七十五件程度がいわば純粹の設備機、こういふもののビジネスローンであるというふうな考えられております。この七十五件という数字も、傾向から見ますと、全体のビジネスローンの基本契約締結が大体二倍くらいのピッチで急増いたしておりますのに對しまして、この設備機械のビジネスローンのほうは、ここ数年でございまして、三倍くらいというふうな非常に早いスピードでこれが普及しつつある、そういう現状であると承知をいたしております。

○松平委員 さつき横山君が質問をしたときに、私、聞き落としたか、あるいは彼がその点について触れなかつたかどうか、ちよつと疑問に思つておるのですけれども、いわゆるローンを追加した

場合におけるやり方というか、その中でちょっと不明な点があるのです。パンカー、金融機関とメーカー、それからユーザ、それが包括保険をやるとした場合に、パンカー、メーカーとの間に契約をする。ところが、ユーザのほうにA、B、C、Dといたしますと、その中でA、B、C、Dはとも金はないから包括保険をやってもらわなければならぬ、割賦販売にしなければならぬ。それからC、Dも割賦販売にしなければならぬけれども、今度の機種に関する限りは割賦販売にしないでいいのだ。そういう場合には、C、Dというものはその包括保険から抜けることはできるのか。A、B、C、Dと分かれておる場合に、包括保険というのはどういうふうに通算するのか。その点について通産省が出されておる説明を見てもよくわからない点がある。この点についての説明をいただきたい。

○赤澤政府委員 いまのお話でございますが、割賦の場合にいたしまして、あるいは今回のいわゆるビジネスローンという点に關係する場合におきまして同様でございますが、メーカーのほうがある機種につきまして包括的に保険契約を結ぶわけでありまして、したがってA、B、C、Dとユーザがあるという点にいたしまして、もしC、Dというユーザが現金買いをするという場合には、これは關係ございせん。ただ、A、B、C、Dがいずれも割賦でこれを買うといたしますれば、包括保険契約でございまして、ビジネスローンという制度を利用するにいたしまして、あるいは従前の割賦保険を利用するにいたしまして、いずれも包括保険でありますから、全部ひっかかってくる、こういうふうに考えていただいてよろしいかと思ひます。

○松平委員 それから次に伺いたい点は、実際の保険の現在の経理状況と申しますか、そういうことを伺っておきたいのだけれども、この説明資料によりまして、五ページに三十六年以降四十四年までの事業収支の累計というのが出ておる。これで三角になっておるのはマイナスだろうと思ひ

けれども、そうすると、三十八年から四十三年にかけて十三億千五百万ですか、十三億円ばかり赤字になっておると思う。この事業収支から見るとその見えるのですが、これはどういう数字ですか。この三角になっておるのはマイナスだろうと思ひのだけれども、それだけ特別会計に穴があいた、こういうことであるのかどうか。その辺はどうですか。

○赤澤政府委員 ただいまお示しの資料でございますが、これは単位百万円でございます。それで、いまお話しのように、三十八年度が一千万円の赤字、以下三十九年度に新たに事業収支が一億四千二百万赤字が出まして、累計の赤字が一億五千二百万、こういうことになっておるわけでございます。収支累計の一番はしどころが三角の一二でございまして、一億一千二百万の累積赤字、こういう形になるわけでございます。

この赤字は、しからばどうなっておるか申しますと、そのときの資本金からこの赤字の分が差し引かれると申しますか、それだけ資本金が減つておるといふ状況になっております。四十四年度におきましては、見込みでございまして、大体一億一千八百万程度の黒字が出ると見込まれておりますので、累計いたしますと六百万程度の黒字になる、ほぼとんとんから若干の黒、こういう感じになる、そういう数字でござい

○松平委員 そこで、これに要する経費は、特別会計でありますから、保険料でまかなつておられるのではないかと申すけれども、その中で伺いたいのは、いままではずっとこういう赤字が続いてきた。四十四年度黒字になるといふ見込みでございまして、四十四年度に出るわけでありけれども、大体この保険に従事しておる職員というものは何名ぐらゐるのか。それからその職員の給料は、国家公務員として国の予算の中に入つておるのかどうか。あるいは特別会計としてこの会計の中で収支のやりくりをしておるといふのであるかどうか。そういう点は一体どうなつておるのか。

○赤澤政府委員 この保険を実施しております経費の關係の御質問でございますが、ただいまこの保険は、御承知のように特別会計をもつて処理をいたしております。したがって、この特別会計にございまして、いわば資本金の余裕金を資金運用部に預けまして、その資金運用部に預けました利子収入でもつて、いわば特別会計に關与しております三十名の職員の給与その他事務経費をまかなつておる、こういうことでございます。實際問題といたしましては、三十名の人間がいま従事をいたしておりますが、その給与はもろろん国家公務員でございまして、国家公務員の給与と同じベースの給与を支給いたしておる、こういうことでございます。

○松平委員 そうすると、今度ローンまで拡充すると、職員の増強をしなければならぬだろう、こういうことになるだろうと思ひます。先ほど、このローンの制度を新たに設置するといふ場合における見込みのようなもので、ちょっとその数字に触れられましたが、その職員の給与その他をまかなつていくのに十分であるのかどうかということ。

それから、もう一つは、一体この窓口は、私の聞いているところによると、通産局でやつておられるところ、それから全然通産局には権限がなく、本省で直接やつておられるところ、あるいは窓口というか、それはどうしてそういうことになるのか、つまり東京では、東京通産局ではなくて本省でやつておられるということを開いておるし、四国にも中国にも通産局はあるのだけれども、その通産局ではこの事務は取り扱わせない、こういうことを聞いておるわけであるのか、その点がちょっとふしぎに思ひます。これは理由を聞かせてもらいたい。

○赤澤政府委員 今回のローン保険を実施するにあたりまして、職員の増加が必要であるかどうかという点でございますが、私も実は昨年電算

機の導入をはかりまして、一その事務の合理化あるいはスピード化をはかるようにいたしております。そういったことから、このビジネスローンに対する保険、ローン保険が実施をされるといたしまして、職員の増加は行なわなくても従来以上の能率的な事務処理ができるのではないかと、こう考えておるわけであります。

それから次に、ただいま申し上げました三十名の人員の配置でございますが、これは本省が二十四名、大阪通産局が三名、名古屋の通産局が三名、こういう区分に相なつております。保険契約者は大体全国に分布いたしておるわけでございまして、實際問題といたしましては、東京、大阪、名古屋といったようなところが中心でございまして、その他のところは件数が非常に少のうございまして、そういった關係から、實際この保険の事務を扱つておるところは、東京では本省でございまして、本省、これは全体もまた統括をいたしております。それから大阪と名古屋といふことで、他の通産局では実はまだ保険事務そのものは取り扱っておりません。ただ、保険契約者の便宜を考えまして、大阪、名古屋以外では、札幌、仙台、福岡各通産局では、保険契約の受付事務はいたしております。中国と四国につきましては、現地の実情等からまだそれほど要望が出ておりませんが、やつておりませんが、今後実情に應じて、そういう必要が出てまいりますれば、いま申し上げましたような札幌、仙台、福岡でやつておりますような受付事務も開始していきたい、こういうふうに考えております。

○松平委員 全国的に適用されるべき法律であるわけだけれども、中国とか四国、これは件数が少ないと言つておられるけれども、中小企業者が少ないのか、あるいはこういう法律があるといふことをPRすることがうまくやつてないといふのか。どうして中国や四国は受付業務をやつてないのか。中国、四国の中小企業者は、こういうことをしたいといふ場合にメーカー側と話をしなければならぬが、それはどこへ来て話をするのか。そ

れはどこの窓口になっているのか。

○赤澤政府委員 中国、四国のお話でございますが、保険の契約者は、御承知のように本法では機械のメーカーでございます。したがって、いま指定業種二十五機種の機械メーカーというものがどこに中心を置いておるか、こういうことでございまして、そういったことからいたしますと、二十五機種の生産メーカーの本店等は、主として大阪、名古屋、東京と、この近辺に集中をいたしているわけでございます。もちろん中国、四国にもないというわけではございませんが、比較的そういったメーカーが少のうございまして、

では、中国、四国のそういったメーカーが包括保険契約をするのであればどこでやるのかというところでございまして、これはたいへん御足労でございますが、本省へ来ていただきまして東京で保険契約を結んでおります。

○松平委員 それはちょっとおかしいと思うのですがね。どうして近いところで、大阪なら大阪でそれを受け付けてやるというふうにしないのか。中国、四国の機械メーカーもやはりおると私は思うのです。それがどうしても東京まで来なくちゃいかぬ。いまお聞きすれば、大阪でちゃんと職員がおるにもかかわらず、中国、四国だけはどうしてそういう待遇をしておるのか、そここのところの理由をちょっとはつきりさせてもらいたいと思ふ。

○赤澤政府委員 これはどうも御指摘を受けてたいへん恐縮でございますが、設置法あるいは組織規定の関係、職員の数、こういったものからいまして上げたようなことになっておるのかと思ひます。ただ、先ほど御答弁申し上げましたように、経済の情勢もだんだんと変わってきておりますので、できるだけ近い機会に、中国あるいは四国の通産局に、少なくとも札幌、仙台等と同じような受付窓口が設置されるように考えてまいりたいと思ひます。

○松平委員 もう一つ通産省に伺っておきたいのは、現行法の第三条の第三項ですか、この中にこ

ういうものについては保険契約はしないのだ、こういうことがあるが、その中の「一 製造業者等が当該割賦販売契約を履行する能力を有すると認められない場合」、こういうのがあつたのだけれども、これはどういう基準であつた方はそのう判断をするのか。これはおそらく保険契約をするのは大企業だろと思うんだけど、大企業の中にそういう契約をするに値しないような能力しか持つていないというのがある。そういう基準はどこにあるのですか。どういう規定なんです、これは。

○赤澤政府委員 いま御指摘の第三条第三項の第一号の規定でございますが、これは私も似たしましては、たとえば保険金詐欺的な悪質業者、こういうものを排除したい、こう考えておるわけでございます。実際問題としては、現実にはこれを発動いたしまして契約を拒否したというふうな事例は出ておりません。今後こういったようなものが出るか出ないか、あるいは出た場合にどういったような基準でもってこれを考えていけばいいかという点につきましては、目下検討をいたしておりますが、何ぶんまだ前例がなく、この一号該当ということで保険契約を拒否するという事例はございませんので、私も、こういったような事態が出そうになってまいりますれば、その点は慎重に検討いたしまして、何らかの基準を設ける必要があるかと思つております。

○松平委員 この法律は、ことに今度のローンについてもそうだけれども、中小企業の設備の近代化のためというこの通産省のほうから出している説明書によりますと、発展途上国の製品の進出等によつて設備の近代化が焦眉の問題となつてくる中小企業にとつて、現在最大の隘路といふものは実は設備資金の不足であるのだ、この設備資金の不足を補うためにこういう制度も必要なんだ、こういう理由をつけておるわけなんです。

そこで、これは私は大蔵省に聞きたいのだけれども、私どもかねてから主張しておる点の一つといたしましては、中小企業は確かに設備の近代化

が必要である、設備の近代化を必要とするけれども、設備資金が不足をしておる。一方において政府自体は、中小企業は自己資金というものを増強しなければならぬというのを盛んに言っているわけなんです。そこで、こういう制度と並行しながら、むしろこういう制度ができる前に、いわゆる施行令に書いてあるような二十五品目というか、二十五の機種のことといったものの設備の近代化をはかるという場合においては、何らか積み立て金制度というものを設けて、そしてそれを非課税にしておいて積み立て金にする、そういうことで設備の近代化をはかつていくという制度を考えられたいものかどうか、そういうことを考えられたことがあるかどうか、これを大蔵省に伺つておきたいと思ひます。

○安井説明員 お答え申し上げます。ただいま先生の御意見は、中小企業の設備の近代化のために、機械設備を購入するための資金をあらかじめたくわえておいて、企業の自己資金を豊かにしようという御趣旨だと存じます。私もかつて、そういう中小企業の設備の近代化のために積み立て金を認めてはどうかという議論をしたことはございます。

税制上これを取り上げますときに、一番難点になりますのが、機械を購入するという目的のために積み立てをするわけでございますけれども、たとえば三年なり五年なりたちまして、実はその機械設備を、いろいろその企業の事情等がございまして、買わないという場合があり得るわけでございます。そうなりますと、このときに、ただ単に積み立て金を取りくずせばいいということになりますと、その何年かの間に無利子金融ということになりますと、税制上非常に不公平という問題が起きてくるわけでございます。したがって、検討いたしました末に、税制上とり得る措置といたしましては、いわゆる機械を現実に購入なさるときに、たとえば中小企業の場合でございますと、中小企業合理化機械の特別償却、つまり初年度特別償却という形で、大企業の場合には初

年度四分の一の特別償却でございますけれども、中小企業の場合には、ときにはこれを三分の一の特別償却にいたしまして、その機械を現に買ふときにその企業金融をゆるめるといふ制度のほうに望ましかろうというふうに考えたわけでございます。つまり、初年度三分の一の特別償却を認めますと、かりに一千万円の機械を買いましたときに、その三分の一の特別償却と申しますのは、三百三十万円の償却に認められるわけでございますから、三百三十万円に税率をかけますと、税額にいたしまして、大体一千万円の機械に對しまして約一割くらいの税額、一千万円の機械を買いますと、大体百万円くらいの税額が安くなるわけでございます。その分だけ非常に買いやすくなるという制度を設けたわけでございます。

さらに、中小企業の近代化促進法と関連いたしまして、特定業種なりあるいは指定業種につきましては一律の割り増し償却を認めて、現に購入しておられる機械につきまして、普通の償却のほかに、三分の一の割り増しであるとか二分の一の割り増しであるとかいう制度を講じまして、いま先生の御指摘のような、中小企業の設備の近代化に税制上援助するという方向が望ましかろうというところで、そちらの制度をとつていふ次第でございます。

○松平委員 それも一つのやり方で、初め考えられたことを——そういうふうには、現在も、割り増し償却とか、あるいは特別償却という方向でこの問題をしたほうがいいという考え方で、初めの考えはとれなかった、こういう答弁であつたわけでありまして、資金が不足なので機械が買えない、こういうことなんです。ですから、当初資金関係のことを考えてやる税法のほうに、中小企業者のためには必要になるんじゃないか。何か外国の私の聞いた話ではたしかフランスだと思ひましたけれども、フランスには、中小企業のためのいわゆる近代化資金というか、積み立て金制度があつて、そしてたしか三年だと思つたけれども、それを買わなかつた場合にはあらためてさかのぼつて

その税金を取る、こういう制度をとっておるといふことを聞いておるわけです。したがって私は、めんどくさいかもしれないけれども、三年ぐらゐを限って、そして設備の近代化のための特別の積み立て金制度というものをつくって損金に落とすといふ、そして買わなかった場合には税金を取る、こういうふうにしたほうが中小企業者としてはやりいんじやないか、こういうふうにするけれども、そういう考え方は現在大蔵省は持っておりませんか。

○安井説明員 先生の御指摘のように、あらかじめ積み立て金制度を設けて中小企業金融をゆるやかにするという御議論、もつともだと思ひます。もつともだと思ひますが、そういう形になりますと、いま御指摘のように、あとで買わなかった場合に取返す。取返す場合に、ただ単に取り返したのでは、他の企業も全部、たとえば設備を買いますということを言ひまして、三年たつてから実はやめましたということになるわけでございます。そして、もしその制度を設けるといたしますと、買わなかった企業に対しては何かのペナルティーを課すとかいうことをしませんが、非常に公平論の問題で問題が出てくるだろう。その辺のことも実はございまして、私も、先生御指摘の、外国でもそういう制度をとっている国があるかということとを調べてみたのでございまして、ちよつと私の手元では、フランスでも、近代化設備計画というやうなことでやつております制度につきましては、増資配当の免税制度というのはいかか考へているやうでございますけれども、設備を購入するからというに基いてあらかじめ留保を厚くさせぬという政策は、どうもとつていないやうでございます。

むしろ私ども、そういう内部留保を厚くする方法は、設備を買うからということではなしに、たとえば一般的に中小企業について法人税率を下げる。たとえば今回の法人税率の引き上げにつきましても、中小企業部分につきまして、つまり資本金一億円以下の法人の三百万円以下の所得につき

ましては法人税率の引き上げを行なわないとか、あるいは同族会社の事業所得課税の控除限度額を引き上げるとか、そういうことでやはり留保を厚くさせる。一般的にやつていったほうが、むしろ税制としては望ましいのではあるまいか、こんな考え方を持っているわけでございます。

○松平委員 その点は、いま大蔵省の考え方はわかりましたが、いま説明の中にありましたフランスの制度ですけれども、私どもは、中小企業の業者と実際接触して話をしておる。その中で一番彼らが望んでおることは、——政府の言っていることは、自己資金が足りないんだ、もつと自己資金をふやせ、こういうことを言つておる。そこで、自己資金をふやすというためにはやはり増資をしなければならぬけれども、その場合に、その配当の中で半分くらい増資に充てるんだ、こういうふうにした場合において、いまあなたがいらっしゃるフランスの制度のやうなぐあいに、いわゆる配当分については損金に落とすといふ、こういうことにしてもいいやないかというのが多くの中小企業の実際の業者の声になつておると思ひます。

それで私は、これは無制限にやることではなくて、その経済情勢等に應じなければならぬけれども、中堅企業に育てるんだという場合において、二千五百万円から三千万円の資本金になるまでは、配当に充てるというものについては、かりにその配当の中の半分を増資に充てるというやうな場合に、半額だけは損金に落とすとしてやる、こういう方法をとつて、そしてそれが中小企業の近代化、つまり機械の購入資金に充てられるなり、そういう方向をとることができるとは思ひます。言いかえるならば、自己資金をそういう形における配当による増資、しかもその配当の半額だけ増資にするというやうな場合の一つの優遇措置というものは考えられないものであろうか。これは、さつきあなたが説明の中で触れられた外国の例がありますけれども、現在どういふことを考へておられるか、その点、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○安井説明員 先生の御指摘は、配当部分に對します税を軽くすることによりまして増資のインセンティブにしたらどうかというお話かと存じます。

御承知のように、かつて昭和二十九年から三十一年まで——多少端数はございしますが、大体二十九年から三十一年ごろまでの約三年間に、増資配当免税という措置を私ども講じたことがございします。そのときの結果をあとから見てみますと、その増資配当免税をしたから増資がふえたかといひますと、実はあまりふえておりませんで、一番最後の年には、数字で言ひますと大体三千億ばかりの配当払い込みが行なわれておりますけれども、翌年以降またその増資配当がたつと落ちてしまひまして、その増資配当免税をしてゐる期間に將來増資すべき部分を繰り上げてしまつたというやうな形になつてゐるやうでございます。

この増資配当免税をいたしますと、これは税法上の技術的なことを申し上げて非常に恐縮なものでありますけれども、増資配当免税をしたものにつきては、受け取る株主側の税金のほうを考へてみますと、配当部分について免税をしておきながら、受け取る場合にまた配当控除をするといふことになりまして、それを避けるためには、増資部分と増資部分以外のものとを分けまして税額調整しなければいけないという、非常に技術的な問題も出てまいつたわけでありまして、この二十九年から三十一年にかけましては、それに踏み切つて、増資部分については一定率、年配当率一〇％以下ということで制限はいたしましたことはしたわけでございますが、受け取り側では、法人側で税金を納めていなくても配当控除をするというやうな形でしたわけでございますが、いま申し上げたやうなことで、実効があがらないといふことでやめたわけでございます。

それからもう一つ、わが国のいま、実験といつてはおかしいのでありますけれども、やつておりますのが、配当に對しましては配当課税というやり方をとつております。これは大企業でございま

すと——大企業と申しますか、三百万円超の所得になりますと、留保分が三五％、配当分は二六％という比率になつておりますし、三百万円以下のものにつきましては、留保分が二八％、配当分は二二％という税率になつてゐるわけでございます。

この配当課税制度を採用いたしましたときに、実は自己資本充実と申しますか、株式の払い込み資本の増加というのを期待いたしましたしてやつたわけでございますけれども、どうもこれも、必ずしも期待しただけの効果はあつていないといふやうな状況でございまして、これは多少先生の御指摘の中小企業と必ずしも言えないわけでございますが、証券業協会のほうのアンケートを見ますと、配当課税があるから増資がしやうかつたかという質問をいたしましたのに對しまして、これは昨年の六月から七月にかけてのアンケートでございましてけれども、配当課税と関係なしに増資をしたというお答えが九割からまいつたわけでございます。どうも税制というものはあまりにも無力ではないかという感じを實は持つてゐるわけでございます。御指摘のやうな、自己資本を充実させる方法というものは、やはり利益をあげてその利益を内部に留保していくという形がどうも一番いい方法ではないだろうかといふやうな感觸を持つてゐるわけでございます。

○松平委員 それから、ついでに耐用年数のことについて伺つておかなければいかぬと思ひますけれども、二十五機種の中この耐用年数というものは、どういふやうなぐあひになつてゐるのか。つまり減価償却資産の耐用年数、昭和二十六年制定後いろいろ変化があると思ひますけれども、ことに賦信用保険法の適用を受けておる機種についての耐用年数というものは、特別の考慮がされておるのかどうか、その辺について伺つておきたいと思ひます。

○安井説明員 この機械類賦信用保険法の対象の機械につきましての耐用年数がどのやうになつてゐるかというお尋ねでございますが、耐用年数の短縮を實はいたしておりますが、昭和三十六

年度に大体二割の短縮をいたしております。それから、そのあと三十九年度に平均して一五%の短縮をいたし、昨年度も、あるいは本年度の税制改正におきましても、項目数は少のうございますけれども、できる限り耐用年数の短縮をいたしたいというふうに考えているわけでございます。

この賦払い信用保険の対象になりますような機械は、やはり重要な機械でございますので、耐用年数の短縮をいたしますときには、通産省のほうとも十分御相談いたした上でやっておりますので、この対象となつております機械につきましても、これらの改正を通じまして耐用年数の短縮が行なわれている、かように考えているわけでございます。

○松平委員 いまの説明の中に若干あつたようなんですけれども、今度新しいローンの信用保険を追加するという事で法律改正をするということとでありますので、その件について、法人税の引き上げということにもかんがみて、本年度特に耐用年数というものを考えていただかねばならないことではないかというふうに思つていますけれども、何か昨年比べて特別に本年度は少し耐用年数について考慮するというようなことを考えておられるかどうか、その点をもしはつきりしているならば数字をあげてやっていただきたいと思ひます。

○安井説明員 本年度の税制改正におきましても、企業体質の改善という目的のために、耐用年数の全面的な短縮とはとうてい申せませんけれども、見直しをいたすことにいたしております。財源的にも大体平年度で四十四億ぐらいの範囲内でいたしたいと考えておりまして、通産省のほうからも、必要と認められる機種、機械設備等につきまして御協議をいただきまして、四十五年度の税制改正の一環として耐用年数の短縮をしてまいりたい、かように考えております。

○松平委員 これで私は大体質問を終わります。時間がございませんから、ほかの会合に出るので、これをもって私の質問を終わりたいと思ひ

ます。

○八田委員長 次回は、明二十五日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会